意見を表示し又は処置を要求した事項

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
総務省		
	36条処置要求	
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により積立てを行った基金の規模について（総務大臣宛て）	····· 269
外務省		
	36条意見表示	
	政府開発援助の実施状況について（外務大臣、独立行政法人国際協力機構理事長宛て）	····· 275
文部科学省		
	36条意見表示	
	中学校における部活動指導員の配置支援事業による教員の働き方改革に関する事業効果等について（スポーツ庁長官及び文化庁長官宛て）	····· 280
厚生労働省		
	34条処置要求、36条意見表示	
	雇用調整助成金等に係る不正受給返納金等債権の債権管理について（厚生労働大臣宛て）	····· 285
農林水産省		
	34条処置要求	
	多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係る対象農用地の保全管理等について（農林水産大臣宛て）	····· 292
経済産業省		
	34条処置要求、36条意見表示	
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業等における賃上げ要件に係る達成状況の確認等について（中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て）	····· （309ページ参照）

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
経済産業省		
34条処置要求、36条意見表示		
	小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業の事務の効率化等のために使用している共済システムの再構築について（中小企業庁長官、独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て）	・・・・・ （317ページ参照）
36条意見表示、36条処置要求		
	地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）融資事業等により造成されたファンドの規模の見直し状況、同事業等の事業効果の検証状況等について（中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て）	・・・・・ （334ページ参照）
国土交通省		
34条処置要求、36条意見表示		
	航空機を用いた三次元測量業務の積算について（国土交通大臣宛て）	・・・・・ 297
内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省		
34条処置要求、36条意見表示、36条処置要求		
	研修体系見直し後における児童発達支援管理責任者及びサービス管理責任者の研修要件の確認等について（内閣府特命担当大臣及び厚生労働大臣宛て）	・・・・・ 302
独立行政法人国際協力機構		
36条意見表示		
	政府開発援助の実施状況について（外務大臣、独立行政法人国際協力機構理事長宛て）	・・・・・ （275ページ参照）
独立行政法人中小企業基盤整備機構		
34条処置要求、36条意見表示		
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業等における賃上げ要件に係る達成状況の確認等について（中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て）	・・・・・ 309

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
独立行政法人中小企業基盤整備機構		
34条処置要求、36条意見表示		
	小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業の事務の効率化等のために使用している共済システムの再構築について（中小企業庁長官、独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て）	····· 317
36条意見表示、36条処置要求		
	地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）融資事業等により造成されたファンドの規模の見直し状況、同事業等の事業効果の検証状況等について（中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て）	····· 334
独立行政法人住宅金融支援機構		
34条処置要求、36条意見表示		
	証券化支援事業におけるフラット35の債権に係る融資審査等について（独立行政法人住宅金融支援機構理事長宛て）	····· 344

2　検査の結果

(3) 意見を表示し又は処置を要求した事項

（目次は 11 ページ）

各案件の件名の下には、指摘金額及び背景金額を記載している。金額の前に「(背景金額)」の表記があるものが背景金額、当該表記がないものが指摘金額である(指摘金額及び背景金額の説明については、26 ページ参照)

総務省

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により積立てを行った基金の規模について
（総務大臣宛て）

・使用見込みがなかった 13 県の基金残高のうち交付金充当額　　４９億６１０３万円

1　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による事業の概要等

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による事業の概要

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(注1)は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年府地創第127号）等に基づき、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月閣議決定）の一環として、新型コロナウイルスの感染拡大の防止、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図るために、また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(注1)（以下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と合わせて「臨時交付金」という。）は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年府地創第327号）等に基づき、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月閣議決定）の一環として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者の支援を通じた地方創生を図るために、国が交付するものである。臨時交付金の交付対象は、それぞれ、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的で必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成し、内閣府に提出して確認を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画等（以下「実施計画」という。）に記載された事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用とされている。

（注1）　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については令和2年度から4年度までに計18兆3259億円が、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については5年度から8年度までに計6兆6631億円が、それぞれ補正予算等により予算措置されている。

地方公共団体が作成した実施計画に記載された臨時交付金の交付対象事業が地方単独事業又は複数の府省で所管する国庫補助事業で構成されている場合は貴省が交付行政庁となることとなっており、実際には、全ての実施計画に地方単独事業が含まれるなどしているため、貴省が交付行政庁となっている。そして、貴省は、実施計画に記載された事業を実施する地方公共団体に臨時交付金を交付している。

地方公共団体が貴省から臨時交付金の交付を受けて実施する事業には、地方公共団体が単年度で実施する事業と、地方公共団体が臨時交付金を原資として設置造成又は積増し（以下、これらを合わせて「積立て」という。）した基金を複数年度にわたる事業実施期間内に取り崩して実施する事業（以下「基金事業」という。）がある。

(2) 基金事業の概要

「令和4年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和4年内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡。以下「内閣府事務連絡」という。）等によれば、臨時交付金の対象となる基金事業は信用保証料補助事業、利子補給事業（以下、これらを合わせて「信用保証料補助等事業」という。）等とされている。

信用保証料補助等事業は、地方公共団体が、金融機関から融資を受けた事業者が本来負担すべき信用保証料等を減免した信用保証協会等に対して、信用保証料補助金等として、減免した信用保証料等の全部又は一部を支払うなどするものである。地方公共団体が信用保証協会等に支払う各年度の信用保証料補助金等の額は、当該年度の4月1日が属する年の1月から12月までの各月末における、信用保証料補助等事業の対象となる融資契約（以下「対象融資契約」という。）に係る債務残高の平均額に各地方公共団体が定める信用保証料補助率を乗ずるなどして算定される。通常、信用保証料補助等事業の対象となる融資の元本は毎年度返済され、これに伴い、対象融資契約に係る債務残高は毎年度減少していくことから、地方公共団体が信用保証協会等に支払う各年度の信用保証料補助金等の額も毎年度減少していくことになる。

また、内閣府事務連絡によれば、基金の積立てを行った年度（以下「積立年度」という。）の年度末までに対象融資契約を締結すること、原則として積立年度を含め6か年度後の年度末（以下「基金の終期」という。）までに基金を廃止することなどが要件とされている。基金の終期は、複数の年度に積立てを行った場合にあっては、積立年度ごとに設定されることになる（図表1参照）。

図表1　基金の終期（令和4､5､6各年度に基金の積立てを行った場合）

年度／積立年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
4年度の積立て	積立て					基金の終期		
5年度の積立て		積立て					基金の終期	
6年度の積立て			積立て					基金の終期

(3) 基金の執行管理

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）によれば、基金に充てる資金として交付する補助金等については、各省各庁の長は、その交付の条件として、「基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと」「基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと」などを定めることとされている。

財務大臣が平成26年10月に各省各庁の長宛てに発出した「基金造成費補助金等の活用に関する指針について」（平成26年財計第2534号。以下「指針」という。）によれば、各省各庁の長にあっては、基金の設置後においても、適正化令を適切に運用して基金の執行管理に努めることとされている。また、国費の適正かつ効率的な使用の観点から、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月閣議決定。以下「基金基準」という。）を参考とするなどして、あらかじめ基金の廃止時期を設定するとともに、当該廃止時期が到来する前の時点においても、基金の額が過大であるか否かを不断に確認するものなどとされている。基金基準では、基金規模を客観的に把握するために基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合（以下「保有割合」という。）を算出すること、保有割合が1を大幅に上回っている基金等の使用見込みの低い基金については基金の財源となっている国からの国庫補助金等の国庫への返納等を検討することなどとされている。

地方公共団体が臨時交付金の交付を受けて積立てを行った基金の管理、取崩しなどについては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金管理運営要領（総務省）」（令和3年総行応第74号）及び「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金基金管理運営要領（総務省）」（令和5年総行政第329号。以下、これらを合わせて「基金管理運営要領」という。）によることとされている。貴省は、適正化令等の趣旨を踏まえて、基金管理運営要領に基づき、地方公共団体に対して、事業実施期間の毎年度末に、基金事業における支出額、当該年度末の基金残高等を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金事業状況報告書等（以下「状況報告書」という。）に記載させ、当該年度の翌年度5月末までに貴省に報告させることとしている。そして、貴省は、基金の執行管理に当たり、地方公共団体から提出された状況報告書により、基金の状況を把握するなどしている。また、基金管理運営要領によれば、地方公共団体は、基金事業が全て終了したときは基金の残余額を国庫に返納しなければならないこととされているほか、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると総務大臣が認めた場合、又は、基金の廃止の時期が到来したことなどにより基金を廃止する場合には、交付金の全部又はその一

部に相当する金額を国庫に返納しなければならないこととされている。

貴省は、令和6年5月に地方公共団体に対して、「「国の補助金等により都道府県等に設置造成された基金」に関する調査表の提出依頼について」（令和6年総務省地域力創造グループ地域自立応援課事務連絡。以下「総務省事務連絡」という。）等において、基金事業の今後の見通しを踏まえ、基金の規模が過大となっている場合や、今後活用の見込みがないなど、基金に余剰金が生じる見込みの場合は、基金の終期前であっても国庫返納について検討するよう依頼している。

(4) 国会からの検査要請事項に関する報告の概要

本院は、7年12月に参議院に対して報告した「国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況に関する会計検査の結果について」（以下「7年12月報告」という。）の所見において、各府省庁は、都道府県に設置造成されている基金について、保有割合を算定させること又は基金規模が過大になっていないかなどの状況を客観的に把握する指標を設定することなどにより、基金規模の妥当性を十分に確認すること、また、適切な時期に国庫返納の必要性を検討すること、国庫返納の必要性の検討に当たっては将来の具体的な使用見込みの有無を踏まえることなどにより、使用見込みのない資金について速やかに国庫返納を行わせることなどを記述している。

さらに、7年12月報告においては、臨時交付金により積立てが行われた基金に関する検査の状況として、次の①から③までのことを記述している。

① 内閣府事務連絡を踏まえると、積立年度の年度末までに対象融資契約を締結している場合は、これにより、対象融資契約の融資額が確定することから、積立年度ごとに、積立年度の年度末時点で将来的な使用見込額を算出することが可能であり、その額を考慮して国庫返納の必要性についての検討を行うことが可能である。

② 29県が2年度から5年度までに積立てを行った基金において、各積立年度の年度末時点で基金の将来的な使用見込額を考慮した国庫返納の必要性の検討を行う余地がある状況となっていた。

③ 基金管理運営要領で示される保有割合の算定式は、年度末時点での基金残高をこれまでに基金に積立てが行われた額で除するものとされていて、これにより算定される値は必ず1未満となるため、基金規模の妥当性を判断するための指標として機能するものとはなっていなかった。

2 本院の検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、有効性等の観点から、7年12月報告を踏まえた貴省の対応はどのようになっているか、臨時交付金により積立てが行われた基金について、将来的な使用見込額に照らして基金規模が過大となっていないかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、7年度末時点で、臨時交付金の額の確定が完了している4年度から6年度までの事業により積立てが行われ、かつ、基金の終期が9年度末以降である基金残高を保有する18県(注2)（30事業、7年度末基金残高計95億1356万余円、うち交付金充当額86億6963万余円）を対象として、貴省、内閣府本府、7県(注3)において会計実地検査を行うとともに、18県全てから、7年度末までの国庫への返納状況、基金事業の執行状況、8年度以降の基金の使用見込み等についての調書の提出を受けるなどして検査した。

（注2） 18県 宮城、山形、茨城、埼玉、富山、長野、静岡、三重、島根、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県

（注3） 7県 茨城、富山、三重、広島、長崎、宮崎、鹿児島各県

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 7年12月報告を踏まえた貴省の対応状況

貴省は、7年12月報告を受けて、保有割合が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能するよう、7年度基金事業実施分の状況報告書の様式について、年度末時点での基金残高を次年度以降の使用見込額で除するものとする保有割合の算定式を新たに設けて、8年3月に地方公共団体に対して周知していた。

しかし、貴省は、7年度基金事業実施分の状況報告書に記載させることとしている基金事業における支出額、次年度以降の支出見込額、当該年度末の基金残高等について、積立年度ごとに記載させることとしていなかった。前記のとおり、基金の終期は、複数の年度に積立てを行った場合にあっては、積立年度ごとに設定されることになる。このため、貴省において基金規模の妥当性の判断は基金の積立年度ごとになされる必要があるが、検査の対象とした18県の7年度基金事業実施分の状況報告書をみたところ、15県(注4)の当該状況報告書には、積立てを行った各年度分が合算された基金残高等が記載されていて、貴省において依然として基金の積立年度ごとに、次年度以降の支出見込額、当該年度末の基金残高等を把握することができず、新たに設けた保有割合の算定式が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能しない状況となっていた。

（注4）　15県　　宮城、山形、茨城、埼玉、富山、静岡、三重、島根、岡山、高知、福岡、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県

このように、貴省は、7年12月報告を受けて7年度基金事業実施分の状況報告書の様式を改めていたものの、依然として基金事業における支出額、基金の終期までの使用見込額、基金残高を踏まえた基金規模の妥当性を判断するための指標として十分機能するものとなっていなかったことから、各県の基金規模が過大となっていないか十分に確認できていなかった。

(2) 使用見込みのない基金残高が保有されていて基金規模が過大となっていた事態

検査の対象とした18県のうち、埼玉、富山、長野、岡山、沖縄各県（7年度末基金残高計18億7140万余円。交付金充当額同額）は、基金の終期までに7年度末時点での基金残高の全額を使用する見込みであるなどとしていた。

一方、上記の5県を除いた13県は、基金残高の全額は使用する見込みがないとしていた。そして、前記のとおり、積立年度の年度末までに対象融資契約を締結している場合は、これにより、対象融資契約の融資額が確定することから、積立年度ごとに将来的な使用見込額を算出することが可能であり、その額を考慮して国庫返納の必要性についての検討を行うことが可能である。

そこで、本院において、各県が対象融資契約に係る債務残高の推移の状況等を踏まえて算出した8年度以降の使用見込額を基に、使用見込みのない基金残高を算定したところ、図表2のとおり、13県（23事業）の7年度末時点での基金残高計76億4216万余円（交付金充当額67億9823万余円）のうち、計49億6103万余円（交付金充当額同額）については、積立年度の年度末時点で確定した対象融資契約に係る融資の合計額が基金の積立てに当たり見込んだ額を下回ったことなどにより、8年度以降における信用保証料補助金等としての使用見込みのない基金残高となっていた。

しかし、貴省は、前記(1)のとおり各県の基金規模が過大となっていないか十分に確認できていなかったことなどから、13県において使用見込みのない基金残高を保有している状況を把握しておらず、これらを国庫へ返納させていなかった。このため、13県において使用見込みのない基金残高を保有していて、49億6103万余円（交付金充当額同額）が過大となっていた。

図表2　13県における使用見込みのない基金残高（令和7年度末時点）

（単位：千円）

県名	積立年度	対象事業	基金の終期	基金残高 (A)	使用見込額 (B)	見込運用収入等 (C)	使用見込みのない基金残高 (A)－(B)＋(C)
宮城県	令和4	信用保証料補助 利子補給	9	6,421	165	40	6,296
山形県	4	利子補給	9	14,995	2,140	6	12,860
	5	利子補給	10	12,128	8,051	29	4,105
		小計		27,123	10,192	35	16,966
茨城県	4	信用保証料補助 利子補給	9	1,111,501	52,408	12,998	1,072,091
	5	利子補給	10	14,018	9,681	6,634	10,971
		小計		1,125,519	62,089	19,632	1,083,063
静岡県	4	利子補給	9	96,139	13,014	716	83,841
三重県	4	信用保証料補助 利子補給	9	66,034	45,504	198	20,728
	5	信用保証料補助 利子補給	10	54,766	44,532	314	10,548
	6	信用保証料補助 利子補給	11	55,137	52,260	833	3,710
		小計		175,938	142,297	1,345	34,986
島根県	4	信用保証料補助	9	225,667	8,253	326	217,741
	5	信用保証料補助	10	7,258	7,255	10	14
		小計		232,926	15,508	337	217,755
広島県	5	信用保証料補助	9	784,033	139,000	9,453	654,487
高知県	4	信用保証料補助 利子補給	9	18,542	22,080	131	－△
	5	信用保証料補助 利子補給	10	40,896	32,806	461	8,550
		小計		59,438	54,886	592	8,550
福岡県	4	信用保証料補助	9	41,977	42,298	321	－△
	5	信用保証料補助	10	370,411	299,506	6,078	76,983
		小計		412,389	341,805	6,399	76,983
長崎県	4	信用保証料補助	9	66,680	67,083	403	－△
	5	信用保証料補助	10	764,467	284,229	8,420	488,658
	6	信用保証料補助	11	613,371	263,181	8,576	358,765
		小計		1,444,519	614,494	17,399	847,424
熊本県	4	信用保証料補助 利子補給	9	212,136	35,093	2,274	179,316
宮崎県	4	信用保証料補助 利子補給	9	696,296	186,969	9,360	518,688
鹿児島県	4	信用保証料補助 利子補給	9	1,247,512	113,697	12,456	1,146,271
	6	信用保証料補助	11	277,837	194,206	2,774	86,404
		小計		1,525,349	307,904	15,230	1,232,676
計				6,798,233	1,923,420	82,818	4,961,038

注（1）単位未満を切り捨てているため、計が一致しない場合がある。
注（2）見込運用収入等とは、金融機関に預け入れられている基金残高に応じて発生が見込まれる利息収入等である。

また、貴省は、地方公共団体に対して、前記1(3)のとおり、総務省事務連絡により、基金に余剰金が生じる見込みの場合は、基金の終期前であっても国庫返納について検討するよう周知していたものの、13県は、あくまで総務省事務連絡の主目的は基金に関する調査表の提出依頼であると認識していたこと、基金管理運営要領に基金の終期前の国庫返納について明記されていないことなどから、国庫返納の必要性の検討を行っておらず、基金の終期前に国庫に返納する予定はないとしていた。

（改善を必要とする事態）

貴省において各県の基金規模が過大となっていないか十分に確認できていなかった事態、及び13県において使用見込みのない基金残高を保有していて基金規模が過大となっていた事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、13県において、使用見込みのない基金残高について基金の終期前であっても国庫返納の必要性を検討することの重要性に対する理解が十分でないことにもよるが、臨時交付金による基金の執行管理を行う貴省において、次のことなどによると認められる。

ア　積立年度ごとに基金事業における支出額、次年度以降の支出見込額、当該年度末の基金残高等を状況報告書に記載させるなどして、基金規模が過大となっていないかなど、その妥当性を適時適切に判断することについての検討が十分でないこと

イ　使用見込みのない基金残高について、基金の終期前であっても国庫返納の必要性を検討することを基金管理運営要領に明記していないなど、地方公共団体に対する周知が十分でないこと

3　本院が要求する改善の処置

各省各庁の長は、指針によれば、適正化令を適切に運用して基金の執行管理に努めること、基金の廃止時期が到来する前の時点においても、基金の額が過大であるか否かを不断に確認するものとすることとされている。そして、貴省が策定した基金管理運営要領によれば、地方公共団体は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると総務大臣が認めた場合等は、交付金の全部又はその一部に相当する金額を国庫に返納しなければならないこととされている。

ついては、貴省において、臨時交付金による基金の規模が適切なものとなるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア　基金の執行管理を行うために地方公共団体に毎年度提出させている状況報告書について、当該年度末の基金残高、当該年度末から基金の終期までの期間及び支出見込額を踏まえるなどして、地方公共団体に基金の終期前の国庫返納の必要性の検討を求めるに当たり、基金規模の妥当性を適時適切に判断できるよう、積立年度ごとに、基金事業における支出額、次年度以降の支出見込額、当該年度末の基金残高等を記載させること

イ　基金管理運営要領を改正して、使用見込みのない基金残高について、基金の終期前であっても国庫返納の必要性を検討することを明記するなどした上で、地方公共団体に改めて周知すること

ウ　13県における基金の終期までの使用見込額等を適切に確認した上で、13県に対して、4年度から6年度までの事業により積み立てられ、かつ、基金の終期が9年度末以降である基金における基金残高のうち、使用見込みのない基金残高について、国庫への返納手続をとらせること

外務省、独立行政法人国際協力機構

政府開発援助の実施状況について（外務大臣、独立行政法人国際協力機構理事長宛て）

・援助の効果が十分に発現していないと認められる事業に係る贈与額 （背景金額）１０億６９４３万円

1　政府開発援助の概要

開発協力大綱（令和5年6月閣議決定）によれば、我が国は、開発途上国との対等なパートナーシップに基づき、開発途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に共に対処し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献することなどを目的として、開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動を一層戦略的、効果的かつ持続的に実施していくこととされている。そして、政府開発援助について、その他公的資金や民間資金との連携を強化し、開発のための相乗効果を高めていくこととされている。

外務省は、援助政策の企画立案や政策全体の調整等を実施するとともに、自らも、無償資金協力等を実施している。また、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、無償資金協力、技術協力、有償資金協力等を実施している。

このうち、無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施されるものである。無償資金協力は、平成20年9月までは外務省が実施し、機構がその一部の実施の促進に必要な業務を実施していたが、同年10月以降は、外務省が実施する一部の無償資金協力を除き、機構が実施することとなっている。外務省が実施することとなっている無償資金協力の中には、在外公館が資金を贈与する草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」という。）等がある。草の根無償は、開発途上国で活動するＮＧＯ、地方公共団体、教育機関等の非営利団体を対象とし、事業の実施期間が贈与契約締結日から1年以内に完了することとされている比較的小規模なプロジェクト（原則1000万円以下）である。

技術協力は、開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修、開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣、機材の供与等を実施するもので、機構や各府省庁が実施することとなっている。

有償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、資金供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないように金利、償還期間等について緩やかな条件が付されている資金を供与することなどにより実施されるもので、機構（20年9月30日以前は国際協力銀行）が実施することとなっている。

令和7年度に外務省又は機構が実施した無償資金協力の実績は2069億8774万余円、機構が実施した技術協力の実績は799億5780万余円及び有償資金協力の実績は2兆0607億8076万余円となっている。

2　本院の検査及び調査の結果

（検査及び調査の観点及び着眼点）

本院は、外務省又は機構が実施する無償資金協力並びに機構が実施する技術協力及び有償資金協力（以下、これらを合わせて「援助」という。）を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び調査を実施した。

①　外務省及び機構は、事前の調査、審査等において、援助の対象となる事業が、援助の相手となる国又は地域（以下「相手国」という。）の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、交換公文、贈与契約等に則して援助を実施しているか、さらに、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握して、評価した上で、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。

②　相手国等において、援助の対象となった施設、機材等は当初計画したとおりに十分に利用さ

れているか、また、事業は援助実施後においても相手国等によって順調に運営されているか、さらに、援助の対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、事業間のずれ、重複等が生じないよう調整されているか。

（検査及び調査の対象及び方法）

本院は、5か国(注1)において平成16年度から令和7年度までに実施された無償資金協力82事業（贈与額計357億0328万余円、うち草の根無償56事業に係る贈与額計5億4469万余円）、技術協力18事業（経費累計額79億2981万余円）及び有償資金協力15事業（貸付実行累計額3131億2441万余円）を対象として、外務本省及び機構本部において、協力準備調査報告書等を確認し、説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館及び機構の在外事務所において、事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

また、外務省又は機構の職員の立会いの下に相手国等の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から直接説明を受けて事業現場の状況を確認するなどして現地調査を実施し、さらに、相手国等の保有している資料等で調査上必要なものがある場合は、外務省又は機構を通じて入手した。

（注1） 5か国 モザンビーク共和国、パラグアイ共和国、ルワンダ共和国、東ティモール民主共和国、ウズベキスタン共和国

（検査及び調査の結果）

検査及び調査を実施したところ、次のとおり、無償資金協力2事業（贈与額計10億6943万余円）の目的が十分に達成されていない状況となっていて援助の効果が十分に発現していなかった。

(1) 無償資金協力：送変電網緊急改修計画（モザンビーク共和国）

（贈与額10億5957万余円）

ア 事業の概要

この事業は、モザンビーク共和国（以下「モザンビーク」という。）の首都マプト近郊におけるインフレネ変電所を改修することなどにより、モザンビーク南部系統への電力供給の向上・安定化を図り、もってモザンビークの地域住民の生活水準の向上及び経済活動の促進に寄与することを目的とするものである。

外務省は、平成29年8月にモザンビーク政府との間で交換公文を取り交わし、機構は、これに基づき、本事業に必要な資金として10億5957万余円をモザンビーク政府に贈与している。

本事業は、事業実施機関であるモザンビーク電力公社が、インフレネ変電所の既設変圧器の一部の容量を拡充等するもの、及びマプト首都圏近郊の配電用変電所に移動して配置することにより柔軟な保守支援に寄与するために、変圧器等の機器をトレーラーに搭載した移動式変電所を整備するものである。

機構が29年に作成した協力準備調査報告書によれば、移動式変電所は、①過負荷状態にある変電所において急増する電力需要に対応すること、②配電用変電所において変圧器のメンテナンス期間中に、搭載した変圧器を代替として利用することとされている。

また、事業実施機関は、マプト首都圏近郊が落雷頻発地域であることを踏まえ、当初、移動式変電所に搭載された変圧器等の避雷対策として、当該変電所に装備された避雷器について、配電用変電所に設置された多重接地システム等と接続することにより接地抵抗値が基準値以下になるよう設計しており、この対策により運用することにしている。

イ 検査及び調査の結果

検査及び調査を実施したところ、本事業によって容量を拡充等されたインフレネ変電所の既設変圧器は、支障なく運用されていた。また、変圧器を搭載した移動式変電所については、令和2年1月に導入され、過負荷状態にある変電所において急増する電力需要に対応するため、負荷が最も高いとされていたマトラガレ変電所において運用が開始された。

しかし、移動式変電所は、3年11月に、落雷により故障して運用できない状態となった。上記の事態に関し、事業実施機関は、前記のとおり、マトラガレ変電所の多重接地システムと移

動式変電所の避雷器を接続して避雷対策を講じていたとしているが、マトラガレ変電所で不具合が頻繁に発生したため、同変電所の多重接地システムから移動式変電所の避雷器を切り離し、移動式変電所の避雷器のみで運用していたところ、3年11月に落雷により変圧器が故障したとしている。このことについて、機構の説明によれば、事業実施機関が、移動式変電所を単独で運用する際の避雷対策を十分に講じていなかったため、落雷の際に移動式変電所の避雷器のみでは接地抵抗値が基準値を超えてしまい、変圧器に侵入した雷流電流を放電することができなかった可能性が高いとしている。

その結果、移動式変電所については、マトラガレ変電所において、トレーラーに搭載されている変圧器以外の機器と、地面に固定した代替の変圧器を接続して運用していたため、当初想定していたマプト首都圏近郊の配電用変電所に移動して配置するという運用ができない状況となっていた。

機構及び事業実施機関は、3年11月の移動式変電所における変圧器の故障発生後に現場を確認するなどしており、4年4月にはメーカーの確認の結果、故障の原因を特定していたものの、本件修理に並行して、事業実施機関が以前から保有し故障していた変圧器1台も同時に修理する調整を行っていたことなどから、修理に向けた手続が長期化することになったとしている。

その後、事業実施機関は、5年12月に2台の変圧器を修理するため南アフリカ共和国へ搬出して、8年2月には修理が完了していたとしている。しかし、モザンビーク国内の金融機関における外貨不足により2台の変圧器に係る修理費用を支払うことができなかったため、2台の変圧器は同国へ搬入されておらず、3年11月の落雷による故障から本院による8年4月の現地調査実施時点までの約4年半にわたって、整備した移動式変電所は、整備の目的に沿って運用されていない状況となっていた。

このように、マプト首都圏近郊の配電用変電所に移動して配置することにしている移動式変電所について、トレーラーに搭載して用いる変圧器が約4年半利用されておらず、柔軟な保守支援に寄与するよう整備した移動式変電所の目的が十分に達成されていない状況となっていた。

なお、本院が検査及び調査を実施した後、事業実施機関は、8年5月に修理費用の支払を完了し、修理に出していた2台の変圧器が南アフリカ共和国からモザンビークへ同年7月に返送されたとしており、移動式変電所に搭載されていた変圧器は、試運転を経て、運用が再開される見込みであるとしている。

(2) 草の根無償：ウズベキスタン視覚障害者協会点字作成機材整備計画（ウズベキスタン共和国）

（贈与額985万余円）

ア　事業の概要

この事業は、点字作成機材等（点字プリンタ、点字翻訳ソフトウェア、点字プリンタソフトウェア、点字ディスプレイ、及びスタータキット(注2)）5セットを整備することでウズベク語の点字書籍及び点字教材（以下「点字書籍等」という。）の製作を可能にし、ウズベキスタン共和国（以下「ウズベキスタン」という。）国内の視覚障害者の教育の質及び情報アクセスの向上に寄与することを目的とするものである。

（注2）　スタータキット　点字プリンタをメンテナンスするなどのために使用する工具類等

在ウズベキスタン日本国大使館（以下「在ウズベキスタン大使館」という。）は、事業実施機関であるウズベキスタン視覚障害者協会が複数者から徴取した見積りの結果を提出させ、点字作成機材等5セットの価格の妥当性を確認した上で、事業実施機関との間で4年3月に贈与契約を締結して、本事業に必要な資金として、91,283米ドル（邦貨換算額985万余円）を贈与している。

事業実施機関は、贈与契約前の申請時に、ウズベキスタン政府からの要請により本事業で整備する点字作成機材等5セットを活用して、点字書籍等を毎月約400冊製作し、特別支援学校、点字図書館等に配布するなどの点字書籍等の製作計画（以下「点字書籍製作計画」とい

う。）を、在ウズベキスタン大使館に提出している。

外務省が定めた「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン」（令和元年8月）によれば、草の根無償について、在外公館は、申請を受領した案件において、開発協力大綱等の上位政策との整合性や事業内容の妥当性等を総合的に判断して、実施意義があると認められる場合には、候補案件として選定するとされている。また、実施意義があると認められる案件については、事前調査を行い、申請団体の維持管理体制や実施能力を総合的に判断して、案件を確定することとなっており、申請団体が過去2年以上にわたり実体的な活動を継続しているかなどを調査するなどして申請団体の実施能力を調査することとなっている。

イ　検査及び調査の結果

検査及び調査を実施したところ、事業実施機関は4年7月に点字作成機材等5セットを調達し、5年3月に在ウズベキスタン大使館に事業完了報告書を提出しており、本事業が完了していた。

しかし、8年4月の本院の現地調査において、点字書籍製作計画の進捗状況を確認したところ、本事業で調達した点字作成機材等5セットにより点字書籍等が製作された実績はなかった。また、事業実施機関は、本事業で調達したスタータキット5組のうち、4組（4,480米ドル（邦貨換算額48万余円））を紛失しており、現地調査においても確認できなかった。

本事業の経緯等について確認したところ、事業実施機関は、ウズベキスタン政府からの要請による点字書籍等を製作するためには事業実施当初からA3両面印刷の点字作成機材が必要であったのに、過去に点字作成機材により点字書籍等を製作した実績がなく、点字書籍等を製作するための点字作成機材の選定等についての知見を十分に有していなかったため、A4片面印刷の点字作成機材等5セットを調達していた。このため、事業実施機関は本事業で調達したA4片面印刷の点字作成機材等5セットは、事業目的のために使用しておらず、今後も活用の見込みがないとして、8年3月に視覚障害者学校及び視覚障害者特別図書館への貸与を希望する旨の申請を在ウズベキスタン大使館に対して行い、在ウズベキスタン大使館は同年4月に上記の申請を承認していた。そして、事業実施機関は、同月にA4片面印刷の点字作成機材等5セットを視覚障害者学校及び視覚障害者特別図書館に貸与していた。

なお、事業実施機関は5年8月に自己負担によりA3両面印刷の点字作成機材を購入して、ウズベキスタン政府からの要請による点字書籍等を製作していた。また、前記の紛失したスタータキット4組については7年4月から5月に自己負担で新たに購入して、8年4月に視覚障害者学校及び視覚障害者特別図書館へ貸与している。

前記のとおり、在外公館は事前調査において、事業実施機関の実施能力を調査することとなっている。そこで、事前調査における在ウズベキスタン大使館の審査の状況について確認するため、事業実施機関のこれまでの事業活動についてみたところ、事業実施機関は、昭和31年から平成17年まで、手作業で点字書籍等を製作していたものの、17年から令和4年までの長期間にわたり点字書籍等を製作していなかった。

また、在ウズベキスタン大使館は、上記のとおり、事業実施機関が過去に点字作成機材により点字書籍等を製作した実績はなかったにもかかわらず、事前調査においてそれらの実績がなかったことを把握していなかったため、事業実施機関の実施能力に特段の問題はないと判断して、点字書籍等のサンプルの確認、点字書籍等の発注元であるウズベキスタン政府の関係部署に対する点字書籍等の製作に必要な点字作成機材の仕様等についての聞き取りなどの対応を行っていなかった。

このように、本事業により調達した点字作成機材等5セットは、視覚障害者学校等に貸与されて活用が図られているものの、ウズベク語の点字書籍等の製作には活用されておらず、視覚障害者の教育の質及び情報アクセスの向上に寄与するという事業の目的が十分に達成されていない状況となっていた。

（改善を必要とする事態）

事業の目的が十分に達成されていない状況となっていて援助の効果が十分に発現していない事態は適切ではなく、外務省及び機構において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア　送変電網緊急改修計画については、落雷による自然災害や金融機関の外貨不足といった外部要因があったことにもよるが、機構において、マプト首都圏近郊が落雷頻発地域であることを踏まえ、運用の検討段階で、事業実施機関に対して、移動式変電所を使用する予定の変電所で不具合が発生し移動式変電所を単独で運用する際の避雷対策を十分に講ずるよう助言を行っていなかったこと

イ　ウズベキスタン視覚障害者協会点字作成機材整備計画については、外務省において、本事業の事前調査に当たり、申請団体が過去に点字書籍等の製作に係る実体的な活動実績を継続して有しているか、当該供与予定機材の仕様等が事業目的に適合したものとなっているかなどについての確認が十分でなかったこと

3　本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

ア　送変電網緊急改修計画における事態を踏まえて、機構において、変圧器の修理後の状況等を引き続き確認し、移動式変電所としての機能が果たされ、事業の効果が発現しているか適時適切に把握するとともに、今後、無償資金協力等による移動式変電所の整備に当たり、事業実施機関に対して、移動式変電所を使用する予定の変電所で不具合が発生した際の移動式変電所の避雷対策を十分に講ずるよう助言を行うこととすること

イ　ウズベキスタン視覚障害者協会点字作成機材整備計画における事態を踏まえて、今後、外務省において、草の根無償を実施するに当たり、事業実施機関が機材を調達の上、書籍類を製作する事業を実施する場合、事業の事前調査において、事業実施機関が計画した事業を確実に実施できる実体的な活動実績を継続して有しているか確認するとともに、事業実施機関が過去に使用した実績がない機材を調達する際には、事業実施機関のみならず、政府関係部署等に供与予定の機材の仕様等の妥当性を確認することについて、在外公館に周知徹底すること

文部科学省

中学校における部活動指導員の配置支援事業による教員の働き方改革に関する事業効果等について
（スポーツ庁長官及び文化庁長官宛て）

・両庁及び事業主体において重複指導等の実態を適切に把握できていないなどしていた66事業主体に対する国庫補助金交付額(ア) ２億７４０１万円
・両庁及び事業主体において配置支援事業による教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施できていなかった66事業主体に対する国庫補助金交付額(イ) ２億７４０１万円
・(ア)及び(イ)の純計　（背景金額）２億７４０１万円

1　配置支援事業等の概要

(1) 配置支援事業の創設の経緯

文部科学省は、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成27年12月中央教育審議会）において、教員の長時間勤務の実態が明らかになり、その中でも特に、課外活動の指導時間が長いことが示されたことを踏まえて、平成29年4月に学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）を改正して、部活動指導員の制度を新設した。「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成29年28ス庁第704号。以下「指導員通知」という。）によれば、部活動指導員は校長の監督を受けることとされ、その職務は、実技指導、学校外での活動（大会・練習試合等）の引率、事故が発生した場合の現場対応等、部活動に係るものとされている。

同省は、30年度に、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員の配置を支援するために、中学校の設置者である市区町村等の事業主体が部活動指導員の配置に要した費用に対して補助を行う事業（以下「配置支援事業」という。）を創設した。令和4年度からは、部活動改革を推進するために、配置支援事業は、部活動を所掌するスポーツ、文化両庁（以下「両庁」という。）が実施している。

(2) 配置支援事業の概要

ア　配置支援事業の概要

「地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業実施要領」（令和4年2月スポーツ庁次長決定）、「地域文化クラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業実施要領」（令和4年2月文化庁次長決定）（以下、これらを合わせて「実施要領」という。）等によれば、配置支援事業は、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図ることを目的とすることとされている。

両庁は、配置支援事業の目的のうち、生徒にとって望ましい活動環境の構築については、部活動指導員が配置され、部活動の適正な運営、効率的・効果的な活動の在り方等について示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和４年12月スポーツ庁・文化庁）にのっとって部活動が実施されることで達成されるものであるとしている。また、配置支援事業における教員の働き方改革とは、主に、部活動指導員の配置により教員の部活動指導に係る時間が軽減されることであるとしている。

実施要領等によれば、配置支援事業によって配置された部活動指導員は原則として単独で指導や大会等への引率（以下「単独指導等」という。）を行うこととされており、やむを得ない場合を除き、教員と一緒に指導や大会等への引率（以下「重複指導等」という。）を行うことは想定していないこととされている。両庁は、各部活動の活動内容及び実情は様々であるとして、具体的にどのような場合がやむを得ない場合に該当するかについて示しておらず、重複指導等のうちどのような場合がやむを得ない場合に該当するかについて、事業主体において両庁等に対して説明できるようにする必要があるとしている。

イ　配置支援事業における配置人数等

部活動指導員の配置人数及び国庫補助金交付額は、配置支援事業が創設された平成30年度には2,193人及び2億余円であったが、令和6年度には12,436人及び17億余円となっていて、事業規模は拡大している。また、指導員通知によれば、部活動指導員の任用に当たっては、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者とすることとされており、任用されている部活動指導員の経歴は、スポーツクラブ、文化芸術団体等に属する地域人材、元教員等となっている。

ウ　配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果の把握、検証等

配置支援事業の実施に当たり、両庁及び事業主体が教員の働き方改革に関する事業効果を把握し、検証等を実施するためのものとして実績報告書等がある。

実施要領等において、事業主体は、配置支援事業を実施しようとするときは、ＰＤＣＡサイクルを確立する観点から、事業ごとに、可能な限り定量的な成果目標、成果指標等を記載した事業計画書を、事業終了後には、事業計画書に記載した成果目標の達成状況等を記載した実績報告書を作成することとなっている。事業主体から実績報告書の提出を受けた都道府県は、その内容を確認するなどして、これを取りまとめた上で両庁に提出することなどとされている。また、実績報告書の提出を受けた両庁は、その内容を確認するなどして、配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を把握することなどとしている。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、生徒にとって望ましい活動環境の構築に資するものとして配置支援事業により部活動指導員が配置され、その人数が増加していることなどを踏まえて、有効性等の観点から、教員の働き方改革の実現を図るために、配置支援事業の実施に当たり、両庁及び事業主体において、重複指導等の実態を適切に把握しているか、事業効果を適切に把握し、検証等を実施できているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、5、6両年度に14都県(注1)の66事業主体が実施した配置支援事業（配置人数計2,398人、国庫補助対象事業費計8億2230万余円、国庫補助金交付額計2億7401万余円）を対象に、部活動指導員の勤務実績簿、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

（注1）　14都県　東京都、青森、福島、群馬、埼玉、千葉、石川、山梨、静岡、奈良、島根、愛媛、高知、沖縄各県

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 重複指導等の実態を適切に把握できていないなどの事態

重複指導等が行われている時間については教員の部活動指導に係る時間が軽減されていないと考えられるため、教員の働き方改革の実現を図るためには、両庁及び事業主体において重複指導等の実態を適切に把握するとともに、重複指導等はやむを得ない場合にのみ行われるようにすることが重要である。

そこで、両庁及び事業主体が重複指導等の実態を適切に把握しているかなどについてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア　事業主体における重複指導等の実態把握の状況

事業主体における重複指導等の実態把握の状況について、まず、66事業主体において重複指導等を行った日時を把握しているか確認したところ、35事業主体においては、部活動指導員の勤務実績簿に重複指導等の有無等を記載させるなどの方法により、重複指導等を行った日時を把握していた。一方で、31事業主体においては、重複指導等を行った日時を把握する必要性を認識していなかったことなどのため、重複指導等を行った日時を把握していなかった。

次に、66事業主体において重複指導等を行った理由を把握しているか確認したところ、部活動指導員の勤務実績簿に重複指導等の理由を記載させるなどの方法により、11事業主体にお

いては、各日における重複指導等を行った理由を把握し、35事業主体においては、一部の部活動について重複指導等を行った理由を把握するなどしていた。一方で、20事業主体においては、重複指導等を行った理由を把握する必要性を認識していなかったことなどのため、重複指導等を行った理由を把握していなかった。

イ　事業主体における重複指導等の状況等

重複指導等を行った日時を把握していない事業主体についても、教員が休日等に部活動の指導等を行った場合に支給される教員特殊業務手当に係る整理簿と部活動指導員の勤務実績簿を突合するなどすれば休日の重複指導等の日時を把握することが可能な場合がある。そこで、重複指導等の日時を把握していなかった事業主体を含む50事業主体における部活動指導員474人(注2)の指導時間に占める重複指導等を行った時間の割合（以下「重複率」という。）等の状況を、部活動指導員の勤務実績簿、教員特殊業務手当に係る整理簿等により確認したところ、部活動指導員の指導時間計87,276時間のうち、重複指導等を行った時間は計29,433時間であり、重複率は33.7％（休日では45.3％、平日では15.7％）となっていた。

（注2）　集計に当たっては、66事業主体における部活動指導員2,398人のうち、一つの部活動に教員と部活動指導員がそれぞれ一人ずつ配置されているなどの条件により抽出した50事業主体における部活動指導員474人を対象としている。

また、66事業主体において、重複指導等を行った理由を確認したところ、「複数会場への引率」「部活動指導員からの要望」「部活動の内容の充実」など、様々なものとなっていた。

前記のとおり、両庁は、各部活動の活動内容や実情は様々であるとして、重複指導等を行った理由のうち、具体的にどのような場合がやむを得ない場合に該当するかについて示していない。

そこで、66事業主体のうち重複指導等を行った理由を把握していなかった20事業主体を除く46事業主体において、重複指導等を行った理由のうち、どのような場合をやむを得ない場合としていたか確認したところ、表のとおり、同様の理由であっても、やむを得ない場合として認めている事業主体と認めていない事業主体があり、事業主体によってその取扱いが区々となっていた。

表　事業主体における重複指導等が認められるやむを得ない場合の取扱いの状況

重複指導等を行った理由 注（1）	やむを得ない場合として認めている事業主体数	やむを得ない場合として認めていない事業主体数	その他の 事業主体数 注（2）
教員の責任感等に基づく自発的な指導	9	32	5
部活動の内容の充実	11	32	3
教員の部活動指導能力の向上のため部活動指導員から指導方法を学習	17	26	3
鍵の管理等、学校のセキュリティ対策	21	23	2
部活動指導員からの要望	20	21	5
保護者からの要望	19	19	8

注（1）　「複数会場への引率」など、明らかにやむを得ない場合に該当すると思料される理由を除いて、主なものを抽出した。

注（2）　重複指導等を行った個別の状況により、やむを得ない場合として認めているか否かの判断を変えている事業主体が含まれている。

ウ　両庁における重複指導等に係る実態把握の状況

両庁は、部活動指導員の指導状況を把握することを目的として、実績報告書において「原則として、単独で指導や引率を行っているか否か」について選択して記入させることとしている。

そこで、当該項目における事業主体の記入状況を確認したところ、全ての事業主体において、「原則として、単独で指導や引率を行っている」を選択して実績報告書を作成し、提出していた。

しかし、アのとおり、一部の事業主体において、重複指導等を行った日時及び理由を把握

していない状況等を踏まえると、当該項目の確認では事業主体が単独指導等を行っていたか否かを両庁が適切に把握することができない状況となっていた。

以上のとおり、両庁及び事業主体は、配置支援事業における重複指導等の実態を適切に把握できていないなどの状況となっていた。

(2) 配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施できていない事態

両庁及び事業主体が事業実施後に配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を評価するためには、事業主体において成果目標及び成果指標をあらかじめ適切に設定しておくことが重要である。また、当該成果目標の達成状況を両庁及び事業主体において適切に把握し、検証等を実施することにより、今後の配置支援事業について改善が図られ、教員の働き方改革に関する事業効果がより発現することが期待できる。

そこで、両庁及び事業主体の実績報告書等による配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果の把握、検証等の状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア　事業主体における成果目標及び成果指標の設定状況

5、6両年度に66事業主体が設定した成果目標及び成果指標の状況をみたところ、設定された成果目標は「部活動指導員を配置することにより、教員の負担軽減を図り、生徒指導や教材研究等に専念できる環境をつくる」などの教員の働き方改革等に関するものとなっていた。これに伴う成果指標は、10事業主体において「単独指導等の時間の増加」としているように、文部科学省等が実施する他の教員の働き方改革に向けた取組の成果等の影響を受ける程度が低いと思料されるものがある一方で、15事業主体において「教員の在校等時間の減少」としているように、配置支援事業以外の影響を受ける程度が高いと思料されるものなど、配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握するためには十分でないものも見受けられた。

イ　事業主体における成果目標の達成状況の測定

事業主体が設定した成果目標に対する達成状況について、実績報告書等を確認したところ、38事業主体において、「原則として単独指導等を行うことで教員の部活動指導に係る時間を軽減すること」など、教員が部活動指導に従事した時間に関する成果指標を設定していたが、このうち18事業主体において、その時間を把握しておらず、成果目標の達成状況を適切に測定することができていない状況が見受けられた。

ウ　両庁における教員の働き方改革に関する事業効果の把握、検証等の状況

前記のとおり、両庁は、実績報告書等を通じて、事業主体による配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を把握することなどとしている。しかし、ア及びイのとおり、事業主体における成果指標の設定状況及び成果目標の達成状況の測定が適切なものとなっておらず、両庁において、配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施できていない状況となっていた。また、配置支援事業を活用して部活動指導員を配置する学校に対する教員及び部活動指導員の勤務状況等に関する調査等、両庁によるその他の取組を確認したが、配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施できているものは見受けられなかった。

以上のとおり、両庁及び事業主体は、配置支援事業における教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施できていない状況となっていた。

（改善を必要とする事態）

配置支援事業の実施に当たり、両庁及び事業主体において、重複指導等の実態を適切に把握できていないなどの事態及び配置支援事業による教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施できていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、事業主体において、重複指導等を行った日時及び理由を適

切に把握すること並びに配置支援事業による教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施することの必要性についての認識が欠けていることなどにもよるが、両庁において、次のことなどによると認められる。

ア　重複指導等がどのような場合に行われているかなどについての実態を適切に把握できておらず、やむを得ない場合の取扱いなどについて、事業主体に対する指導、助言等が十分でないこと

イ　配置支援事業の実施に当たり、教員の働き方改革に関する事業効果を適切に把握し、検証等を実施するための方策についての検討が十分でないこと

3　本院が表示する意見

部活動の実施について、両庁は、これまで適正な運営や効率的、効果的な活動の在り方、特に、生徒の安全確保や事故発生時の対応を適切に行うことなどを周知してきており、8年5月に発生した高校部活動遠征中の重大バス事故を受けて通知を発出するなどして部活動における生徒の安全確保に関する取組を実施している。また、両庁は、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図るために、今後も引き続き配置支援事業を実施していくこととしている。

ついては、両庁において、生徒にとって望ましい活動環境の構築、特に、生徒の安全確保等に留意しつつ、教員の働き方改革の実現を図るために、配置支援事業の実施に当たっては、重複指導等の実態を把握し、その結果に応じて、やむを得ない場合の取扱いなどについて事業主体に対して指導、助言等を行うとともに、事業効果を適切に把握し、検証等する方策を検討して実施するよう意見を表示する。

厚生労働省

雇用調整助成金等に係る不正受給返納金等債権の債権管理について（厚生労働大臣宛て）

・督促状の送付等が適時適切に行われていなかった債権(1)	１０４億０６３０万円
・消滅時効が完成したのに、不納欠損としての整理が直ちに行われていなかった債権(2)	２億１２４１万円
・(1)及び(2)の純計	１０４億７８１４万円

1　雇用調整助成金等に係る不正受給返納金等債権の債権管理の概要等

(1) 雇用調整助成金等の概要

貴省は、雇用保険を管掌しており、雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法（昭和49年法律第116号）等に基づき、雇用調整助成金(注1)をはじめとする助成金等を支給している。

（注1）　雇用調整助成金　　事業活動の縮小を余儀なくされた場合等に、雇用する雇用保険被保険者について休業等により雇用調整を行った事業主に対して、事業主が支払った休業等に係る賃金の額（以下「休業手当」という。）に相当する額を対象として助成を行うなどするもの。令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が続く中で、特例として、支給対象となる事業主の要件を緩和するなどの措置が講じられた（以下、この特例を「コロナ特例」という。）。

また、貴省は、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえて、令和2年度に緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（以下「休業支援金」という。）及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金（以下「休業給付金」という。）の制度を創設して、4年度までの休業を対象として、それぞれ支給していた（以下、上記の雇用調整助成金をはじめとする助成金等、緊急雇用安定助成金、休業支援金及び休業給付金を合わせて「各種助成金等」といい、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、休業支援金及び休業給付金を合わせて「4助成金等」という。）。

4助成金等の概要をまとめると、図表1のとおりである。

図表1　4助成金等の概要

<table>
<tr><th>4助成金等</th><th>創設時期</th><th>支給の対象とする休業の期間</th><th>支給対象者</th></tr>
<tr><td>雇用調整助成金</td><td>昭和56年6月
（令和2年2月）</td><td>規定なし
（2年1月から
5年3月まで）</td><td>雇用する雇用保険被保険者について休業等により雇用調整を行い、当該労働者に対して休業手当を支払った事業主</td></tr>
<tr><td>緊急雇用安定助成金</td><td>2年4月</td><td rowspan="3">2年4月から
5年3月まで</td><td>雇用する雇用保険被保険者以外の労働者について休業により雇用調整を行い、当該労働者に対して休業手当を支払った事業主</td></tr>
<tr><td>休業支援金</td><td rowspan="2">2年6月</td><td>休業していながら休業手当が支給されない雇用保険被保険者</td></tr>
<tr><td>休業給付金</td><td>休業していながら休業手当が支給されない雇用保険被保険者以外の労働者</td></tr>
</table>

（注）　雇用調整助成金の「創設時期」欄及び「支給の対象とする休業の期間」欄の括弧書きは、コロナ特例について示している。

4助成金等については、雇用調整助成金のみであった元年度の支給件数は計6,401件（支給額計42億余円）であったのに対して、他の3助成金等を設けるなどした2年度の支給件数は計4,168,308件（支給額計3兆2789億余円）と大きく増加し、元年度から6年度までの支給件数は計13,524,351件（支給額計6兆8725億余円）となっている（図表2参照）。

図表2　4助成金等の支給実績　（単位：件、億円）

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
支給件数	6,401	4,168,308	5,918,293	3,107,464	294,499	29,386	13,524,351
支給額	42	3兆2789	2兆5767	9332	629	164	6兆8725

(2) 不正受給返納金等債権の債権管理の概要等

ア　不正受給返納金等債権の概要

都道府県労働局（以下「労働局」という。）の調査、本院の会計実地検査等により、不正受給又は過誤払（以下「不正受給等」という。）が判明した場合、都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）は、受給者に対して不正受給等に係る各種助成金等の返還等を命じて、①不正受給等に係る各種助成金等の返納金債権（以下「不正受給等の返納金債権」という。）、及び②不正受給に係る各種助成金等の額の2割に相当する額以下の金額等を納付することを命ずる場合に発生する債権（以下「損害賠償金債権」という。）を管理することとなっている（以下、不正受給等の返納金債権及び損害賠償金債権を合わせて「不正受給返納金等債権」という。）。

イ　不正受給返納金等債権の債権管理の概要

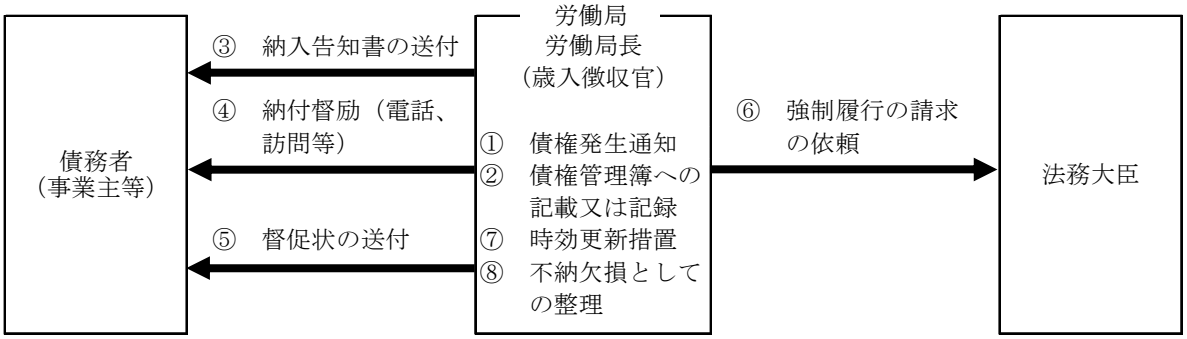
労働局長は、歳入徴収官として、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。）、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）等のほか、貴省本省が定める「債権管理事務・徴収関係事務取扱要領」（平成23年職発0926第3号。以下「取扱要領」という。）に基づいて(注2)、不正受給返納金等債権の債権管理を行うこととなっている。

（注2）　緊急雇用安定助成金及び休業給付金に係る不正受給返納金等債権の債権管理については、取扱要領の対象となっていない。

また、貴省本省は、労働局に対して、一般的に滞納が長引くほど回収が困難になる傾向があり、債権管理を行うに当たっては迅速な初期対応を意識する必要があることを研修等により周知している。

不正受給返納金等債権の債権管理事務について、債権発生通知から不納欠損としての整理までの基本的な流れを示すと、図表3のとおりである。

図表3　不正受給返納金等債権の債権管理事務（債権発生通知から不納欠損としての整理まで）の基本的な流れ



① 不正受給等に係る各種助成金等の返還等を命じた労働局長は、労働局長（歳入徴収官である労働局長をいう。以下同じ。）に対して債権発生通知書を送付する。【法令】
② 労働局長は、債務者の住所、氏名、債権金額、履行期限等を債権管理簿に記載又は記録する。【法令】
③ 労働局長は、債務者に対して納入告知書を送付する。なお、履行期限は、不正受給に係る各種助成金等の返納金債権については不正受給した日であり、過誤払に係る各種助成金等の返納金債権及び損害賠償金債権については調査決定した日から20日以内の日である。【法令】
④ 労働局は、不正受給返納金等債権の納付が滞った場合、電話、文書の送付、呼出面談、訪問等により、債務者と頻繁に接触して、納付督励を行う。【要領】
⑤ 労働局長は、不正受給返納金等債権の全部又は一部について、債務者に対して送付した納入告知書で指定された期限を経過してもなお納付されない場合には、履行を督促するために債務者に対して督促状を送付する。【法令】
⑥ 労働局長は、債務者に対して督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお納付されない場合には、法務大臣に対して、訴訟手続等による履行の請求を求める（以下、この手続を「強制履行の請求の依頼」という。）。【法令】
⑦ 不正受給返納金等債権は、不正受給等のあったときから5年間行使しないときは時効によって消滅することなどとなっており、労働局長は、その所掌に属する債権が時効によって消滅するおそれがあるときは、債務者からの債務承認書の提出による承認等により、時効を更新するために必要な措置（以下「時効更新措置」という。）を執る。【法令】
⑧ 労働局長は、不正受給返納金等債権の消滅時効が完成するなどしたときは、直ちに不納欠損として整理する。【法令】

（注）　①から⑧までの債権管理事務の説明の文末にある記載は、各債権管理事務の根拠を示しており、「【法令】」とあるのは債権管理法等の法令、「【要領】」とあるのは取扱要領である。

不正受給返納金等債権の債権管理事務の基本的な流れは図表3のとおりであるが、労働局長は、債権管理法等に基づき、法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合等であって、債務を履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるときは、以後当該債務者に係る債権について、保全及び取立てに関する事務をすることを要しないものと整理することができることとなっている（以下、このように整理することを「徴収停止」という。）。

ウ　債権の現在額の報告の概要

前記のとおり、労働局長は、債権管理法等に基づき、債務者の住所、氏名、債権金額、履行期限等を債権管理簿に記載又は記録しなければならないこととなっている。そして、債権管理簿に基づいた毎年度末における債権の現在額については、歳入歳出決算とともに、国会に報告されることとなっている。

エ　不正受給返納金等債権等の推移

4助成金等については、新型コロナウイルス感染症等への対応のため、迅速な支給が求められ、申請書類の簡素化及び審査の迅速化が行われたことなどを背景として不正受給等が相次いで発生し、それらが労働局の調査等により判明した。このような状況を受けて、不正受給返納金等債権の件数は、元年度末が1,780件（債権金額計62億余円）であったのに対して、6年度末は計18,814件（債権金額計747億余円）と大きく増加している（図表4参照）。また、不納欠損として整理された不正受給返納金等債権（以下「不納欠損済債権」という。）の件数は、元年

度から6年度までの間に計1,017件（債権金額計37億余円）となっている（図表5参照）。

図表4　各年度末時点における不正受給返納金等債権の推移　（単位：件、億円）

項目	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	6年度末
件数	1,780	2,013	3,693	7,606	14,074	18,814
債権金額	62	60	96	244	502	747

図表5　各年度における不納欠損済債権の推移　（単位：件、億円）

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
件数	120	111	231	99	158	298	1,017
債権金額	3	4	7	2	4	13	37

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

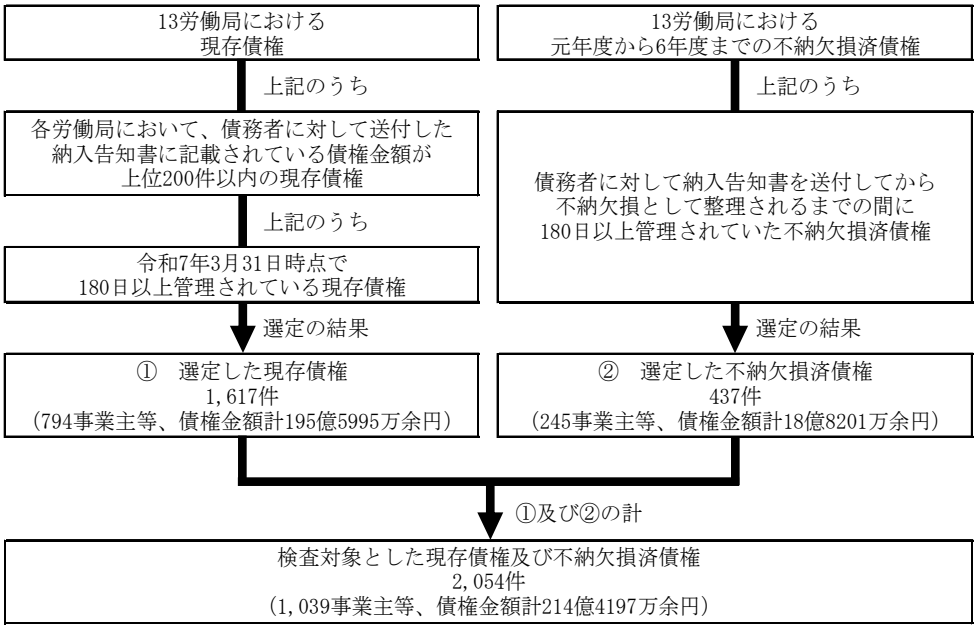
1（2）エのとおり、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて、不正受給返納金等債権の件数は大きく増加している。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、労働局における不正受給返納金等債権の債権管理が債権管理法等及び取扱要領に基づいて適時適切に行われているか、貴省本省において多数の不正受給返納金等債権の債権管理を行うための効率的かつ効果的な方策が講じられているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、全国47労働局のうち13労働局(注3)において、7年3月31日時点で管理されている不正受給返納金等債権（以下「現存債権」という。）及び元年度から6年度までの不納欠損済債権計2,054件(注4)（1,039事業主等、債権金額計214億4197万余円）を対象として、貴省本省及び上記の13労働局において、債権管理簿等により債権管理の状況について確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記の13労働局から債権管理の状況に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

（注3）　13労働局　　北海道、青森、福島、埼玉、千葉、東京、福井、愛知、滋賀、奈良、広島、高知、福岡各労働局

（注4）　検査対象とした現存債権及び不納欠損済債権2,054件については、次の過程を経て選定している。



（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 債権管理が適時適切に行われていない事態

1,046件（581事業主等、債権金額計104億7814万余円）
（ア及びイの事態には重複しているものがある。）

ア　督促状の送付等が適時適切に行われていない事態

前記13労働局の現存債権及び不納欠損済債権2,054件のうち、督促状の送付等が適時適切に行われていなかった債権が、次のとおり、福井労働局を除く12労働局において1,037件（576事業主等、債権金額計104億0630万余円）見受けられた（(ｱ)から(ｴ)までの債権には重複しているものがある。）。

(ｱ) 納付督励が行われていなかった債権

労働局は、取扱要領に基づき、不正受給返納金等債権の納付が滞った場合、債務者と頻繁に接触して、納付督励を行うこととなっている。

しかし、前記の12労働局において、債務者に対して納入告知書を送付した後、相当の期間納付がないのに、初期対応としての納付督励が行われていなかった債権が339件（207事業主等、債権金額計21億8767万余円）見受けられた（上記の期間内に徴収停止が行われたなどの債権を除く。）。

(ｲ) 督促状の送付が行われていなかった債権

労働局長は、債権管理法等に基づき、不正受給返納金等債権の全部又は一部について、債務者に対して送付した納入告知書で指定された期限を経過してもなお納付されない場合には、履行を督促するために債務者に対して督促状を送付することとなっている。

しかし、前記の12労働局において、債務者に対して納入告知書を送付した後、相当の期間納付がないのに、督促状の送付が行われていなかった債権が994件（551事業主等、債権金額計102億0284万余円）見受けられた（上記の期間内に徴収停止が行われたなどの債権を除く。）。

(ｳ) 強制履行の請求の依頼が行われていなかった債権

労働局長は、債権管理法等に基づき、債務者に対して督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお納付されない場合には、法務大臣に対して、強制履行の請求の依頼を行うこととなっている。

しかし、9労働局(注5)において、債務者に対して督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお納付されないのに、強制履行の請求の依頼が行われていなかった債権が119件（77事業主等、債権金額計5億2188万余円）見受けられた（上記の期間内に徴収停止が行われたなどの債権を除く。）。

(注5)　9労働局　北海道、青森、福島、埼玉、東京、愛知、奈良、高知、福岡各労働局

また、強制履行の請求の依頼が行われていなかった理由について確認したところ、複数の労働局において、ノウハウがないことを理由の一つに挙げていた。そこで、貴省本省における労働局に対する指導の状況を確認したところ、強制履行の請求の依頼を行うに際して作成する文書に記載する事項を取扱要領に定めることなどにとどまっていて、具体的な手順等を示した上で、強制履行の請求の依頼を適時適切に行うよう指導しておらず、貴省本省の労働局に対する指導が適切に行われているとは認められない状況となっていた。

(ｴ) 時効更新措置が執られていなかった債権

労働局長は、債権管理法等に基づき、その所掌に属する債権が時効によって消滅するおそれがあるときは、債務者からの債務承認書の提出による承認等により、時効更新措置を執らなければならない(注6)こととなっている。

しかし、8労働局において、債務者に対して納入告知書を送付してから消滅時効が完成するまでの間、債務者からの債務承認書の提出による承認等の時効更新措置が一度も執られていなかった債権が91件（70事業主等、債権金額計2億5714万余円）見受けられた（上記の間に徴収停止が行われた債権を除く。）。

（注6）　8労働局　　北海道、青森、福島、埼玉、東京、奈良、広島、福岡各労働局

(ｱ)から(ｴ)までの債権について内訳を示すと、図表6のとおりである。

図表6　督促状の送付等が適時適切に行われていなかった債権の内訳

債権	(ｱ)	(ｲ)	(ｳ)	(ｴ)	(ｱ)から(ｴ)までの純計
	件数 事業主等 債権金額	件数 事業主等 債権金額	件数 事業主等 債権金額	件数 事業主等 債権金額	件数 事業主等 債権金額
現存債権	217件 124事業主等 18億0328万余円	748件 399事業主等 92億8102万余円	49件 35事業主等 3億3324万余円	－	766件 411事業主等 94億1825万余円
不納欠損済債権	122件 83事業主等 3億8438万余円	246件 152事業主等 9億2181万余円	70件 42事業主等 1億8863万余円	91件 70事業主等 2億5714万余円	271件 165事業主等 9億8805万余円
計	339件 207事業主等 21億8767万余円	994件 551事業主等 102億0284万余円	119件 77事業主等 5億2188万余円	91件 70事業主等 2億5714万余円	1,037件 576事業主等 104億0630万余円

（注）　図表中の(ｱ)から(ｴ)までは、本文中の(ｱ)から(ｴ)までに対応している。

(ｱ)及び(ｲ)の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

福島労働局は、事業主Ａが令和2年度から4年度までの各年度に不正受給した雇用調整助成金に係る不正受給返納金等債権計4件（債権金額計1598万余円）について、6年8月に事業主Ａに対して納入告知書を送付した。

しかし、同労働局は、納入告知書を送付した後、事業主Ａからの納付がないのに、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて不正受給返納金等債権の件数が大きく増加して、それに伴い必要となる督促状の送付等に対応できなかったことなどから、事業主Ａに対する納付督励及び督促状の送付を1年以上行っていなかった。

なお、同労働局は、本院の指摘を踏まえて、事業主Ａに対して、8年4月に納付督励を、同年5月に督促状の送付をそれぞれ行った。

イ　消滅時効が完成したのに、不納欠損としての整理が直ちに行われていない事態

労働局長は、歳入徴収官事務規程に基づき、不正受給返納金等債権の消滅時効が完成するなどしたときは、直ちに不納欠損として整理しなければならないこととなっている。

しかし、3労働局(注7)において、消滅時効が完成してから1年以上不納欠損として整理されておらず、消滅時効が完成した日が属する年度から不納欠損として整理された年度の前年度までの各年度末における債権の現在額に含まれる結果となっていた債権が、不納欠損済債権で41件（27事業主等、債権金額計2億1241万余円）見受けられた。

（注7）　3労働局　　青森、東京、奈良各労働局

(2) 多数の不正受給返納金等債権の債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策を十分に講じていない事態

(1)のとおり、12労働局において督促状の送付等が適時適切に行われていなかったなどしていた不正受給返納金等債権が多数見受けられたことから、貴省本省が、労働局における不正受給返納金等債権の増加を踏まえて、債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策を講じているかどうかについて確認した。貴省本省は、労働局において債権管理に従事する人員が限られている中、労働局における債権管理事務の一部については外部委託を活用するなどして対応したとしていた。しかし、債権管理事務の大半は引き続き労働局が直接行っている状況となっていて、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて、各労働局の管理する不正受給返納金等債権が大きく増加し、かつ、個々の債権ごとに債務者の資力、状況等が異なっている中で、12労働局においては、個々の債権に応じた債権管理を十分に行うことができる状況とはなっていなかった。

このように、貴省本省において、労働局の管理する不正受給返納金等債権が大きく増加する中で、多数の不正受給返納金等債権の債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策を十分に講じているとは認められない状況となっていた。

（是正改善及び改善を必要とする事態）

労働局における不正受給返納金等債権の債権管理が適時適切に行われていない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。また、貴省本省において、多数の不正受給返納金等債権の債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策を十分に講じていない事態は適切ではな

く、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、貴省本省において、次のことなどによると認められる。

ア　労働局に対して、納付督励、督促状の送付及び時効更新措置を適時適切に行うこと、並びに消滅時効が完成した場合の不納欠損としての整理を直ちに行うことについての指導が十分でないこと。また、労働局に対して、強制履行の請求の依頼について、具体的な手順等を示した上で、適時適切に行うよう指導することの必要性についての理解が十分でないこと

イ　多数の不正受給返納金等債権の債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策についての検討が十分でないこと

3　本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて大きく増加した不正受給返納金等債権については、不正受給者等から円滑に回収等をしていくために、適時適切に債権管理を行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症等の場合と同様に、今後、経済社会情勢に大きな影響を及ぼす事由が生じ、雇用調整助成金の支給要件を緩和するなどして支給件数が大きく増加する状況となった場合、多数の不正受給返納金等債権が発生することが想定され、労働局において、それらに対する適時適切な債権管理が必要となる。

ついては、貴省において、労働局における不正受給返納金等債権の債権管理が適時適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

ア　労働局に対して、納付督励、督促状の送付及び時効更新措置を適時適切に行うこと、並びに消滅時効が完成した場合の不納欠損としての整理を直ちに行うことについて、通達を発出するなどして、改めて指導すること。また、労働局に対して、強制履行の請求の依頼について、具体的な手順等を示した上で、適時適切に行うよう指導すること（会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

イ　多数の不正受給返納金等債権の債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策を十分に検討した上で講ずること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

農林水産省

多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係る対象農用地の保全管理等について（農林水産大臣宛て）

・宅地、駐車場等に転用されるなどしていた対象農用地に係る交付金相当額(1)	８０７１万円
・田の要件を満たしていなかった対象農用地に係る交付金相当額(2)	１億４０４８万円
・(1)及び(2)の計	２億２１２０万円

1　多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の概要

(1) 交付金事業の概要

貴省は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面要綱」という。）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年12構改Ｂ第38号農林水産事務次官依命通知。以下「中山間要領」という。）等（以下、これらを合わせて「要綱等」という。）に基づき、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の維持・発揮を図るなどのために、農業者等に対して、都道府県及び市町村を通じて、多面的機能支払交付金（以下「多面交付金」という。）及び中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間交付金」といい、多面交付金と合わせて「交付金」という。）を交付している（以下、多面交付金により実施される事業を「多面交付金事業」、中山間交付金により実施される事業を「中山間交付金事業」といい、これらを合わせて「交付金事業」という。）。令和7年度当初予算における交付金の計上額は、多面交付金500億余円、中山間交付金284億余円となっている。

要綱等によれば、交付金事業は、農業者等の事業主体が、農用地の保全管理等を行うために、事業計画又は集落協定(注1)等（以下、これらを合わせて「事業計画等」という。）を策定して市町村長の認定を受けて、図表1のとおり、水路の泥上げ、草刈りなどの活動を実施するものとされており、その事業期間は5年間とされている。

（注1）　集落協定等　　農業者等の間で締結されるものであって、対象となる農用地の範囲、適切な農用地の維持・管理等として取り組むべき事項、交付金の使用方法等を規定した取決め

図表1　交付金事業の事業主体等

交付金事業	多面交付金事業	中山間交付金事業
事業主体	農業者、地域住民、農業者団体等から構成される組織	集落協定等に基づき農業生産活動等を行う農業者等
事業内容	地域共同による水路の泥上げ、草刈りなどの活動	生産条件が不利な地域における耕作又は農用地の維持管理、水路の泥上げなどの活動
事業期間	原則として5年間（事業期間は事業主体によって異なる。）	令和2年度から6年度までの5年間

(2) 対象農用地及び交付単価

要綱等によれば、多面交付金の算定対象又は中山間交付金の交付対象となる農用地（以下「対象農用地」という。）は、田、畑、草地等の地目に区分されており、このうち田は、たん水(注2)するための畦畔（けい）及びかんがい機能を有している土地とされている。

事業主体に対する毎年度の交付額は、10ａ当たりの交付単価に対象農用地の面積を乗じた金額とすることなどとされている。そして、交付単価は、地目、地域、勾配等に応じて定められており、地目別の交付単価をみると畑、草地等に比べて田の交付単価が高く設定されている。

（注2）　たん水　　農用地内に水をためること

(3) 対象農用地の保全管理状況等に係る現地確認等

要綱等によれば、毎年度、交付金事業が完了したときは、事業主体は市町村長に、市町村長は

都道府県知事に、都道府県知事は地方農政局長等にそれぞれ実績報告書等を提出することとされている。

そして、市町村長は、事業計画等に定められた対象農用地の保全管理状況等について、毎年度、事業主体から実績報告書等が提出される前に現地確認等を実施して、保全管理等の適否について確認を行うこととされている。また、現地確認は、現地見回り、写真、衛星画像等により、全ての対象農用地の保全管理状況等を対象として実施することとされている。

さらに、市町村長は、現地確認に当たり認定農用地確認野帳及び協定農用地確認野帳（以下、これらを合わせて「確認野帳」という。）を作成することとされており、確認野帳には対象農用地の所在、地目等、現地確認に必要な事項を記載することとされている。

(4) 交付金の返還

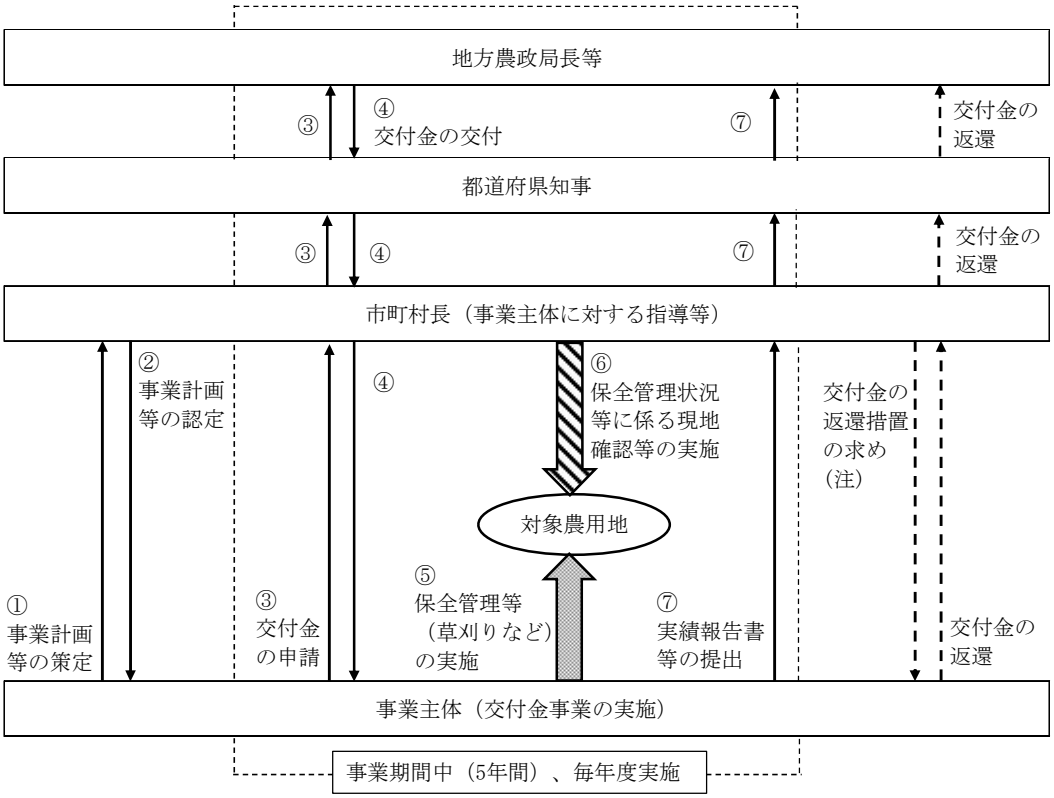
多面要綱等によれば、市町村長は、対象農用地が転用等により減少した場合、及び対象農用地の保全管理が適切に行われていないと認められたなどの場合、交付した多面交付金のうち転用等により減少した農用地部分又は保全管理が適切に行われていないと認められたなどの農用地部分に相当する多面交付金について、事業主体に対して、事業計画の認定が行われた年度に遡って返還の措置を講ずることとされている。

また、中山間要領等によれば、市町村長は、対象農用地について耕作又は維持管理が行われなかったなどの場合に、交付した中山間交付金のうち耕作又は維持管理が行われなかったなどしている農用地分の中山間交付金について、事業主体に対して、集落協定等の認定が行われた年度に遡って返還の措置を講ずることとされている。

そして、要綱等によれば、市町村長は、交付金の返還が生じないよう事業主体を指導することとされている。

(1)、(3)及び(4)に記載の交付金事業の流れを示すと、図表2のとおりとなっている。

図表2　交付金事業の流れ



（注）市町村長は、対象農用地が転用等により減少した場合等に、事業主体に対して、交付金の返還の措置を求める。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、有効性等の観点から、事業主体において事業期間中の活動が適切に行われ対象農用地の保全管理等が図られているか、市町村において対象農用地の保全管理状況等の確認が適切に実施されているかなどに着眼して、5年度に交付を受けた交付金の交付額が多いなどの1,942事業主体が、元年度から6年度までの間に実施した交付金事業（対象農用地計45億6549万余㎡(注3)、事業費計1005億2774万余円、交付金交付額計497億7368万余円）を対象として検査した（図表3参照）。

（注3）　令和5年度末に終了した交付金事業の対象農用地については5年度末時点の面積、その他の交付金事業の対象農用地については6年度末時点の面積を集計している。

図表3　検査の対象とした交付金事業の事業主体等　（単位：万㎡、万円）

交付金事業	事業主体	対象農用地	年度	事業費	交付金交付額
多面交付金事業	1,159	39億9919	令和元～6	783億8200	391億3848
中山間交付金事業	789	5億6629	2～6	221億4574	106億3519
計	1,942 注(1)	45億6549		1005億2774	497億7368

注(1)　「事業主体」欄の計は多面交付金事業と中山間交付金事業の純計である。
注(2)　表中の数字は表示単位未満を切り捨てているため、集計しても計が一致しないものもある。

検査に当たっては、貴省本省、及び1,942事業主体に交付金を交付した17道県(注4)の440市町村のうち211市町村において、事業計画書、実施状況報告書、対象農用地の写真等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、440市町村から5、6両年度における対象農用地の保全管理状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

（注4）　17道県　　北海道、青森、秋田、福島、栃木、埼玉、福井、山梨、愛知、兵庫、奈良、岡山、山口、高知、福岡、熊本、鹿児島各県

（検査の結果）

検査したところ、前記の1,942事業主体の対象農用地のうち、1,334事業主体（多面交付金事業の822事業主体及び中山間交付金事業の517事業主体の純計）の対象農用地計3億5615万余㎡は、事業計画等に田として記載されているのに、5年度又は6年度における実際の利用状況は畑となっているなどしており、事業計画等の地目と実際の利用状況とが異なっていた。そこで、これらの対象農用地の保全管理状況等及びその確認の実施状況を確認したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 対象農用地の保全管理状況等

ア　対象農用地が宅地、駐車場等に転用されている、又は保全管理等が適切に行われていない事態

17道県の198市町村から多面交付金の交付を受けた372事業主体の対象農用地計821万余㎡は、宅地、駐車場等に転用されている、又は樹木が繁茂するなどして荒廃していて保全管理が適切に行われていない状況となっていた。

また、10県(注5)の33市町村から中山間交付金の交付を受けた52事業主体の対象農用地計22万余㎡は、耕作又は維持管理が行われていない状況となっていた。

このため、420事業主体（372事業主体及び52事業主体の純計）の事業費相当額計1億6190万余円に係る交付金相当額計8071万余円が過大に交付されていると認められた。

（注5）　10県　　青森、秋田、福島、栃木、埼玉、山梨、兵庫、岡山、福岡、熊本各県

イ　対象農用地が田の要件を満たしていない事態

17道県の200市町村から多面交付金の交付を受けた423事業主体及び15県(注6)の67市町村から中山間交付金の交付を受けた128事業主体の対象農用地であって、田の交付単価により交付金が交付されている対象農用地3300万余㎡（多面交付金事業3087万余㎡、中山間交付金事業213万余㎡）は、保全管理等が行われていたものの、5年度末又は6年度末時点において畦畔がなく、田の要件を満たしていなかった。

このため、多面交付金事業については、実際の利用状況に応じて畑、草地等の交付単価を用いて交付額が算定されておらず、また、中山間交付金事業については、中山間要領等に定める畑、草地等の要件も満たしていないなどしており、542事業主体（423事業主体及び128事業主体の純計）の事業費相当額計2億8321万余円に係る交付金相当額計1億4048万余円が過大に交付されていると認められた。

（注6）　15県　青森、秋田、福島、栃木、埼玉、福井、山梨、愛知、兵庫、奈良、岡山、山口、高知、福岡、熊本各県

(2) 保全管理状況等の確認の実施状況

ア　現地確認や確認野帳の作成が実施されていない事態

(1)アの事態が生じていた420事業主体に交付金を交付した207市町村において現地確認を実施しているか確認したところ、134市町村は現地確認を実施したとしていたが、15道県(注7)の73市町村は、現地確認を実施する必要があることを認識しておらず、又は事務負担等を理由に現地確認を実施していなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

熊本県菊池郡菊陽町内の農業者等から構成される菊陽町農水広域協定は、令和元年度から6年度までの間に、菊陽町から多面交付金の交付を受けて、対象農用地1150万余㎡（事業費計4億0138万余円、多面交付金交付額計2億0069万余円）において多面交付金事業を実施している。

しかし、菊陽町は、多面要綱等を確認せず、業務で使用している引継書に現地確認の実施について記載がなかったことにより、現地確認を実施する必要性を認識しておらず、対象農用地の全てについて、多面交付金事業の実施期間中に現地確認等を実施していなかった。

そこで、対象農用地の保全管理状況を確認したところ、対象農用地1150万余㎡のうち61万余㎡は、宅地、駐車場等に転用されていた。このため、多面交付金事業の事業費相当額計592万余円に係る交付金相当額計296万余円が過大に交付されていた。

また、現地確認を実施したとしていた134市町村において、現地確認に当たり確認野帳を作成しているか確認したところ、8県(注8)の17市町村は確認野帳を作成しておらず、適切に現地確認を実施するために必要な対象農用地の所在、地目等の情報を確認しないまま現地確認を実施していて、保全管理状況等を十分に確認したとは認められない状況となっていた。

前記のとおり、現地確認を実施していなかった市町村の中には、事務負担等を理由に現地確認を実施していなかった市町村が見受けられた。一方、全ての対象農用地について現地確認を実施していて、(1)アの事態が生じていない市町村の中には、要綱等で例示されている現地見回り、写真又は衛星画像の方法以外に、貴省から補助金等の交付を受けて実施する他の補助事業における農用地の現地確認（以下「他事業の現地確認」という。）の結果、又はｅＭＡＦＦ農地ナビ(注9)を活用するなどして効率的に現地確認を実施している市町村が見受けられた。

上記について、要綱等で例示されている方法以外に、他事業の現地確認の結果を活用する方法により効率的に現地確認を実施している参考事例を示すと、次のとおりである。

＜参考事例＞

鹿児島県指宿市は、令和4年度から6年度までの間に、多面交付金事業を実施した指宿市広域協定の対象農用地計2027万余㎡（事業費計2億6105万余円、多面交付金交付額計1億3052万余円）の全てについて、現地確認を毎年度実施していた。

そして、同市は、要綱等で例示されている方法以外に、関係部署から水田活用の直接支払交付金(注)に係る事業における農用地の現地確認の結果の提供を受けて活用することにより効率的に現地確認を実施していた。

（注）　水田活用の直接支払交付金　米の安定供給のほか、水田の持つ多面的機能の維持強化等に資するよう、水田を最大限に有効活用するために、水田において麦、大豆等の戦略作物等を生産する農業者に対して交付される交付金。同交付金に係る事業においては、農用地の現地確認を行うこととなっている。

（注7）　15道県　北海道、青森、秋田、福島、栃木、埼玉、福井、愛知、兵庫、奈良、岡山、高知、福岡、熊本、鹿児島各県

（注8）　8県　青森、秋田、福島、栃木、福井、愛知、兵庫、鹿児島各県

（注9）　ｅＭＡＦＦ農地ナビ　市町村の農業委員会等が整備する農地情報に位置情報等を付与し、衛星画像等と重ねて公開している貴省のウェブサイト

イ　田の要件である畦畔等の有無を確認していない事態

要綱等において、田はたん水するための畦畔等を有している土地とされているにもかかわらず、(1)イの事態が542事業主体において生じていた。そこで、当該事態が生じていた事業主体に交付金を交付した217市町村において、現地確認の際に、田の要件である畦畔等の有無を確認してい

るかみたところ、152市町村はこれを確認していなかった。また、要綱等において、田の要件である畦畔等の有無を確認することやその確認方法について明確に示されていなかった。

（是正及び是正改善を必要とする事態）

交付金事業について、対象農用地が宅地、駐車場等に転用されている、又は保全管理等が適切に行われていない事態及び対象農用地が田の要件を満たしていない事態並びに現地確認や確認野帳の作成が実施されていない事態及び田の要件である畦畔等の有無を確認していない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、事業主体において対象農用地の保全管理等を適切に行うことについての認識が欠けていること、市町村において現地確認を実施することや、現地確認に当たり確認野帳を作成することについての認識が欠けていることなどにもよるが、貴省において次のことなどによると認められる。

ア　市町村に対して、事業主体において対象農用地の保全管理等を適切に行う必要性についての認識が欠けているのに、事業主体を指導することの必要性についての周知が十分でないこと、また、現地確認や確認野帳の作成を確実に実施することの必要性についての周知が十分でないこと

イ　要綱等において、現地確認の際に田の要件である畦畔等の有無を確認する必要があることやその確認方法について明確に示していないこと

3　本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るなどのために、毎年度、多額の交付金を交付しており、交付金事業を引き続き実施していくこととしている。

ついては、貴省において、交付金事業が適切に実施されるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア　対象農用地が宅地、駐車場等に転用されている、又は保全管理等が適切に行われていない事態が生じていた420事業主体、及び対象農用地が田の要件を満たしていない事態が生じていた542事業主体に交付金を交付した市町村に対して、17道県を通じて、過大に交付された交付金の返還手続を行わせること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの）

イ　市町村に対して、対象農用地の保全管理等を適切に行うよう事業主体を指導すること、及び現地確認や確認野帳の作成を確実に実施することの必要性について周知徹底すること。また、他事業の現地確認の結果を活用するなどして効率的に現地確認を実施する方法を周知すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

ウ　現地確認の際に田の要件である畦畔等の有無を確認する必要があることやその確認方法について要綱等に明記すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

国土交通省

航空機を用いた三次元測量業務の積算について（国土交通大臣宛て）

・設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていた契約のうち航空レーザ測深測量業務を実施した契約76件に係る直接測量費の開差額(1)　５億２９６２万円
・設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていた契約のうち航空レーザ測量業務を実施した契約75件に係る直接測量費の開差額(2)　４億２８９６万円
・(1)と(2)の合計　９億５８５８万円

1　三次元測量業務等の概要

(1) 貴省が実施する三次元測量業務の実施方法等

貴省の地方整備局等及び河川事務所等は、管理する河川、砂防及び海岸の各事業において、地形の状況等を効率的に把握するために航空測量を実施しており、地形、地物等を計測して三次元点群データを作成するため、外部に委託して航空レーザ測量に係る業務（以下「ＬＰ業務」という。）及び航空レーザ測深測量に係る業務（以下「ＡＬＢ業務」といい、ＬＰ業務と合わせて「三次元測量業務」という。）を実施している。

このうち、ＬＰ業務においては、主に単発の固定翼航空機を用いて航空レーザ測量システム(注1)により計測し、また、ＡＬＢ業務においては、主に回転翼航空機を用いて航空レーザ測深システム(注2)により計測している。貴省は、両システムの特性を踏まえて、ハザードマップ作成のための基礎データを取得するために広範囲の三次元座標が必要となる場合等にはＬＰ業務を実施し、河床の変動状況を把握するために水底の三次元座標が必要となる場合等にはＡＬＢ業務を実施している。

（注1）　航空レーザ測量システム　　陸上部と水面を計測する近赤外レーザを照射し、反射するレーザの往復時間を基に三次元座標を計測するシステム

（注2）　航空レーザ測深システム　　陸上部と水面を計測する近赤外レーザ及び水中部を計測するグリーンレーザを同時に照射し、水面で反射するレーザの往復時間と、水を透過し水底で反射するレーザの往復時間との差から水深を算出して、陸上部と同時に水中部の三次元座標を計測するシステム

貴省は、測量法（昭和24年法律第188号）に基づき制定した「作業規程の準則」（平成20年国土交通省告示第413号）を準用するなどして三次元測量業務を実施しており、作業規程の準則においては、受注者は発注者に、航空機の飛行実績等を記載した「航空レーザ計測記録簿」、「航空レーザ計測作業日誌」等の書類（以下「計測実績書類」という。）を提出することとなっている。

(2) 三次元測量業務に係る費用の積算方法

貴省は、ＬＰ業務の積算については、平成25年度に策定した「設計業務等標準積算基準書」（国土交通省大臣官房技術調査課監修）においてＬＰ業務に係る積算の基準（以下「ＬＰ業務の積算基準」という。）を定めており、計測面積が100㎢以上となるなどの条件を満たす場合に適用することとしている。なお、ＬＰ業務の積算基準については、25年度の策定以降、一度も見直されていない。

ＬＰ業務の積算基準によれば、ＬＰ業務に係る費用のうち直接測量費は、計測作業の実施に必要な全ての運航時間（以下「総運航時間」という。）、航空レーザ測量システムを用いて計測を実施する時間（以下「計測時間」という。）、計測作業の実施等のため作業員が飛行場にとどまる日数（以下「滞留日数」といい、総運航時間及び計測時間と合わせて「総運航時間等」という。）の各数量に、航空機の損料、システムの損料、操縦士の歩掛かりなどから算出した単価を乗ずるなどして算定することとされている。

一方で、ＡＬＢ業務については、28年頃から実施されているものの、貴省において積算基準を策定していない。また、貴省本省は、ＡＬＢ業務の積算にＬＰ業務の積算基準を使用できないとしている。

これらのことから、貴省は、ＬＰ業務の積算基準の適用条件を満たさないＬＰ業務及びＡＬＢ業務の積算に当たり、総運航時間等の数量については、見積りを徴して決定することとしている。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性等の観点から、三次元測量業務の積算に当たり、見積りにより決定した総運航時間等の数量は、実態に即したものとなっているか、航空レーザ測量システムの性能が向上していることを受けて、策定から10年程度経過したＬＰ業務の積算基準が実態に即したものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、2地方整備局(注3)及び23河川事務所等(注4)が令和2年度から7年度(注5)までの間に実施したＡＬＢ業務に係る契約計77件、契約額計46億3273万余円並びに5地方整備局及び14河川事務所等(注6)が2年度から7年度までの間に実施したＬＰ業務に係る契約計75件、契約額計65億0751万余円（重複を除いた純計は、5地方整備局、27河川事務所等(注7)、契約146件、契約額計100億7020万余円）を対象として、貴省本省、9地方整備局等(注8)及び25河川事務所等(注9)において、見積書、設計書、計測実績書類等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、2河川国道事務所(注10)から上記と同様の書類の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。また、貴省から三次元測量業務に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

（注3）　2地方整備局　　北陸、九州両地方整備局

（注4）　23河川事務所等　　信濃川下流、静岡、大和川、出雲、那賀川、遠賀川各河川事務所、仙台、湯沢、高崎、甲府、三重、和歌山、紀南、浜田、徳島、高知、八代各河川国道事務所、神通川水系、四国山地両砂防事務所、札幌、旭川、釧路、網走各開発建設部

（注5）　5地方整備局　　東北、関東、北陸、四国、九州各地方整備局

（注6）　14河川事務所等　　信濃川下流、静岡、出雲各河川事務所、湯沢、徳島両河川国道事務所、利根川水系、湯沢、神通川水系、富士、六甲、四国山地各砂防事務所、札幌、旭川、網走各開発建設部

（注7）　27河川事務所等　　信濃川下流、静岡、大和川、出雲、那賀川、遠賀川各河川事務所、仙台、湯沢、高崎、甲府、三重、和歌山、紀南、浜田、徳島、高知、八代各河川国道事務所、利根川水系、湯沢、神通川水系、富士、六甲、四国山地各砂防事務所、札幌、旭川、釧路、網走各開発建設部

（注8）　9地方整備局等　　東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局

（注9）　25河川事務所等　　信濃川下流、静岡、大和川、出雲、那賀川、遠賀川各河川事務所、高崎、甲府、三重、和歌山、紀南、浜田、徳島、高知、八代各河川国道事務所、利根川水系、湯沢、神通川水系、富士、六甲、四国山地各砂防事務所、札幌、旭川、釧路、網走各開発建設部

（注10）　2河川国道事務所　　仙台、湯沢両河川国道事務所

（検査の結果）

検査の対象とした契約146件の総運航時間等について、積算の際に用いられた数量（以下「設計数量」という。）に対する、計測実績書類等により実績が確認できた数量（以下「実績数量」という。）の割合（以下「実績率」という。また、実績率と100％との差の絶対値を「かい離率」という。）を確認したところ、次のとおり、かい離率が30％超となっており、設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じている事態が見受けられた。

(1) ＡＬＢ業務に係る契約の総運航時間等について、設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていた事態

2地方整備局及び23河川事務所等が実施したＡＬＢ業務に係る契約77件の総運航時間等を確認したところ、75件において、設計数量が実績数量よりも大幅に上回り実績率が70％未満（かい離率が30％超。以下「設計数量が過大」という。）となっていて、また、9件において、設計数量が実績数量よりも大幅に下回り実績率が130％超（かい離率が30％超。以下「設計数量が過小」という。）となっていて、それぞれ設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていた。これらの契約について、設計数量から実績数量を差し引いた数量に単価を乗じて直接測量費の開差額を算定すると、設計数量が過大となっている契約75件に係る開差額は計5億6889万余円、設計数量が過小となっている契約9件に係る開差額は計△3927万余円となり、契約件数の純計は76件、これらの契約に係る直接測量費の開差額は計5億2962万余円となる（表1参照）。

表1　ＡＬＢ業務の総運航時間等の設計数量が過大又は設計数量が過小となっている契約件数及び直接測量費の開差額　（単位：件、円）

事態	実績率（かい離率）	契約件数				直接測量費の開差額
		総運航時間	計測時間	滞留日数	左の純計 注（1）	
設計数量が過大	30％未満（70％超）	16	28	33	49	275,910,862
	30％以上～50％未満（50％超～70％以下）	25	25	11	49	188,840,550
	50％以上～70％未満（30％超～50％以下）	22	14	10	35	104,142,416
	計　①	63	67	54	**75**	**568,893,828**
設計数量が過小	130％超～150％以下（30％超～50％以下）	0	0	2	2	△ 1,929,400
	150％超（50％超）	0	0	7	7	△ 37,343,200
	計　②	0	0	9	**9**	**△ 39,272,600**
合計①＋②　注（2）					**76**	**529,621,228**

注（1）　総運航時間、計測時間及び滞留日数の各欄の重複を除いた純計である。
注（2）　①と②の契約件数の合計は、純計である。

このように、ＡＬＢ業務に係る契約76件については、設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていたことから、これらの契約における総運航時間等の設計数量の算出方法を確認したところ、10河川事務所等(注11)は、32件（契約額計16億0699万円）について、ＡＬＢ業務に係る積算基準がないことなどから見積りを徴して決定することとされているのに、ＬＰ業務の積算基準を使用するなどして算出していた。また、2地方整備局(注12)及び15河川事務所等(注13)は、44件（契約額計29億8475万余円）について、見積りを徴して設計数量を決定していたものの、見積りの提出者（以下「業者」という。）から総運航時間等の数量の算出根拠等を徴していなかったため、見積りを徴した総運航時間等の数量がどのように算出されているかを確認していなかった。

（注11）　10河川事務所等　　信濃川下流、大和川、出雲各河川事務所、湯沢、高崎、紀南、浜田、徳島各河川国道事務所、旭川、網走両開発建設部
（注12）　2地方整備局　　北陸、九州両地方整備局
（注13）　15河川事務所等　　静岡、那賀川、遠賀川各河川事務所、仙台、甲府、三重、和歌山、徳島、高知、八代各河川国道事務所、神通川水系、四国山地両砂防事務所、札幌、旭川、釧路各開発建設部

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

中国地方整備局浜田河川国道事務所は、令和3年度に、管理する一級河川江の川の定期縦横断測量の一環として、「令和3年度江の川下流江津地区外航空レーザー測量業務」（ＡＬＢ業務）を契約額82,313,000円で実施している。

本件契約のＡＬＢ業務の総運航時間等について、設計数量と実績数量を比較したところ、設計数量では総運航時間、計測時間及び滞留日数がそれぞれ45.26時間、29.65時間及び39日となっているのに対して、実績数量はそれぞれ16.59時間、4.55時間及び6日となっており、実績率が36.65％（かい離率63.35％）、15.35％（同84.65％）及び15.38％（同84.62％）となっていて、いずれも設計数量が過大となっていた（直接測量費の開差額14,919,095円）。

そこで、総運航時間等の設計数量の算出方法を確認したところ、同事務所は、単価を算出するに当たっては、航空機の損料、計測システムの損料、測量技師、操縦士等の歩掛かりなどについては見積りを徴していたものの、総運航時間等の数量については見積りを徴することなく、ＬＰ業務の積算基準を使用して算出していた。同事務所は、本件業務の積算に当たり適用できる積算基準がないことから、ＡＬＢ業務と同様に航空機を用いて計測するＬＰ業務の積算基準を使用することが可能であると判断したためとしている。

(2)　ＬＰ業務に係る契約の総運航時間等について、設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていた事態

5地方整備局及び14河川事務所等が実施したＬＰ業務に係る契約75件の総運航時間等を確認したところ、62件において設計数量が過大となっていて、また、30件において設計数量が過小とな

っていて、それぞれ設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていた。これらの契約について、設計数量から実績数量を差し引いた数量に単価を乗じて直接測量費の開差額を算定すると、設計数量が過大となっている契約62件に係る開差額は計6億5190万余円、設計数量が過小となっている契約30件に係る開差額は計△2億2293万余円となり、契約件数の純計は75件、これらの契約に係る直接測量費の開差額は計4億2896万余円となる（表2参照）。

表2　ＬＰ業務の総運航時間等の設計数量が過大又は設計数量が過小となっている契約件数及び直接測量費の開差額　（単位：件、円）

事態	実績率（かい離率）	契約件数				直接測量費の開差額
		総運航時間	計測時間	滞留日数	左の純計 注（1）	
設計数量が過大	30％未満（70％超）	4	23	15	30	393,546,463
	30％以上～50％未満（50％超～70％以下）	17	18	10	33	187,797,207
	50％以上～70％未満（30％超～50％以下）	14	11	10	31	70,558,660
	計　①	35	52	35	**62**	**651,902,330**
設計数量が過小	130％超～150％以下（30％超～50％以下）	4	0	2	5	△ 13,358,155
	150％超（50％超）	11	6	24	27	△ 209,581,193
	計　②	15	6	26	**30**	**△ 222,939,348**
合計①＋② 注（2）					**75**	**428,962,982**

注（1）　総運航時間、計測時間及び滞留日数の各欄の重複を除いた純計である。
注（2）　①及び②の契約件数の合計は、純計である。

このように、ＬＰ業務に係る契約75件については、設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じていたことから、これらの契約における総運航時間等の設計数量の算出方法を確認したところ、4地方整備局(注14)及び10河川事務所等(注15)は、45件（契約額計36億5398万余円）について、ＬＰ業務の積算基準の適用条件を満たすことから、ＬＰ業務の積算基準を適用して算出していたが、設計数量と実績数量に大幅なかい離が生ずる結果となっていた。また、3地方整備局(注16)及び8河川事務所等(注17)は、31件（契約額計29億4078万余円）について、ＬＰ業務の積算基準の適用条件を満たさないＬＰ業務であることから見積りを徴して設計数量を決定していたものの、業者から総運航時間等の数量の算出根拠等を徴していなかったため、見積りを徴した総運航時間等の数量がどのように算出されているかを確認していなかった。

（注14）　4地方整備局　　東北、関東、北陸、九州各地方整備局
（注15）　10河川事務所等　　信濃川下流、静岡、出雲各河川事務所、湯沢、徳島両河川国道事務所、湯沢、神通川水系、富士、六甲各砂防事務所、札幌開発建設部
（注16）　3地方整備局　　関東、北陸、四国各地方整備局
（注17）　8河川事務所等　　信濃川下流、静岡両河川事務所、利根川水系、神通川水系、富士、四国山地各砂防事務所、旭川、網走両開発建設部

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

東北地方整備局は、令和2年度に、青森県の一部、岩手県、宮城県及び福島県において、河川の氾濫域の三次元点群データを取得して浸水想定区域図の地形データを作成するために、「東北東部管内河川航空レーザ測量他業務」（ＬＰ業務）を契約額286,660,000円で実施している。

本件契約のＬＰ業務の総運航時間等について、設計数量と実績数量を比較したところ、設計数量では総運航時間、計測時間及び滞留日数がそれぞれ410.30時間、266.00時間及び296日となっているのに対して、実績数量はそれぞれ114.37時間、38.77時間及び22日となっており、実績率が27.87％（かい離率72.13％）、14.58％（同85.42％）及び7.43％（同92.57％）となっていて、いずれも設計数量が過大となっていた（直接測量費の開差額120,501,745円）。

そこで、総運航時間等の設計数量の算出方法を確認したところ、同局は、積算に当たり、ＬＰ業務の積算基準の適用条件を満たすことから、ＬＰ業務の積算基準を適用して算出していたが、設計数量と実績数

量に大幅なかい離が生ずる結果となっていた。

(1)及び(2)の事態に係る契約件数からそれぞれの重複する契約を除いた純計は145件（検査対象の146件に対する割合は99.3％）となり、これらの契約における直接測量費の開差額は計9億5858万余円となる。

（是正改善及び改善を必要とする事態）

三次元測量業務に係る契約の総運航時間等について、本院が検査した契約146件のうち145件の契約において設計数量と実績数量に大幅なかい離が生じているなどの事態は適切ではなく、是正改善を図る要及び改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア　貴省本省において

(ｱ) ＡＬＢ業務の積算について、適用できる積算基準を策定していないこと、また、ＬＰ業務の積算基準を使用できないことについての周知が十分でないこと

(ｲ) ＬＰ業務の積算について、平成25年度にＬＰ業務の積算基準が策定されて以降、一度も見直していないこと

イ　地方整備局及び河川事務所等において、三次元測量業務を実施するに当たり総運航時間等の数量について業者から見積りを徴して決定する際に、当該見積りの数量の算出根拠等を確認していないこと

3　本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

貴省においては、今後も、管理する河川等の地形の状況等を効率的に把握するために、三次元測量業務を継続して実施することが見込まれる。

ついては、貴省において、三次元測量業務の実態を踏まえた積算が実施されるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

ア　三次元測量業務の積算に当たり、見積りを徴して総運航時間等の数量を決定する場合、見積りを依頼する際に計測実績書類等により把握した過去の実績等を参考として提示すること、及び提出された見積りの総運航時間等の数量の算出根拠についても業者から徴してその内容を確認することを地方整備局等及び河川事務所等に対して周知すること（会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

イ　ＡＬＢ業務の積算に当たり、ＬＰ業務の積算基準を使用しないことを地方整備局等及び河川事務所等に対して周知すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

ウ　地方整備局等及び河川事務所等が三次元測量業務の実態を踏まえた積算を実施できるよう、ＡＬＢ業務に係る積算基準の策定及びＬＰ業務の積算基準の見直しについて検討すること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省

研修体系見直し後における児童発達支援管理責任者及びサービス管理責任者の研修要件の確認等について（内閣府特命担当大臣及び厚生労働大臣宛て）

・研修要件を満たしていない者を管理責任者として配置していた事業者における研修要件を満たしていない期間に提供された障害児通所支援又は障害福祉サービスに係る障害児通所給付費及び自立支援給付費に係る国の負担相当額　（背景金額）障害児通所給付費９億０８３０万円 （背景金額）自立支援給付費９億６７０３万円
・研修要件を満たしていない者を管理責任者として配置していたにもかかわらず管理責任者欠如減算を適用しておらず障害児通所給付費又は自立支援給付費を過大に算定していた事業者における管理責任者欠如減算に相当する額に係る国の負担相当額　障害児通所給付費１億０２２２万円 自立支援給付費１億９７２５万円

1　制度の概要

(1) 障害児通所支援及び障害福祉サービスの概要

障害児通所支援は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、障害児に対して児童発達支援、放課後等デイサービス等を行うものであり、障害福祉サービスは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）に基づき、障害者及び障害児に対して療養介護、生活介護等を行うものである。

居住地等の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から、障害児通所支援については障害児通所給付費、障害福祉サービスについては介護給付費、訓練等給付費等（以下、介護給付費、訓練等給付費等を合わせて「自立支援給付費」といい、障害児通所給付費と合わせて「給付費」という。）を支給する旨の決定を受けた障害者又は障害児の保護者は、都道府県、政令指定都市、中核市等（以下「都道府県等」という。）の長（以下「都道府県知事等」という。）の指定を受けた指定障害児通所支援事業者等若しくは指定障害福祉サービス事業者等又はその両方（以下、これらを合わせて「事業者」という。）の事業所において、障害児通所支援若しくは障害福祉サービス又はその両方を受けることとなっている。

市町村は、児童福祉法又は総合支援法に基づき、給付費を事業者に支払うことなどとなっており、国は、市町村が支弁した障害児通所給付費の2分の1又は自立支援給付費の100分の50を負担している。

また、都道府県知事等は、児童福祉法、総合支援法等に基づき、障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の確保並びに給付費の適正化を図るために、事業者に対して指導等を行っている。

(2) 児童発達支援管理責任者及びサービス管理責任者の概要

事業者は、一連の障害児通所支援及び障害福祉サービスの提供プロセス全般に関する責任を担い、障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の向上を図る観点から、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下、これらを合わせて「運営基準」という。）に基づき、児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という。）又はサービス管理責任者（以下「サビ管」といい、児発管と合わせて「管理責任者」という。）を事業所に配置しなければならないこととなっている。運営基準によれば、管理責任者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画の作成、同計画の実施状況の把握、他の従業者に対する指導及び助言等を行うこととされている。そして、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第230号。以下「児発管告示」という。）及び「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サビ管告示」という。）によれば、管理責任者は、障害児通所支援又は障害福祉

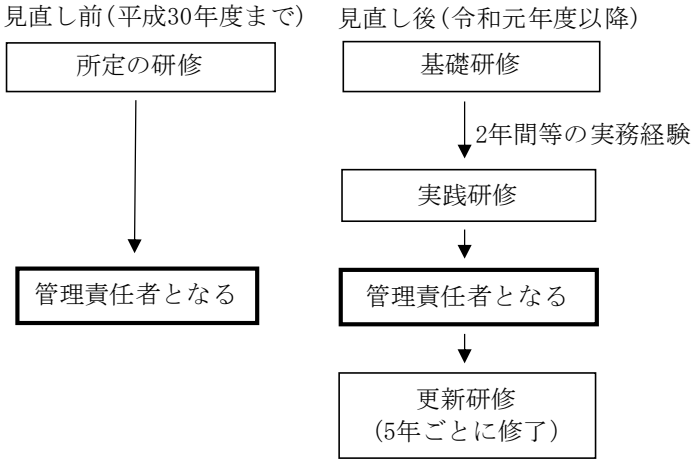
サービスの質の確保に関する知識及び技術を習得させることなどを目的として行われる研修の修了者であること（以下「研修要件」という。）などの要件を満たす者であることとされている。したがって、管理責任者として配置されている者が研修要件等を満たしていない場合は、運営基準を満たさないこととなる。

(3) 管理責任者の研修体系の見直し

管理責任者の研修要件については、平成30年度までの児発管告示及びサビ管告示によれば、所定の研修の修了者であることとされていた。しかし、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会において、知識及び技術の更新の機会となる研修が設けられておらず管理責任者の要件を満たした後における質の担保が困難であることなどが指摘されたため、こども家庭庁（令和5年3月31日以前は厚生労働省。以下同じ。）及び厚生労働省（以下「両省庁」という。）は、管理責任者の質の確保の観点から、一定期間ごとの知識及び技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることを目的として、研修体系の見直しを行った。

元年度以降の研修体系は図表1のとおりとなっており、管理責任者となるには、児童発達支援管理責任者基礎研修又はサービス管理責任者基礎研修（以下、これらを合わせて「基礎研修」という。）修了後2年間等の実務経験を経た上で児童発達支援管理責任者実践研修又はサービス管理責任者実践研修（以下、これらを合わせて「実践研修」という。）の修了を要することとなっている。また、管理責任者となった後も定期的に児童発達支援管理責任者更新研修又はサービス管理責任者更新研修（以下、これらを合わせて「更新研修」という。）の修了を要することとなっている。

図表1　研修体系の見直しの概念図



両省庁は、管理責任者は障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の向上において重要な役割を担っていることから、管理責任者として配置された者が、一定期間ごとの知識及び技術の更新等を図る研修体系見直し後の研修を修了することにより管理責任者の質が確保されることは、障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の確保においても重要であるとしている。

また、研修体系の見直しに伴い、図表2のとおり、平成31年4月1日から令和4年3月31日までに基礎研修の修了者となった者については、基礎研修の修了者となった日から3年を経過する日までの間は管理責任者とみなすなどの経過措置が設けられている。

図表2　研修体系の見直しに係る経過措置等の概要

研修の修了状況		管理責任者とみなす 経過措置の期間	経過措置の期間後も 管理責任者となるための要件
経過措置①	平成31年4月1日から令和4年3月31日までに基礎研修の修了者となった者	基礎研修の修了者となった日から3年を経過する日まで	基礎研修の修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修を修了すること
経過措置②	平成31年3月31日までに所定の研修の修了者となった者	令和6年3月31日まで	令和6年3月31日までに更新研修を修了すること
令和4年4月1日以降に基礎研修の修了者となった者		経過措置の対象外	

(4) 管理責任者の配置の変更等に係る手続

事業者は、都道府県知事等の指定を受けるに当たっては、児童福祉法、総合支援法等に基づき、管理責任者となる者の氏名、生年月日、住所及び経歴（以下「氏名等」という。）を記載した申請書を都道府県等に提出することとなっている。また、管理責任者の氏名等に変更があるなどの場合には、指定の変更に係る届出書及び変更後の管理責任者の氏名等の項目を記載する付表（以下、これらを合わせて「変更届」という。）を都道府県等に提出することとなっている。都道府県等は、変更届の提出を受けた場合には、変更がある事項について確認を行うことになっている。両省庁は、管理責任者の氏名等のうち経歴には、研修修了状況が含まれるとしている。

事業者及び都道府県等の間の変更届等の提出手続については、10年1月から順次事業者及び都道府県等に対し提供されることとなっている「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」において電子的な申請・届出、変更届等の情報の登録等を可能とすることも見据え、8年4月から、事業者が、都道府県等に変更届等を提出する場合には、両省庁が定める様式（以下「標準様式」という。）により行うこととなっている。両省庁は、これに先立ち標準様式を都道府県等に示している。

(5) 給付費の算定の概要

事業者が障害児通所支援若しくは障害福祉サービス又はその両方を提供して請求することができる費用の額は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）又は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号。以下、これらを合わせて「算定基準」という。）等に基づき、それぞれ、障害児通所支援又は障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価（10円から11.60円まで）を乗じて算定することとなっている。

障害児通所支援及び障害福祉サービスに要する費用の額は、算定基準等に基づき、事業所において、配置すべき人員の欠如を未然に防止して、適正な障害児通所支援及び障害福祉サービスの提供を確保するために、研修要件等を満たした管理責任者を配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、児童発達支援管理責任者欠如減算（以下「児発管欠如減算」という。）又はサービス管理責任者欠如減算（以下「サビ管欠如減算」といい、児発管欠如減算と合わせて「管理責任者欠如減算」という。）として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に、当該減算が適用される月から100分の70（5月以上の月については100分の50）を乗じて得た単位数等を基にそれぞれ算定することなどとなっている。

2　本院の検査結果

（検査の観点及び着眼点）

事業者は、障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の向上を図る観点から、事業所に管理責任者を配置することとなっている。そして、管理責任者が、一定期間ごとの知識及び技術の更新等を図る研修体系見直し後の研修を修了することは、障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の確保においても重要とされている。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、研修体系見直し後の研修要件を満たした管理責任者が事業所に適切に配置されているか、給付費の算定に当たり、管理責任者欠如減算は適切に適用されているかなどに着眼して検査した。

（検査の対象及び方法）

検査の対象及び方法については、それぞれ次のとおりである。

(1) 障害児通所支援

43都道府県及び87市区（以下「130都道府県等」という。）において都道府県知事等の指定を受けたもののうち1,590事業者の1,864事業所に対する障害児通所給付費の支払について検査の対象とした。そして、このうち1,571事業者の1,838事業所については、都道府県等において、事業者から提出された3年4月から7年3月までの間の児発管の配置状況等に係る調書等を確認するなどして会計実地検査を行った。また、20事業者(注1)の26事業所については、事業者から提出された上記の調書等を確認するなどして検査した。

（注1） 20事業者のうち1事業者は、1,571事業者のうち1事業者と重複している。

(2) 障害福祉サービス

43都道府県及び91市町（以下「134都道府県等」という。）において都道府県知事等の指定を受けたもののうち1,757事業者の1,938事業所に対する自立支援給付費の支払について検査の対象とした。そして、このうち1,742事業者の1,920事業所については、都道府県等において、事業者から提出された3年4月から7年3月までの間のサビ管の配置状況等に係る調書等を確認するなどして会計実地検査を行った。また、18事業者(注2)の18事業所については、事業者から提出された上記の調書等を確認するなどして検査した。

（注2） 18事業者のうち3事業者は、1,742事業者のうち3事業者と重複している。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 管理責任者として配置されていた者が研修要件を満たしておらず、障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の確保が図られていないおそれがある事態

両省庁は、管理責任者として配置された者が研修体系見直し後の研修を修了することが、障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の確保においても重要であるとしている。そこで、管理責任者として配置されていた者が研修要件を満たしているか確認したところ、図表3のとおり、障害児通所支援では65都道府県等（24道府県及び41市区）の122事業者の126事業所において、障害福祉サービスでは72都道府県等（22都道府県及び50市）の132事業者の134事業所において、経過措置により管理責任者とみなして配置されていた者が、経過措置で定める日までに実践研修等を修了していなかったなどのため、管理責任者として配置されていた者が研修要件を満たしていない期間が見受けられた。その期間は最長で約2年8か月となっていた。

このため、研修要件を満たしていない期間においては、管理責任者として配置されている者について一定期間ごとの知識及び技術の更新等を図る研修体系の見直しの目的が達成されておらず、ひいては、研修要件を満たしていない期間に提供された障害児通所支援（これに係る障害児通所給付費計18億1660万余円、このうち国の負担相当額計9億0830万余円）及び障害福祉サービス（これに係る自立支援給付費計19億3406万余円、このうち国の負担相当額計9億6703万余円）について質の確保が図られていないおそれがあると認められた。

図表3　管理責任者として配置されていた者について研修要件を満たしていない期間が見受けられた事業所等

態様	種別	都道府県等数	事業者数	事業所数	研修要件を満たしていない期間に係る給付費	研修要件を満たしていない最長の期間
図表2の経過措置①により管理責任者とみなして配置されていた者が、基礎研修修了後3年以内に実践研修を修了していなかったもの	児発管	60	106	114	14億4031万余円	約2年8か月
	サビ管	69	110	112	15億9480万余円	約2年7か月
図表2の経過措置②により管理責任者とみなして配置されていた者が、令和6年3月31日までに更新研修を修了していなかったもの	児発管	6	7	7	3003万余円	1年11か月
	サビ管	10	12	12	8894万余円	1年11か月
実践研修修了後の更新研修を修了していなかったもの	児発管	－	－	－	－	－
	サビ管	1	1	1	－	約4か月
その他	児発管	11	12	12	3億4624万余円	約2年3か月
	サビ管	6	9	9	2億5031万余円	1年9か月
計	児発管	65	122	126	18億1660万余円	
	サビ管	72	132	134	19億3406万余円	

（注）　管理責任者として配置されていた者について研修要件を満たしていない期間が複数見受けられ、それぞれ異なる態様に該当する場合があるなどのため、態様別の都道府県等数、事業者数及び事業所数を合計しても計欄と一致しないものがある。

そこで、研修要件を満たしていない理由や都道府県等による研修要件の確認の状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア　研修要件を満たしていない理由

障害児通所支援に係る126事業所及び障害福祉サービスに係る134事業所において研修要件を満たしていなかった理由を確認したところ、図表4のとおり、研修を修了する必要があると認識していたが、失念により研修の修了漏れとなっていたためとするものが123事業所と最も多く、次いで、研修を修了する必要があることを認識していなかったことにより研修の修了漏れとなっていたためとするものが80事業所となっていた。失念等による研修の修了漏れについては、見直し後の研修体系において、管理責任者として配置された後も定期的に更新研修の修了を要することとされていることから、今後も同様の事態が生ずることが想定される。

図表4　研修要件を満たしていなかった理由

（単位：事業所数）

理由	種別		合計
	児発管	サビ管	
研修を修了する必要があると認識していたが、失念により研修の修了漏れとなっていた	52	71	123
研修を修了する必要があることを認識していなかったことにより研修の修了漏れとなっていた	32	48	80
その他（修了する研修を誤っていたなど）	49	15	64
計	126	134	260

（注）　児発管として配置されていた者が児発管の研修要件を満たしていない期間が複数見受けられ、それぞれ異なる理由に該当する場合があるため、児発管に係る事業所数を合計しても計欄と一致しない。

イ　都道府県等による研修要件の確認の状況

管理責任者の氏名等に変更があるなどの場合には、都道府県等は、変更届の提出を受け、当該事項について確認を行うことになっていて、両省庁は、氏名等のうち経歴には、管理責任者の研修修了状況が含まれるとしている。しかし、変更届の標準様式には、管理責任者の氏名、生年月日及び住所に係る変更事項を記載する欄は設けられているが、両省庁が、研修修了状況が含まれるとしている経歴に係る変更事項を記載する欄は設けられていなかった。

また、障害児通所支援では130都道府県等のうち88都道府県等（67.6%）において、障害福祉サービスでは134都道府県等のうち91都道府県等（67.9%）において、経歴に研修修了状況が含まれることを認識していなかった。

このように、多くの都道府県等において経歴に研修修了状況が含まれることを認識していない中、変更届の標準様式は、経歴に変更があった場合も変更届の提出の対象となっていることを容易に認識できるものとなっておらず、研修修了の都度、事業者から都道府県等に対して変更届が提出されることを期待することは困難な状況となっていた。このため、氏名等に変更がある場合に行われる都道府県等の確認は、管理責任者の配置後も研修要件を都道府県等が継続的に確認するという点からは、実効性に欠けるものとなっていた。

(2) 研修要件を満たしていない者が管理責任者として配置されていた事業所において、管理責任者欠如減算を適用していなかった事態

算定基準等によれば、管理責任者として配置されている者の研修要件を満たしていない期間が一定期間を超える場合に管理責任者欠如減算を適用することとされている。そこで、研修要件を満たしていない者が管理責任者として配置されていた126事業所及び134事業所の管理責任者欠如減算の適用状況を確認したところ、障害児通所給付費では11県及び21市区の45事業者の46事業所、自立支援給付費では15都道県及び23市の63事業者の65事業所は、管理責任者欠如減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70等を乗ずることなく給付費を算定していた。そのため、4年度から7年度までの間に、45事業者に対して92市区町村が支払った障害児通所給付費において児発管欠如減算に相当する額が計2億0445万余円、63事業者に対して170市区町村が支払った自立支援給付費においてサビ管欠如減算に相当する額が計3億9450万余円過大となっていて、これらに対する国の負担相当額計1億0222万余円(注3)及び計1億9725万余円(注3)はそれぞれ負担の必要がなかった。

(注3) 管理責任者欠如減算を適用していないことで過大となっていた額のみにより算出した額であり、管理責任者を配置していないこととなる期間は、他の減算にも該当し得るほか、管理責任者欠如減算の適用に伴い他の加算等の額が変動し得るが、これについては考慮していない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

事業者Ａは、新潟市に所在する事業所aにおいて、令和元年10月30日にサービス管理責任者基礎研修修了者となった者を、経過措置により、2年3月25日からサビ管とみなして配置していた。しかし、当該サービス管理責任者基礎研修修了者は、研修修了者となった日から3年を経過する日である4年10月29日までに修了が必要なサービス管理責任者実践研修について、失念のため修了漏れとなっており、同月30日からサービス管理責任者実践研修を修了した日の前日である7年2月15日までの約2年3か月の間、サビ管の研修要件を満たしていない期間が見受けられた。このため、同期間に提供された障害福祉サービスについては、質の確保が図られていないおそれがあると認められた。

また、事業者Ａは、自立支援給付費の算定に当たり、サビ管を配置していないこととなった月の翌々月である4年12月から、サービス管理責任者実践研修を修了し研修要件を満たした7年2月までの2年3か月の間、サビ管欠如減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70等を乗ずることなく算定していた。

したがって、上記の事態に係る4年12月から7年2月までの間の請求に対して1市が支払った自立支援給付費が計5515万余円過大となっていて、これに対する国の負担相当額2757万余円は負担の必要がなかった。

（是正及び改善を必要とする事態）

給付費の算定に当たり、研修要件を満たしていない者が管理責任者として配置されていた事業所において、管理責任者欠如減算を適用しておらず、給付費が過大に支給されている事態は適切ではなく、是正及び改善を図る要があると認められる。また、管理責任者の氏名等に変更がある場合に行われる都道府県等の確認が、管理責任者の配置後も研修要件を都道府県等が継続的に確認するという点から実効性に欠けるものとなっていた事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。さらに、多くの事業所において、失念等により研修要件を満たしていない者が管理責任者として配置されていた事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、事業者において研修体系見直し後の研修要件、経過措置及び管理責任者欠如減算についての理解並びに研修要件を満たしているかについての確認が十分でないこと、都道府県等において管理責任者欠如減算の適用状況についての確認が十分でないことなどにもよるが、両省庁において、次のことなどによると認められる。

ア　研修体系の見直しに伴い、管理責任者の配置後も研修要件を満たしているかを都道府県等が継続的に確認することができる方策について検討していないこと

イ　多くの事業所において失念等により研修要件を満たしていない事態及びその理由を把握して

おらず、失念等による研修の修了漏れの予防に資する方策について検討していないこと

3　本院が要求する是正の処置並びに要求する改善の処置及び表示する意見

両省庁は、管理責任者の要件として引き続き研修要件を要することとし、給付費の算定に当たっては、研修要件を満たしていない場合に管理責任者欠如減算を適用する仕組みを継続することとしている。

ついては、両省庁において、管理責任者として配置されている者が研修要件を満たすことにより障害児通所支援及び障害福祉サービスの質の確保を図り、また、事業者において給付費の算定等が適正に行われるよう、次のとおり、是正の処置を要求し並びに改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア　管理責任者欠如減算を適用していないため障害児通所給付費が過大に算定されていた45事業者の46事業所及び自立支援給付費が過大に算定されていた63事業者の65事業所に対して、11県及び21市区並びに15都道県及び23市を通じるなどして、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた給付費の返還手続を行わせること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの）

イ　都道府県等に対して、管理責任者として配置されている者の研修要件を満たしていない期間が一定期間を超えている場合に管理責任者欠如減算を適用しているかについて確認を求める指導等を事業者に行うよう助言すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

ウ　変更届の標準様式に、管理責任者として配置されている者に係る研修修了日及び次回の研修修了期限が確認できる項目等を設けた上で、研修修了の都度、事業者が変更届を都道府県等に提出することにより、管理責任者の研修要件を都道府県等が継続的に確認することができる方策を講ずること、並びに都道府県等及び事業者に対して、当該方策の内容等について周知すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

エ　事業者に対して次回の研修修了期限を適時に通知するなどの失念等による研修の修了漏れの予防に資する方策を検討すること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業等における賃上げ要件に係る達成状況の確認等について（中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て）

・事業場内最低賃金要件の達成状況が十分に確認されていないものづくり事業に係るものづくり補助金交付額(1)	２億９０６３万円
・付加価値額増加率によるものづくり補助金の返還に係る要否の判定が適切に行われていないものづくり事業に係るものづくり補助金交付額(2)	６５５５万円
・(1)及び(2)の純計	３億２７４０万円

1　ものづくり補助事業の概要等

(1) ものづくり補助事業の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業等」という。）の生産性向上を継続的かつ一体的に支援する中小企業生産性革命推進事業の一環として、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（以下「ものづくり補助事業」という。）を実施している。ものづくり補助事業は、賃上げなどに対応するために革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に係る設備投資等を行う事業（以下「ものづくり事業」という。）を実施する中小企業等（以下「事業主体」という。）に対して、これに要する経費の一部を補助するために、補助事業者を通じて、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」という。）を交付するものである。機構は、国から交付された運営費交付金及び国庫補助金を財源としてものづくり補助事業を実施しており、令和2年度から7年度までに、37,353事業主体が実施した38,926事業に対して計3277億8421万余円のものづくり補助金が交付されている。

(2) ものづくり補助事業の実施体制、事務手続等

ア　ものづくり補助事業の実施体制等

機構は、ものづくり補助事業の実施に当たり、補助事業の管理、運営等の業務を行う補助事業者を公募して、全国中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）を採択している。

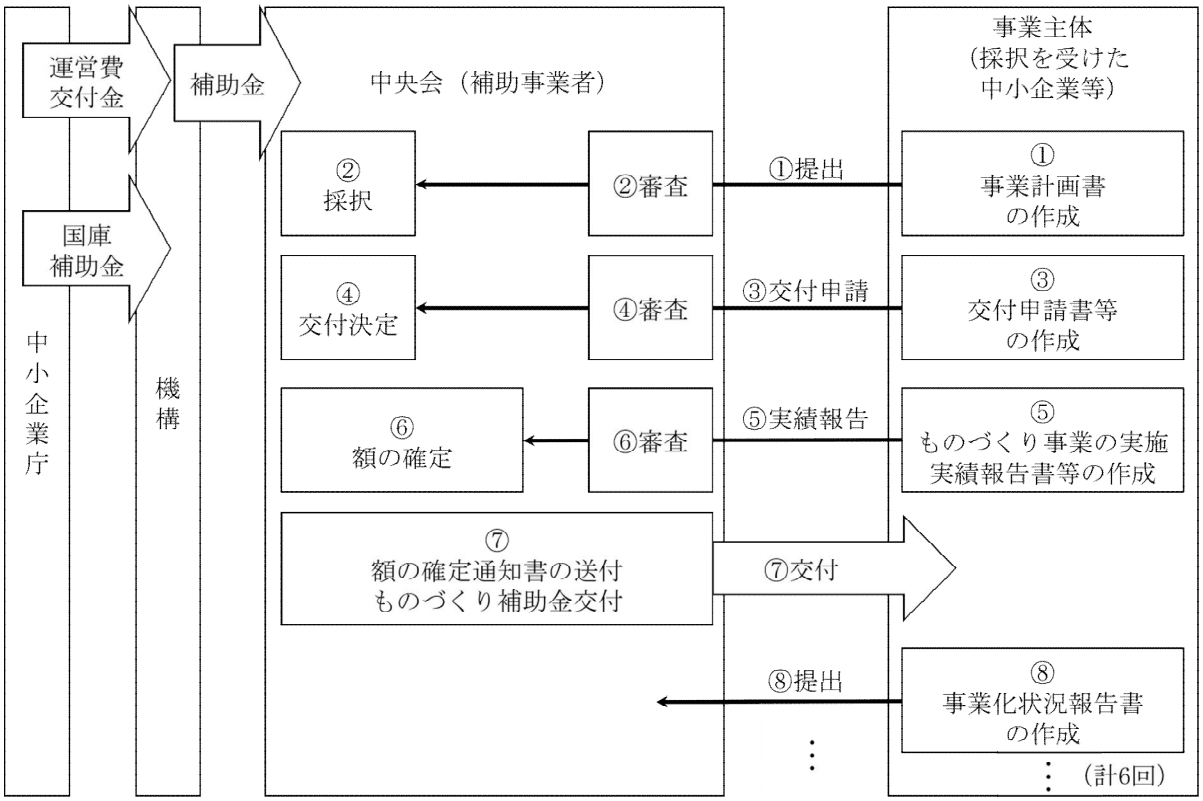
中央会は、機構が定めた「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付要綱」（令和2年1月規程令1第39号）に基づき、交付規程、公募要領等を定めて上記の業務を実施している。ものづくり補助事業は、8年2月の公募を最後に新たな事業主体の採択を終了しており、少なくとも10年度末までは、中央会が補助事業者として、引き続き事業主体がものづくり事業の完了後に提出する報告書等の書類の受付等の業務を実施していく予定となっている。

イ　ものづくり補助事業の事務手続等

ものづくり補助金の交付を受けようとする中小企業等は、中央会による事業主体の公募の開始後、ものづくり事業の具体的な取組内容等に加えて、ものづくり事業の完了後、3年から5年までの期間（以下「事業計画期間」という。）における、ものづくり事業を実施する事業場の範囲内の従業員に支払われる最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という。）の引上げ目標、付加価値額(注1)の増加目標等を記載した事業計画書を作成して中央会に提出し、審査を経て採択を受けることとなっている。その後、採択を受けた中小企業等（事業主体）に対して、ものづくり補助金の交付手続等がとられることとなっている（図表1参照）。

（注1）　付加価値額　　事業主体の事業全体の営業利益、人件費及び減価償却費を合算した額

図表1　ものづくり補助事業の事務手続等の流れ



①事業計画書の提出

・ものづくり補助金の交付を受けようとする中小企業等は、事業計画書を中央会に提出する。

②事業計画書の審査、採択

・中央会は、事業計画書を審査し、採択（不採択）を行う。

③交付申請書等の提出

・採択を受けた中小企業等は、交付申請書等を中央会に提出する。

④交付申請書等の審査、交付決定

・中央会は、交付申請書等を審査し、ものづくり補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行う。

⑤実績報告書等の提出

・事業主体は、事業計画に沿ってものづくり事業を実施した後に、実績報告書等を中央会に提出する。

⑥実績報告書等の審査、ものづくり補助金の額の確定

・中央会は、実績報告書等を審査し、交付決定の内容等に適合すると認めたときは、交付すべきものづくり補助金の額を確定する。

⑦ものづくり補助金の交付

・中央会は、実績報告書等を提出した事業主体に対して、額の確定通知書を送付した上で、ものづくり補助金を交付する。

⑧事業化状況報告書の提出

・事業主体は、ものづくり補助金の交付を受けた日以降、最初に迎える4月1日から60日以内の日を初回として、その翌年以降5年間、計6回、直近1年間の事業化の状況、賃上げの状況、付加価値額の実績等を記載した事業化状況報告書を作成して、中央会に提出する（賃上げ要件に係る報告内容については、後述(3)イ参照）。

事業主体は、ものづくり補助金の交付を受けた日以降、最初に迎える4月1日から60日以内の日を初回として、その翌年以降5年間、計6回、国の決算年度（以下、各報告回に対応した国の決算年度を「報告対象年度」という。）の終了時に、直近1年間の事業化の状況、賃上げの状況、付加価値額の実績等を記載した「事業化状況・知的財産権等報告書」（以下「事業化状況報告書」という。）を作成して、賃金台帳(注2)の写し、決算書等を添付した上で中央会に提出することとなっている。

（注2）　賃金台帳　　労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、事業主等が事業場ごとに調製しなけ

ればならないものであり、労働者の氏名、性別、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額等を、賃金の支払の都度、遅滞なく記入しなければならないこととなっている。

また、機構は、中央会に対して指導、監督等を行い、中小企業庁は、機構及び中央会に対して指導及び助言を行っている。

(3) 賃上げ要件の概要等

ア　賃上げ要件の概要

公募要領によれば、賃上げに関して事業主体が満たすべき要件（以下「賃上げ要件」という。）として、次の①、②等を満たす事業計画書を策定することなどとされている。

① 事業計画期間内における毎年度の事業場内最低賃金を、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき厚生労働省が毎年度都道府県別に1時間単位で定める地域別最低賃金より30円以上高い水準にすること（以下「事業場内最低賃金要件」という。）

② 事業計画期間内における事業主体全体の付加価値額に係る年平均増加率（以下「付加価値額増加率」という。）を3%以上にすること

このうち、事業場内最低賃金の従業員の選定方法及び事業場内最低賃金の額の算定方法について、中央会は、労働基準法、最低賃金法等における考え方に基づいているとしている。中央会が取りまとめた「よくあるご質問」（以下「Ｑ＆Ａ」という。）によれば、事業場内最低賃金要件における事業場の範囲は、工場や店舗等のように継続的に作業が行われる場所等とされ、事業場の範囲内の従業員は、雇用形態にかかわらず事業場内最低賃金要件を満たす必要があるとされている。

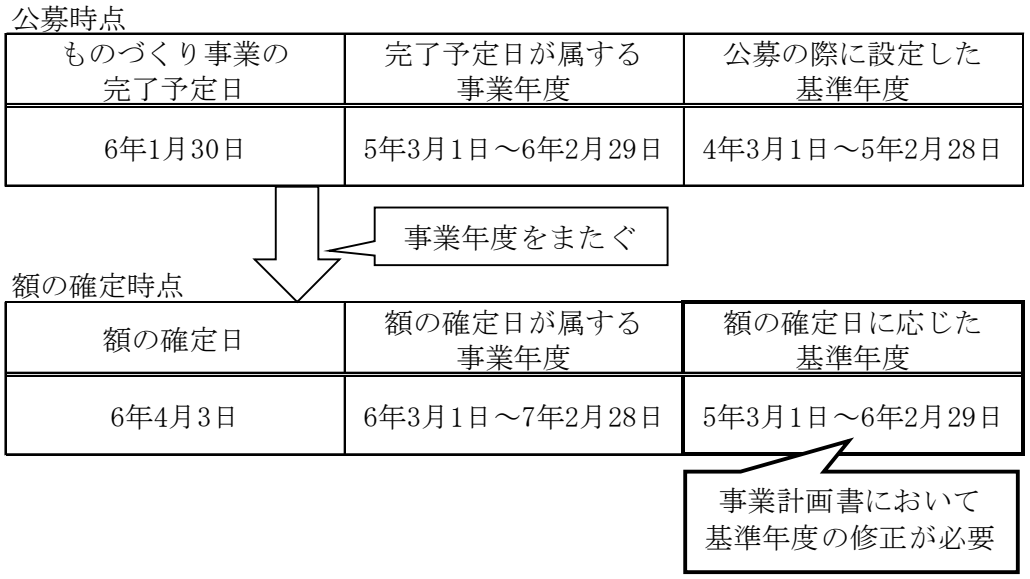
また、中央会が取りまとめた「事業化状況報告:賃金台帳の提出方法」（以下「提出案内文書」という。）によれば、時間外勤務手当、休日出勤手当、通勤手当、家族手当、精皆勤手当及び臨時に支払われる手当は、事業場内最低賃金要件における最低賃金の対象外であるとされている。さらに、地域別最低賃金との比較に当たっては、日給制、月給制等の賃金を時給単位に換算することなどとされている。

イ　事業化状況報告書における賃上げ要件に係る報告内容

事業主体は、事業化状況報告書において、賃上げ要件に係る内容として、報告対象年度の3月分に係る事業場内最低賃金の額、ものづくり事業の完了日を含む事業年度（事業主体の事業年度をいう。以下同じ。）の前事業年度（以下「基準年度」という。）の付加価値額、報告対象年度の前年度3月から報告対象年度の2月までの間に期末が到来した事業年度（以下「直近年度」という。）の付加価値額等をそれぞれ報告することとなっている。

Ｑ＆Ａによれば、公募の際は、事業計画書において、ものづくり事業の完了予定日を基として基準年度を設定する一方、ものづくり事業の完了予定日と、実際の完了日となるものづくり補助金の額の確定が行われた日（以下「額の確定日」という。）が事業年度をまたぐ場合は、額の確定日に応じて事業計画書における基準年度を修正することとされている（図表2参照）。中央会は、事業計画書における基準年度の修正が可能な時期は、ものづくり補助事業の制度上、1回目の事業化状況報告書の提出前までとしている。

図表2　額の確定日に応じた基準年度の修正が必要な例（事業年度の期末が2月末である事業主体において額の確定日が4月となった場合）



また、提出案内文書によれば、事業化状況報告書に添付する賃金台帳の写しとして、報告対象年度の3月分に係る事業場の範囲内の全従業員の賃金台帳の写し（以下「事業場内賃金台帳」という。）を提出することとされている。中央会は、提出を受けた事業化状況報告書、事業場内賃金台帳及び決算書の内容を確認し、不備があった場合には、事業主体に修正を求めることとしている。

3年度から7年度までに提出された事業化状況報告書は、第1次公募から第18次公募までに37,015事業主体が実施した38,565事業（ものづくり補助金交付額計3230億8712万余円）に係る101,521件となっている。

ウ　事業場内最低賃金要件が未達成の場合のものづくり補助金の取扱い

交付規程及び公募要領によれば、事業計画期間の毎年3月時点において、事業場内最低賃金要件が達成されていない場合、中央会は、原則として、事業主体に対して、交付されたものづくり補助金の額を事業計画期間の年数で除した額の返還を求めることとされている。ただし、基準年度から直近年度までの間の付加価値額増加率が1.5%に達しない場合（以下「付加価値額増加率免除条件」という。）や天災等、事業主体の責めに負わない理由がある場合は、返還を求めないこととされている。

中小企業庁は、以上のような仕組みを導入した理由について、新製品開発による売上増を通じるなどして付加価値額が増加したにもかかわらず事業場内最低賃金要件が未達成である場合には、ものづくり補助金の一部返還を求める必要があると判断したためとしている。

(4) ものづくり補助事業の後継事業の概要

機構は、ものづくり補助事業の後継事業として、8年度から、中小企業等が生産性向上等を図り、賃上げにつなげていくことを目的として、技術的革新性のある製品の開発等に要する経費の一部を補助する新事業進出・ものづくり商業サービス補助事業（以下「新ものづくり補助事業」という。）を実施している。新ものづくり補助事業は、事業場内最低賃金要件等の賃上げ要件を満たす事業計画書を策定すること、事業場内最低賃金要件等が未達成であった場合は、原則として補助金の一部返還を求めることなど、賃上げ要件について、ものづくり補助事業とおおむね同様の制度設計がなされている。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

ものづくり補助事業は、事業計画期間内において、賃上げ要件のうち事業場内最低賃金要件等

が未達成であった場合には、原則として事業主体に対してものづくり補助金の一部返還を求めるものであることなどから、ものづくり事業終了後においても、事業主体において事業場内最低賃金の引上げなどに継続して取り組むとともに、機構及び中央会において、それらの状況を適切に把握することが重要である。

そこで、本院は、合規性等の観点から、事業主体において、事業化状況報告書における事業場内最低賃金等は適切に報告されているか、中央会において、事業化状況報告書の内容の確認は適切に行われているか、事業場内最低賃金要件が未達成である際の返還に係る要否の判定は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、前記37,015事業主体が実施した38,565事業のうち、事業規模が大きいなどの190事業主体が実施した220事業（ものづくり補助金交付額計21億0246万余円、事業化状況報告書614件）を対象として、190事業主体において事業化状況報告書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。また、機構及び中央会において、事業化状況報告書における事業場内最低賃金等の確認状況等を確認するなどするとともに、中小企業庁において、賃上げ要件の制度設計に係る考え方、機構及び中央会に対する指導、助言等の状況等を聴取するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 事業場内最低賃金要件の達成状況が十分に確認されていないなどの事態

190事業主体の220事業に係る事業化状況報告書614件における事業場内最低賃金について、事業場内賃金台帳等により確認したところ、50事業主体の56事業（190事業主体の26.3%、220事業の25.4%、ものづくり補助金交付額計5億2932万余円）に係る事業化状況報告書91件（614件の14.8%）において、事業場内最低賃金が、誤って、一部の雇用形態の従業員を除いて事業場内最低賃金の従業員を選定する、事業場内最低賃金の対象とならない手当を含めるなどして算定されていたため、中央会へ適切に報告されていなかった。

そこで、これらについて、事業場内賃金台帳等により適正な事業場内最低賃金の額を算定したところ、28事業主体の30事業（同14.7%、同13.6%、ものづくり補助金交付額計2億9063万余円）に係る44件（同7.1%）については、中央会において、事業場内最低賃金要件が達成されたものとして扱われていたが、実際には達成されていなかった。

このように、中央会において、事業場内最低賃金要件が未達成である場合には、原則としてものづくり補助金の一部返還を求める必要があったにもかかわらず、その達成状況が十分に確認されていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

建設業を営むA社は、業務効率化と品質向上を目的としてハイブリッド高周波ウェルダー（溶着機）及び熱風溶接機を導入する事業を令和4年度に実施して、ものづくり補助金の交付を受けていた。A社は、中央会に提出した2回目の事業化状況報告書において、ものづくり事業の主たる実施場所の属する事業場における6年3月分の事業場内最低賃金は1,135円であり、同時点での地域別最低賃金897円より30円以上高い水準（927円以上）を達成したとして報告し、中央会もその旨を確認したとしていた。

しかし、事業場内賃金台帳、労働条件通知書等を確認したところ、A社は、誤って、期間の定めがある労働契約による従業員を除いた上で最も賃金の低い者を事業場内最低賃金の従業員として選定していた。除かれていた従業員を含めて算定したところ、実際の事業場内最低賃金は、期間の定めがある労働契約による従業員の時給である900円となっていて、中央会が達成したものとして確認していた水準（927円以上）を下回っていた。

事業場内最低賃金が適切に報告されていないものがあった状況を踏まえて、中央会における、事業場内最低賃金の算定方法等に関する周知の状況をみたところ、中央会は、事業主体から多くの問合せを受けて、遅くとも5年2月までに、ものづくり補助金のウェブサイト上でQ＆Aに順次掲載するなどして周知していた。一方で、事業場内最低賃金要件が実際には達成されていなかった前記の事業化状況報告書44件のうち、5年4月以降に提出されたものが39件（44件の88.6%）とウェブサイトによる周知以降の誤りが大部分を占めており、ウェブサイトによる周知が効果的なものとはなっていなかった。

さらに、事業場内最低賃金要件の達成状況が十分に確認されていなかった状況を踏まえて、中央会における確認体制をみたところ、事業場内賃金台帳には、従業員ごとに報告対象年度の3月分の賃金計算期間、労働日数、労働時間数、基本給等が記載されているものの、事業場の場所、月給制等の給与形態等の確認に必要な情報が記載されていなかった。中央会は、事業場内賃金台帳では上記の必要な情報が確認できないにもかかわらず、当該情報を確認できる他の書類の提出は求めていなかった。

(2) 付加価値額増加率によるものづくり補助金の返還に係る要否の判定が適切に行われていないなどの事態

190事業主体の220事業に係る事業化状況報告書614件における基準年度の設定状況を確認したところ、75事業主体の77事業（190事業主体の39.4%、220事業の35.0%、ものづくり補助金交付額計7億5384万余円）に係る228件（614件の37.1%）では、ものづくり事業の完了予定日と額の確定日が事業年度をまたいでいたため、適正な基準年度は事業計画書に記載された基準年度の翌事業年度となるのに、事業計画書における基準年度の修正が行われていなかった。

そこで、これらのうち、中央会において、事業場内最低賃金要件が未達成であるため付加価値額増加率によりものづくり補助金の返還に係る要否を判定していた9事業主体の9事業（75事業主体の12.0%、77事業の11.6%、ものづくり補助金交付額計9474万余円）に係る14件（228件の6.1%）について、適正な基準年度により付加価値額増加率を算定したところ、図表3のとおり、6事業主体の6事業（9事業主体の66.6%、9事業の66.6%、ものづくり補助金交付額計6555万余円）に係る8件（14件の57.1%）は、付加価値額増加率が中央会による確認結果と異なり1.5%以上となり、又は1.5%未満となるため、付加価値額増加率免除条件への該当の有無が中央会による判定と異なるものとなっていた。上記の8件について内訳をみると、付加価値額増加率免除条件に該当しないため原則としてものづくり補助金の一部返還を求める必要があったものが4事業主体の4事業（ものづくり補助金交付額計3195万余円）に係る6件、付加価値額増加率免除条件に該当するためその必要がなかったものが2事業主体の2事業（ものづくり補助金交付額計3359万余円）に係る2件となっていた。

このように、事業計画書における基準年度の修正が行われていなかったことにより、中央会において、付加価値額増加率によるものづくり補助金の返還に係る要否の判定が適切に行われていなかった。

図表3　適正な基準年度による付加価値額増加率免除条件への該当の有無

区　分	事業主体	事業	事業化状況報告書の件数	ものづくり補助金交付額（万円）
基準年度が修正されておらず、かつ事業場内最低賃金要件が未達成であると報告されたもの	9　(100.0%)	9　(100.0%)	14　(100.0%)	9474
うち適正な基準年度によると付加価値額増加率免除条件への該当の有無が中央会による判定と異なるもの	6　(66.6%)	6　(66.6%)	8　(57.1%)	6555
うち適正な基準年度によると付加価値額増加率が1.5%以上となり、付加価値額増加率免除条件に該当しないもの	4　(44.4%)	4　(44.4%)	6　(42.8%)	3195
うち適正な基準年度によると付加価値額増加率が1.5%未満となり、付加価値額増加率免除条件に該当するもの	2　(22.2%)	2　(22.2%)	2　(14.2%)	3359

（注）　括弧書きは基準年度が修正されておらず、かつ、事業場内最低賃金要件が未達成であると報告されたものに占める割合である。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

家具・装備品製造業を営むＢ社は、国産材の調達ニーズに対応した高い生産性を実現するために機械装置を導入する事業を令和2、3両年度に実施して、ものづくり補助金の交付を受けていた。Ｂ社は、中央会に提出した1回目の事業化状況報告書において、ものづくり事業の主たる実施場所の属する事業場における4年3月分の事業場内最低賃金を889円と報告し、同時点での地域別最低賃金889円より30円以上高い水準を達成していないとしており、中央会もその旨を確認していた。中央会は、事業計画書における基準年度である2年2月末を期末とする事業年度の付加価値額を基として、直近年度である3年2月末を期末とする事業年度までの付加価値額増加率を確認した結果、マイナス0.34%となっていて1.5%未満であるため、付加価値額増加率免除条件に該当すると判定して、事業場内最低賃金要件の未達成に伴うものづくり補助金の一部返還を求めていなかった。

しかし、Ｂ社のものづくり事業に係る額の確定日は3年7月5日であることから、基準年度は3年2月末を期末とする事業年度となり、直近年度は4年2月末を期末とする事業年度となる。そこで、これらの基準年度及び直近年度における付加価値額を基に算定すると、同社の付加価値額増加率は、1.5%を上回る2.24%となることから、付加価値額増加率免除条件に該当しないものであった。

これらの状況を踏まえて、中央会における事業計画書上の基準年度の確認体制をみたところ、中央会は、事業主体から提出された実績報告書等により額の確定を行い、額の確定通知書を発出していることから、基準年度の修正の要否に係る確認が可能であるにもかかわらず、確認を行うこととしていなかった。

(1)及び(2)の事態について、重複分を除くと、32事業主体の34事業（ものづくり補助金交付額計3億2740万余円）となる。

（是正改善及び改善を必要とする事態）

事業化状況報告書における事業場内最低賃金が適切に報告されておらず、事業場内最低賃金要件の達成状況が十分に確認されていないなどの事態、及び事業計画書における基準年度の修正が行われておらず、付加価値額増加率によるものづくり補助金の返還に係る要否の判定が適切に行われていないなどの事態は適切ではなく、是正改善を図る要及び改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、事業主体において、事業化状況報告書における事業場内最低賃金及び基準年度に係る考え方等についての理解が十分でないことなどにもよるが、中小企業庁、機構及び中央会において、次のことなどによると認められる。

ア　中央会において、事業場の範囲内の従業員等の確認に必要な書類の提出を求めておらず、事業場内最低賃金に係る確認体制が十分でないこと

イ　中央会において、基準年度に係る確認を行うことの重要性についての理解が十分でないこと

ウ　中央会において、事業場内最低賃金の算定方法等について、より効果的な事業主体への周知方法に係る検討が十分でないこと

エ　機構において、上記アからウまでについての中央会に対する指導、監督等が十分でないこと

オ　中小企業庁において、上記アからエまでについての機構及び中央会に対する指導及び助言が十分でないこと

3　本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

中小企業庁及び機構は、ものづくり補助事業について、中小企業等の生産性向上や賃上げに資する重要な施策であるとしており、8年度以降も引き続き、賃上げ要件に係る達成状況の確認等を行っていくとともに、後継事業である新ものづくり補助事業を実施していくこととしている。

ついては、中小企業庁及び機構において、ものづくり補助事業及び新ものづくり補助事業の実施に当たり、賃上げ要件に係る達成状況の確認等が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

ア　機構において、中央会に対して指導するなどして、事業場の範囲内の従業員等の確認に必要な書類の提出を新たに事業主体に求めた上で、それらの書類に係る確認を行うためのマニュアル等を整備することなどにより、事業化状況報告書に記載された事業場内最低賃金が適切なものとなっているか十分な確認を行う体制を整備すること（会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

イ　機構において、中央会に対して指導するなどして、事業計画書における基準年度の修正の要否について、額の確定通知書を発出するなどの際に十分な確認を行う体制を整備すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

ウ　機構において、中央会に対して指導するなどして、事業場内最低賃金が適切に報告されるよう、事業場内最低賃金の算定方法等に係る周知方法を見直すこと（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

エ　中小企業庁において、上記アからウまでの措置が確実に行われるよう、機構及び中央会に対して指導及び助言を行うこと（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構

小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業の事務の効率化等のために使用している共済システムの再構築について（中小企業庁長官、独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て）

・機構におけるプロジェクトの実施方法が適切でなかったため、当初の予定時期を過ぎても新システムがリリースできておらず、事業効果が発現していない再構築プロジェクトに係る支払額 ６７９億３０２８万円

1　両共済事業、共済システム及び再構築プロジェクトの概要等

(1) 両共済事業及び共済システムの概要等

ア　両共済事業の概要等

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「機構法」という。）に基づき、小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）の規定による小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）の規定による中小企業倒産防止共済事業（以下、これらを合わせて「両共済事業」という。）を実施している。両共済事業は中小企業庁が制度を所掌しており、機構はその実施機関として両共済事業を運営している。

小規模企業共済事業は、個人事業主等である加入者に事業廃止等の事由が生じた場合に共済金等を支給するものであり、令和7年度末時点の加入者は約172万者となっている。また、機構法によれば、機構は、加入者に対して事業に関連する資金等の貸付けを行うことができることとされている。

中小企業倒産防止共済事業は、中小企業者等である加入者の取引先企業が倒産して売掛債権等が回収困難になった場合に、共済金を無利子・無担保で貸し付ける（貸付限度額8000万円）ものであり、7年度末時点の加入者は約67万者となっている。

機構法等によれば、機構は、両共済事業の業務に係る経理について、それぞれ、小規模企業共済勘定及び中小企業倒産防止共済勘定を設けて整理しなければならないこととされており、7年度末時点における各勘定の資産は、それぞれ、16兆3942億4228万余円、3兆4139億7436万余円となっている。

イ　共済システムの概要

機構は、両共済事業の事務の効率化等のために、加入者情報の管理、掛金の収納業務、貸付金の支払業務等の処理を行うシステム（以下「共済システム」という。）を運用している。現行の共済システム（以下「現行システム」という。）は、昭和50年に富士通株式会社（以下「富士通社」という。）により開発され、その後、制度改正等に伴う改修が繰り返されてきたが、大規模な刷新は平成7年が最後となっている。このため、現行システムは、技術面の老朽化、肥大化・複雑化及びブラックボックス化といった課題が生じている、いわゆるレガシーシステムとなっている。なお、現行システムのサーバに用いられている富士通社のメインフレーム(注)については、令和17年度をもって保守が終了となる旨が富士通社から発表されている。

（注）　メインフレーム　　基幹業務システム等の中心となる大型汎用コンピュータ

(2) 再構築プロジェクトの概要等

機構は、平成30年4月に共済制度改革推進室を設置した上で、顧客の利便性向上、機構の業務効率化等を目的として、両共済事業における申請手続をオンライン化するなど、従来の業務フローを全面的に見直した新業務フローを作成し、これを実現するための現行システムの再構築（以下「再構築プロジェクト」という。）を実施するなどしている。

機構は、令和3年9月に取りまとめた再構築プロジェクトに係る全体計画書（以下「全体計画書」という。）において、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（平成26年12月各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定。以下「ガイドライン」という。）等に準拠して再構築プロジェクトを実施することとしている。また、再構築の手法を、現行システム下で行って

いた業務内容、処理内容等を基にゼロベースで新システムを構築するリビルドとすること、開発方式を、設計、開発、テスト等の各工程を時系列的に進め原則として前工程の完了後に次工程を開始するウォーターフォール型とすること、再構築プロジェクトのスケジュールを、図表1のとおりとして、7年8月に新システムをリリース（加入者、機構職員等が実際に利用できる状態にした上で本番環境において稼働を開始することをいう。以下同じ。）することとしている。

図表1　再構築プロジェクトのスケジュール（令和3年9月時点）

作業内容等	時期等
＜参考＞ ・共済制度改革推進室設置	・平成30年 4月
・全体計画及び要件定義	・令和2年 4月～ 3年 9月 （うち3年 7月～同年 8月にＲＦＩ（注）を実施）
・基本設計	4年 4月～同年12月
・詳細設計	5年 1月～同年 5月
・開発・単体テスト	5年 6月～同年11月
・結合テスト	5年12月～ 6年 5月
・総合テスト	6年 6月～同年10月
・受入テスト	6年11月～ 7年 6月
・リリース準備	7年 7月～同年 8月
・リリース	7年 8月

（注）　Request for Informationの略称。情報システムに関する様々な情報を収集するために、事業者に対して、構築しようと考えている情報システムに関わる技術的な情報、動向、参考事例等の提供を依頼するもの

ガイドライン等においては、プロジェクトの標準的な進め方として、サービス・業務企画、要件定義、設計開発の順に進めることが示されており、これらの各段階において、次のことなどが求められている。

①サービス・業務企画段階　新たな業務の企画に当たり問題点等の抽出・検討を行うこと、また、既存の情報システム及びデータを把握すること

②要件定義段階　要求する情報システムの特徴を踏まえ記載内容の軽重を検討すること、また、情報セキュリティ等を定める非機能要件定義に当たっては、ＲＦＩ等を通じて広く情報取得を行うこと

③設計開発段階　発注者としての要望等を正確に伝達すること

機構は、再構築プロジェクトの進捗状況を中小企業庁に定期的に報告しており、中小企業庁は、再構築プロジェクトの実施方法等に関して、必要に応じて機構を指導している。

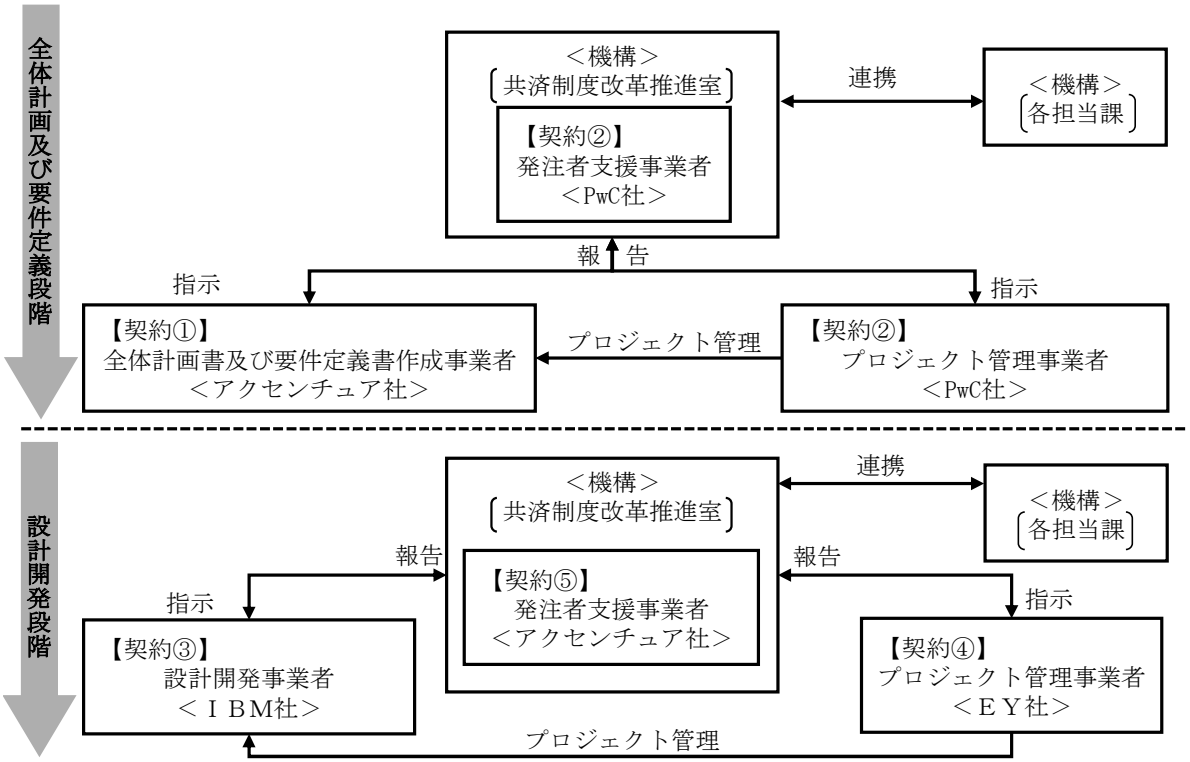
(3) 再構築プロジェクトに係る契約の概要等

機構は、2年4月から3年9月までの全体計画及び要件定義段階において、総合評価落札方式による一般競争入札を行った上で、アクセンチュア株式会社（以下「アクセンチュア社」という。）との間で全体計画書及び要件定義書の作成に係る契約、PwCコンサルティング合同会社（以下「PwC社」という。）との間でプロジェクト管理及び発注者支援に係る契約をそれぞれ締結している。

その後、4年4月以降の設計開発段階において、総合評価落札方式による一般競争入札を行った上で、日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「ＩＢM社」という。）との間で新システムの設計開発に係る契約、ＥＹストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「ＥＹ社」という。）との間でプロジェクト管理に係る契約をそれぞれ締結し、また、企画競争による随意契約

により、アクセンチュア社との間で発注者支援に係る契約を締結している（以下、上記五つの契約を「主要契約」といい、このうちＩＢＭ社との間で締結している新システムの設計開発に係る契約を「設計開発契約」という。）。主要契約における契約相手方の役割等を示すと、図表2のとおりである。

図表2　主要契約における契約相手方の役割等



【契約①】小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度の業務・システム再構築等における全体計画策定及び要件定義策定業務（当初契約額：24億1942万余円、一般競争（総合評価））
・機構の作成した新業務フローを検証した上で、当該フローを実現するための全体計画書を作成
・全体計画書の内容を実現するための要件定義書を作成
・設計開発工程の調達に向けて、機構の実施するＲＦＩ等について、各事業者への依頼案を作成し、各事業者からの提供情報を取りまとめて機構に報告するなどの支援を実施。必要に応じて要件定義成果物に反映

【契約②】小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度の業務・システム再構築等における全体計画策定及び要件定義策定業務に係るプロジェクト管理業務（当初契約額：2億3100万円、一般競争（総合評価））
・契約①に係る業務が円滑に推進されるよう、全体管理計画書を策定の上、主体性をもって、進捗管理、品質管理等のプロジェクト管理を実施（プロジェクト管理）
・ＲＦＩに関し専門的知見から意見するなど、再構築プロジェクトに従事する機構職員に対し、その業務を主体的な活動により支援（発注者支援）
なお、プロジェクト管理事業従事者と発注者支援事業従事者は、別メンバーとなっている。

【契約③】小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るアプリケーション設計・開発・保守業務（当初契約額：206億7976万余円、一般競争（総合評価））
・新システムに係るアプリケーション設計開発、インフラ設計、新システム稼働後の保守及びこれらに附帯する業務を実施

【契約④】小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るプロジェクト管理業務（当初契約額：15億3010万円、一般競争（総合評価））
・契約③等の再構築プロジェクトが円滑に推進されるよう、全体管理計画書を策定の上、主体性をもって、進捗管理、品質管理等のプロジェクト管理を実施

【契約⑤】小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る発注者支援業務（当初契約額：69億9600万円、随意契約（企画競争））
・再構築プロジェクトに従事する機構職員に対し、基本設計工程における設計内容の確認支援等の支援を実施

このほか、機構は、再構築プロジェクトの実施に際して複数の契約を締結しており、主要契約を含めた再構築プロジェクトに係る契約は計26契約、これらに係る当初契約額は計555億4661万余円となっている（後掲の図表4参照。以下、主要契約を含む、再構築プロジェクトに係る26契約を「プロジェクト関連契約」という。）。

新システムの設計開発の進捗状況等については、機構、ＩＢＭ社、アクセンチュア社、ＥＹ社等のプロジェクト関連契約の契約相手方の責任者等が出席し、毎月開催される月次マネジメント会議において報告され、対応方針等が決定されている。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性、有効性等の観点から、再構築プロジェクトは当初のスケジュールどおりに進捗しているか、再構築プロジェクトに要する費用は当初契約額と比較して増大していないか、機構における再構築プロジェクトの実施方法は適切なものとなっているか、主要契約の相手方における業務の履行は十分なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、プロジェクト関連契約26契約を対象として、機構において契約書、月次マネジメント会議に係る資料等の関係資料を確認するなどするとともに、現行システム開発事業者である富士通社及び主要契約の契約相手方4社において再構築プロジェクトに関する業務の履行状況等について説明を徴するなどし、また、中小企業庁において機構に対する指導・助言等の状況を確認するなどして、それぞれ会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のとおり、機構において、再構築プロジェクトの実施に当たり、当初の予定時期を過ぎても新システムがリリースできておらず事業効果が発現していない事態、及び再構築プロジェクトの実施方法が適切でないことにより累次にわたり業務が追加され、再構築プロジェクトに要する費用が増大している事態が見受けられた。

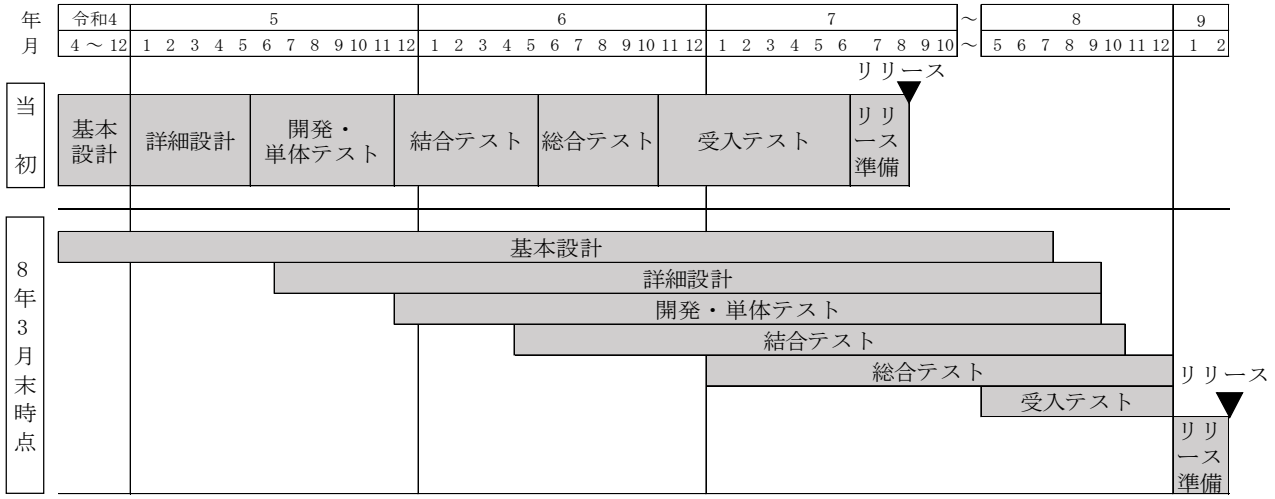
(1) 当初の予定時期を過ぎても新システムがリリースできておらず事業効果が発現していない事態

機構は、当初の予定どおり、3年9月に要件定義書を策定（アクセンチュア社が作成した要件定義書を検収した上で、後の設計開発契約に用いる要件定義書として定めることをいう。以下同じ。）して、4年3月に設計開発契約を締結していた。

しかし、機構は、設計開発契約締結後に、累次にわたり新システムに搭載する機能を追加するなどの必要が生じていたことから、要件定義書を変更するとともに、8年3月末時点で、設計開発契約について計8回の変更契約を締結して計17業務を追加していた。また、リリース時期についてみたところ、機構は、6年8月に、第5回変更契約を踏まえて7年8月から8年9月への延伸を決定し、更に7年9月に、第7回変更契約を踏まえて8年9月から9年2月への再延伸を決定していた。

上記の業務追加に伴い、開発規模が拡大するとともに、リリース時期が延伸されていることから、再構築プロジェクトのスケジュールのうち、8年3月末時点における新システムのアプリケーションに係る設計開発のスケジュールをみたところ、当初想定していたウォーターフォール型の開発方式とは異なり、複数の工程が同時並行で実施されている状況となっていた（図表3参照）。

図表3　アプリケーションに係る当初の設計開発スケジュールと令和8年3月末時点のスケジュールの比較



さらに、機構は、前記業務の追加及びリリース時期の延伸に伴い、設計開発以外のプロジェクト関連契約についても変更契約を締結しており、その結果、8年3月末時点において、プロジェクト関連契約に係る契約額は計962億6777万余円と当初契約額（555億4661万余円）の約1.7倍に増大しており、支払額は計679億3028万余円に上っていた（図表4参照）。なお、同時点において、再延伸に伴う変更契約が締結されていないプロジェクト関連契約があるため、契約額は今後更に増大することが見込まれる。

図表4　プロジェクト関連契約の状況（令和8年3月末時点）

契約番号	契約相手方	当初契約年月日	契約名	契約期間 上段：当初契約 下段：直近の変更契約回	変更契約回数(回)	契約額(千円) 上段：当初契約 下段：直近の変更契約回	支払額(千円)
1	富士通社	令和 2年 1月20日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度の業務・システム再構築等における全体計画策定及び要件定義策定業務に係る現行システム調査業務	当初令和2年 1月20日～ 3年 9月30日 2年 1月20日～ 4年 3月18日	1	当初 436,920 545,030	545,030
2 (契約①)	アクセンチュア社	2年 3月4日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度の業務・システム再構築等における全体計画策定及び要件定義策定業務	当初 2年 4月 1日～ 3年 9月30日 2年 4月 1日～ 4年 3月15日	3	当初 2,419,422 2,643,916	2,643,916
3 (契約②)	PwC社	2年 3月30日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度の業務・システム再構築等における全体計画策定及び要件定義策定業務に係るプロジェクト管理業務	2年 4月 7日～ 3年 9月30日	2	当初 231,000 367,070	367,070
4 (契約④)	ＥＹ社	4年 3月24日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るプロジェクト管理業務	当初 4年 4月 1日～ 7年11月28日 4年 4月 1日～ 8年11月30日	1	当初 1,530,100 2,175,250	1,892,682
5 (契約③)	ＩＢＭ社	4年 3月30日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るアプリケーション設計・開発・保守業務	当初 4年 4月 1日～ 8年 8月31日 4年 4月 1日～10年 2月29日	8	当初 20,679,764 48,709,413	35,444,544
6 (契約⑤)	アクセンチュア社	4年 3月31日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る発注者支援業務	当初 4年 4月 1日～ 7年11月28日 4年 4月 1日～ 8年11月30日	2	当初 6,996,000 14,916,220	13,579,973
7	株式会社ラック	4年 6月20日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るセキュリティコンサルティング、及びセキュリティオペレーションセンター構築・運用準備に係る業務	当初 4年 6月20日～ 7年 8月31日 4年 6月20日～ 8年 9月30日	2	当初 290,977 417,862	170,555
8	株式会社アグレックス	4年 10月31日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る小規模企業共済データエントリー業務	当初 4年11月 1日～ 7年11月28日 4年11月 1日～ 8年11月30日	3	当初 153,788 220,005	192,012
9	富士通社	5年 3月30日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る現行システムデータ抽出業務	5年 3月30日～ 5年 7月31日	0	44,550	44,550
10	東芝デジタルソリューションズ株式会社	5年 5月8日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るインフラ基盤の構築・保守業務	5年 5月 8日～10年 8月31日	2	当初 5,931,200 7,444,294	4,019,852
11	注(3) ＮＴＴ東日本株式会社	5年 5月10日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るデータセンターサービス提供	5年 5月10日～10年 8月31日	0	503,507	292,578
12	日本ビジネスシステムズ株式会社	5年 6月23日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るミドルウェアの構築・保守業務	5年 6月23日～10年 8月31日	2	当初 6,844,544 8,453,143	6,329,813
13	富士通社	5年 11月24日	小規模企業共済システム・中小企業倒産防止共済システムのデータ抽出・確認システム及び環境構築のための調査業務	5年11月24日～ 6年 2月23日	0	97,570	97,570
14	富士通社	6年 5月22日	小規模企業共済システム・中小企業倒産防止共済システムのデータ抽出・確認システムの開発・運用業務	当初 6年 5月22日～ 7年 7月31日 6年 5月22日～ 8年 1月31日	1	当初 1,089,000 1,345,080	1,345,080
15	株式会社ＮＴＴデータ関西 ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社	6年 7月25日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るファームバンキングサービス連携システムの構築・保守業務	6年 8月 1日～10年12月31日	0	102,515	53,459
16	株式会社日比谷コンピュータシステム	6年 8月21日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る住所マスターファイル等提供	6年 8月21日～ 7年 1月31日	0	13,750	13,750
17	富士通社 株式会社ＪＥＣＣ	6年 8月22日	小規模企業共済システム・中小企業倒産防止共済システムのデータ抽出・確認システムのインフラ及び環境構築・保守業務	6年 8月22日～ 8年11月30日	1	当初 231,000 296,560	249,277
18	ＴＯＰＰＡＮエッジ株式会社	6年 11月21日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る帳票印刷・発送業務	当初 6年11月21日～10年 8月31日 6年11月21日～11年 1月31日	1	注(4) 当初 866,185 885,132	57,935
19	ＴＯＰＰＡＮエッジ株式会社	7年 1月22日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る申請書等データ化業務	7年 1月22日～10年 8月31日	1	当初 431,385 434,190	0

契約番号	契約相手方	当初契約年月日	契約名	契約期間 上段：当初契約 下段：直近の変更契約回	変更契約回数(回)	契約額(千円) 上段：当初契約 下段：直近の変更契約回	支払額(千円)
20	株式会社野村総合研究所	7年 3月27日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る公的個人認証連携サービスの導入・運用保守業務	7年 4月 1日～10年 8月31日	0	18,370	0
21	東芝デジタルソリューションズ株式会社	7年 4月1日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る共済業務用端末の構築・保守業務	7年 4月 1日～10年 8月31日	0	506,000	73,141
22	GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社	7年 4月23日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る立会人型電子署名サービスの導入・運用保守業務	7年 5月 1日～12年 9月30日	0	注(5) 5,577	264
23	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	7年 5月30日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る請求収納データ伝送代行サービスの導入・運用保守業務	7年 6月 1日～12年 9月30日	0	注(5) 108,341	3,267
24	コンピューターサイエンス株式会社	7年 6月30日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るシステム運用保守業務	7年 7月 1日～12年 9月30日	0	5,830,000	508,256
25	ヤマトシステム開発株式会社	7年 7月3日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るインターネットロ座振替受付サービスの導入・保守業務	7年 7月 3日～12年 9月30日	1	注(5) 当初 78,633 77,920	4,514
26	株式会社野村総合研究所	7年 7月8日	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る民間送達サービスの導入・保守業務	7年 7月 8日～13年 3月31日	0	注(5) 106,506	1,188
計						当初 55,546,611 96,267,778	67,930,281

注(1) 太枠内は、主要契約を示しており、「契約番号」内の()内は図表2の記載と対応している。
注(2) 網掛けをしている契約は、令和7年度末時点で契約期間が終了している契約である。
注(3) 「ＮＴＴ東日本株式会社」は、令和7年7月1日に「東日本電信電話株式会社」から移行した。
注(4) 本契約は単価契約であり、「契約額（千円）」欄には、支払予定額を記述している。
注(5) 本契約には、総価契約部分と単価契約部分が含まれていることから、「契約額（千円）」欄には、総価契約額に、単価契約部分に係る支払予定額を合計した額を記述している。

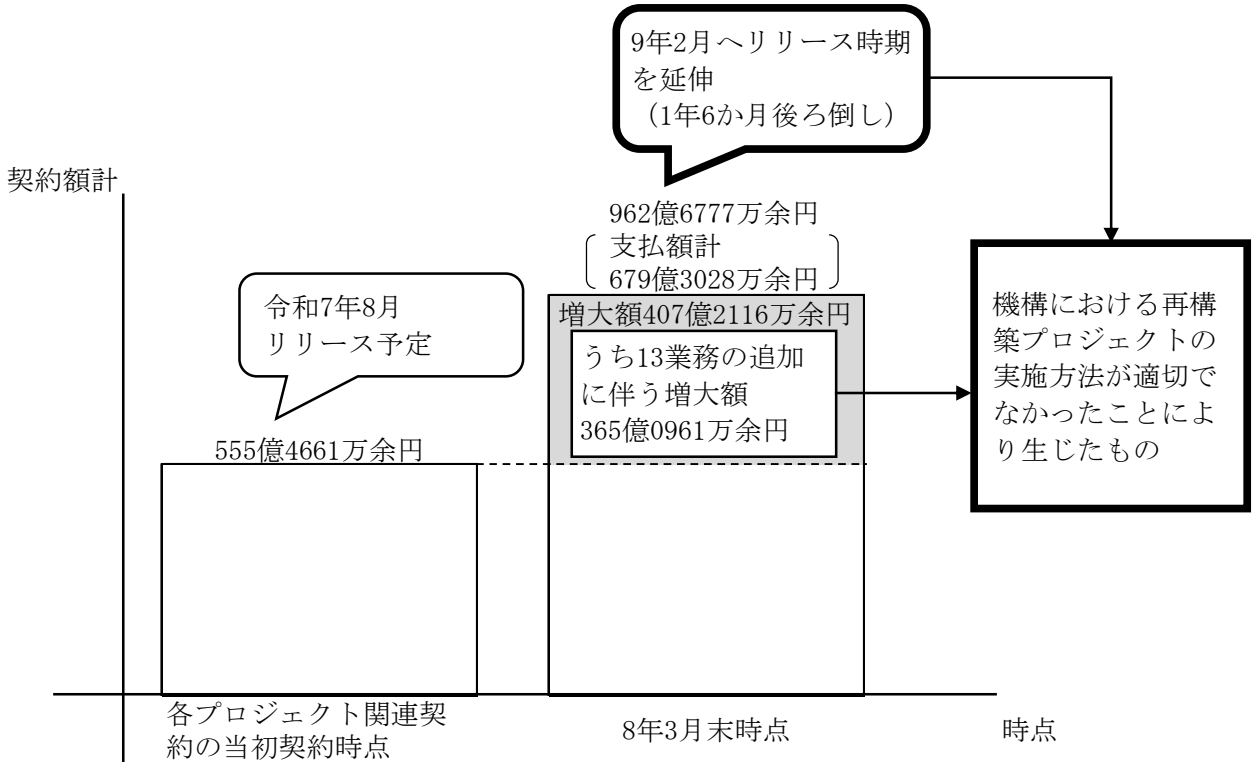
このように、8年3月末時点において、再構築プロジェクトのために計679億3028万余円が支払われているにもかかわらず、当初の予定時期である7年8月を過ぎても新システムがリリースできておらず、再構築プロジェクトの事業効果が発現していなかった。

一方、中小企業庁は、6年3月に、機構からリリース時期延伸について報告があったことを踏まえて、機構に対して遅延原因の精査、再発防止等を図るよう指導していた。しかし、上記の指導によっても、遅延の解消及びリリース時期再延伸の防止には至らず、機構が7年9月にリリース時期の再延伸を決定したことを踏まえて、中小企業庁は、同年12月に原因の究明、プロジェクト管理の徹底等を改めて指導していた。

(2) 機構における再構築プロジェクトの実施方法が適切でない事態

(1)のとおり、設計開発契約について8回の変更契約により17業務が追加されるとともに、リリース時期が二度延伸するなどしていた。そこで、その要因について確認したところ、上記17業務のうち後述の13業務追加に伴うプロジェクト関連契約の増大額計365億0961万余円、及び二度のリリース時期の延伸は、次のアからエまでのとおり、サービス・業務企画段階及び要件定義段階における検討が十分でないなど、機構における再構築プロジェクトの実施方法が適切でなかったことにより生じたものであった（図表5参照）。特に、このうち46億5392万余円は開発済みのプログラムを開発し直すなどの手戻りにより生じた費用（以下「手戻り費用」という。）となっていた。

図表5　リリース時期及び契約額増大の概念図



機構における再構築プロジェクトの実施方法が適切でなかったことにより追加された13業務について、業務が追加された順にその要因との対応関係を整理して全体像を示すと、図表6のとおりである（図表6中の「追加業務の要因等」欄に記載した「ア」等は、それぞれ後述の検査結果の記載箇所を示している。）。

図表6　追加業務とその要因との対応関係の全体像

年月等	追加業務の要因等 / 設計開発契約の各変更契約回等	ア　現行システム仕様及び現行データ仕様の調査 (ｱ) 業務内容を整理するために必要な現行システム仕様の調査	ア　現行システム仕様及び現行データ仕様の調査 (ｲ) 現行データ仕様の調査等	イ　情報セキュリティに関する検討	ウ　新業務フローの実現可能性の確認	エ　法令等要件の要件定義書への記載等	開発とテストの並行実施	左記以外の要因
	令和3年9月			**要件定義書策定**				
	4年2月まで	富士通社から現行システム仕様の追加調査が必要であると意見されていたのに実施せず	現行データ仕様の調査を実施せず 富士通社による支援の可否を十分に確認せず	情報セキュリティに関する情報を広く取得せず	一括移行を前提とした新業務フローの企画に当たり、実現可能性を十分に確認せず	法令等要件を要件定義書に十分に記載せず		
	4年3月			**設計開発契約締結**				
	4年9月（第1回）	①現行システム仕様調査［4億8743万余円］			4年3月に顧問弁護士から一括移行は困難であるとの意見が示されたが、5年3月までＩＢＭ社に連絡せず	基本設計工程において、法令等要件に係る内容を、発注者の要望等としてＩＢＭ社に十分伝達せず		
	5年1月（第2回）		②現行データの一部を抽出した調査［1億3292万余円］					
	5年5月（第3回）	③仕様調査の範囲拡大［3億2900万余円］		④情報セキュリティ強化のためのネットワーク構成変更［19億1693万余円］［3193万余円］	⑤現行融資制度機能追加のための要件整理等［3億9660万余円］			
	5年12月（第4回）		⑥移行データの全量を調査するなどのデータ移行計画策定［2億1230万円］		⑦現行融資制度機能追加に係る設計開発［24億5850万円］［うち手戻り費用 4億4996万余円］［1億8808万余円］	法令及び運用実態との差異を検知できないまま、アプリ基本設計書のレビュー終了		
	6年8月（第5回）	⑧機構が新システムには実装不要と判断していた機能の追加［3億4472万余円］＜事例1＞	⑨要件定義書に十分に明示していなかったデータの移行対象への追加［1億9647万余円］ ⑩移行データ検証テスト［109億2520万余円］［83億2332万余円］	**リリース時期を8年9月へ延伸**				
	7年2月（第6回）		⑪機構が新システムに移行する必要がないと判断していたデータの移行対象への追加［4億6754万余円］［3億2164万円］＜事例2＞					⑭その他変更［1億1325万余円］ 業務マニュアル作成除外［▲891万円］
	7年9月（第7回）	⑫-1機構が認識していなかった現行システムの仕様に合わせるための仕様変更［31億4707万余円］［うち手戻り費用 23億8906万余円］［1億0647万余円］		**リリース時期を9年2月へ再延伸**		⑫-2法令及び運用実態と異なる内容を修正するための仕様変更［49億9644万余円］［うち手戻り費用 18億1488万余円］［1億7465万余円］＜事例3＞	⑬テスト環境追加［2億1120万円］［11億4112万余円］	⑮システム運用端末等追加［5346万円］ ⑯その他変更［1億2782万円］
	8年1月（第8回）							⑰その他変更［16億2906万余円］ 操作マニュアル作成除外［▲1億0741万余円］
	追加費用計 **（上段）** 設計開発契約分 〈手戻り費用〉 **（下段）** 設計開発以外のプロジェクト関連契約分も含めた合計額	43億0824万余円 〈23億8906万余円〉 44億1472万余円	119億3444万余円 〈－〉 205億7941万余円	19億1693万余円 〈－〉 19億4887万余円	28億5510万余円 〈4億4996万余円〉 30億4319万余円	49億9644万余円 〈18億1488万余円〉 51億7109万余円	2億1120万円 〈－〉 13億5232万余円	
		＜合計＞　262億2236万余円 〈46億5392万余円〉 365億0961万余円						

注(1) 網掛けの追加業務は、機構における再構築プロジェクトの実施方法が適切でないことにより追加されたと認められた13業務を示す。
注(2) ［ ］内の金額は、当該追加業務による追加費用を示し、枠囲い内の金額は、当該追加業務発生に伴う、設計開発以外のプロジェクト関連契約の増大額を示す。
注(3)「追加業務の要因等」欄が「ア」から「開発とテストの並行実施」までの追加業務について、設計開発以外のプロジェクト関連契約の増大額を記載している。

ア　現行システム仕様及び現行データ仕様の調査が適切でないなどのもの

(ｱ) 業務内容を整理するために必要な現行システム仕様の調査が適切でないもの

機構が再構築プロジェクトの実施に当たり準拠することとしているガイドライン等を踏まえると、レガシーシステムから新システムへの再構築に当たり、設計開発を円滑に進めるためには、サービス・業務企画段階において現行システム下で行っていた業務内容、処理内容等を十分に整理した上で、要件定義書を策定することが重要であり、既存の資料等により十分な整理が困難な場合には、既存の情報システムである現行システムの仕様等を十分に調査して処理内容等を把握することが求められる。

しかし、機構は、上記の業務内容、処理内容等を十分に整理してこなかったにもかかわらず、現行システムの仕様等を十分に調査しないまま要件定義書を策定して設計開発契約を締結していた。

すなわち、機構は、現行システムの改修の都度、改修箇所のみに係る事務マニュアル又は設計書を整備するにとどまり、事務マニュアル等を体系的に整理して更新してこなかったことから、再構築プロジェクトの開始時点で、現行システム下で行っていた業務内容、処理内容等が十分に整理されておらず、現行システムの仕様についても十分に把握されていない状況となっていた。

このような状況下で3年7月から8月にかけて実施されたＲＦＩにおいて、富士通社は、現行システムのようなレガシーシステムについては設計書が整理されていないことが多く、その場合、プログラミング言語により処理内容が記述されているソースコードの解析による把握に努めることになるが、それのみでは業務の意味や背景を把握することは難しいため、現行システム仕様の追加調査が必要であるとの意見を示していた。しかし、機構は、この意見に対して、アクセンチュア社（全体計画書及び要件定義書作成事業者）から、両共済事業に係る法令の規定、ソースコード等の現行システム資産の活用等により新システムの設計が可能である旨の見解が示されたこと、同見解に対してPwC社（発注者支援事業者）から特段の異論等が示されなかったことなどを踏まえて、追加調査を実施せずに要件定義書を策定していた。

このため、図表7のとおり、設計開発契約締結後に現行システム仕様の調査等のための追加業務等が生じ、その結果、プロジェクト関連契約に係る契約額が計44億1472万余円増大していた。特に、このうち23億8906万余円は、機構が検収したアプリケーション基本設計（以下「アプリ基本設計」という。）に基づきプログラム開発が進行した後に仕様変更の必要性が判明したため、開発済みのプログラムを開発し直すなどの手戻り費用となっていた。

図表7　機構が現行システム仕様の調査を十分に行っていなかったことにより生じた追加費用等

番号	追加業務等の内容	設計開発契約における変更契約回	追加費用等
①	現行システム仕様の調査に係る業務	第1回	4億8743万余円
③	仕様調査の範囲を拡大するための業務	第3回	3億2900万余円
⑧	要件定義書策定の際に機構が新システムには実装不要と判断していた機能を追加するための業務　＜事例1＞	第5回	3億4472万余円
⑫-1	機構が認識していなかった現行システムの仕様に合わせるための仕様変更業務	第7回	31億4707万余円 （うち手戻り費用 23億8906万余円）
設計開発以外のプロジェクト関連契約への影響			
	番号⑫-1の発生に伴い、プロジェクト管理契約（【4】）について変更契約締結	－	1億0647万余円
プロジェクト関連契約の増大額計			44億1472万余円

注(1)「番号」欄の丸数字は、図表6における丸数字と対応している。
注(2)「追加業務等の内容」欄の【 】内は、図表4における契約番号を示す。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

機構は、毎年度の決算に当たり、現行システムを使用して中小企業倒産防止共済事業に係るリスク管理債権(注)帳票のデータを出力して、破産更生債権等又は貸倒懸念債権を整理している。これにより整理された内容は、機構の決算書に表示されることなどから、新システムにおいても同帳票を出力するための機能が必要となる。

しかし、機構は、現行システム下で行っていた業務内容を十分に整理しておらず、現行システムの仕様も十分に把握していなかったため、新システムのリリース後における同帳票を出力するための機能の必要性を認識しておらず、新システムにおいて当該機能を実装しないこととしていた。このため、機構は、アクセンチュア社に対して、現行システムにおいて同帳票が存在することを説明しておらず、同帳票を出力するための機能を記載しないまま、令和3年9月に要件定義書を策定していた。

その後、5年6月までに、同帳票を取り扱ったことのある機構の職員が新システムで出力する帳票を確認したところ、アプリ基本設計書に同帳票を出力するための機能が記載されていないことが判明したため、第5回変更契約において、同帳票を出力するための機能を追加する業務（追加費用3億4472万余円）が追加されていた。

（注）　リスク管理債権　　中小企業倒産防止共済事業による貸付けを受けた者のうち、破産手続開始等の事由によって経営破綻に陥っている者及びこれに準ずる者に対する債権

(ｲ) 現行データ仕様の調査が適切でなく、また、富士通社による支援の可否の事前確認が十分でないもの

新システムリリース後の円滑な業務継続のためには、現行システムに格納された既存のデータ（以下「現行データ」という。）を新システムに的確に移行する必要があり、ガイドライン等を踏まえると、そのためには、サービス・業務企画段階においてどのようなデータがあるか、それがどのような形態で保有されているかなどの現行データの仕様を調査し把握した上で、要件定義書を策定することが重要となる。

しかし、機構は、当初の予定時期に新システムをリリースするためには、早期に設計開発に着手する必要があるとして、現行データ仕様の調査を実施しないまま要件定義書を策定して設計開発契約を締結していた。

さらに、機構は、設計開発契約の仕様書において、データ移行に関して、富士通社が現行システムに関するＩＢＭ社からの質問に回答することとしていた。

しかし、仕様書に上記のような記載をするに当たっては、事前に富士通社に支援の可否を確認する必要があるのに、機構は、富士通社が対応するとの前提で十分な確認をしていなかった。その結果、契約締結後に、機構が想定していた富士通社からの支援をＩＢＭ社が受けられないことが判明した。

このため、図表8のとおり、設計開発契約締結後に移行対象データの見直し、移行データの検証テスト等の追加業務等が生じており、その結果、新システムのリリース時期が7年8月から8年9月に延伸されるとともに、プロジェクト関連契約に係る契約額が計205億7941万余円増大していた。

図表8　機構が現行データの仕様を調査していなかったこと及び富士通社による支援の可否の事前確認が十分でなかったことにより生じた追加費用等

番号	追加業務等の内容	設計開発契約における変更契約回	追加費用等
②	現行データの一部を抽出した調査に係る業務	第2回	1億3292万余円
⑥	移行データの全量を調査するなどのデータ移行計画策定業務	第4回	2億1230万円
⑨	要件定義書に十分に明示していなかったデータを移行対象に含めるための業務	第5回	1億9647万余円
⑩	移行データ検証テストに係る業務 （上記追加業務の発生に伴い、データ移行の品質を確保する必要があるとして、新システムのリリース時期を令和8年9月へ延伸）	第5回	109億2520万余円
⑪	要件定義書策定の際に機構が新システムに移行する必要がないと判断していたデータを移行対象に含めるための業務　＜事例2＞	第6回	4億6754万余円
設計開発以外のプロジェクト関連契約への影響			
	番号⑩の発生及びリリース時期の延伸に伴い、6契約（【4、6、7、8、10、12】）について変更契約締結 （上記のうち主要契約への影響 ・プロジェクト管理契約【4】 ・発注者支援契約【6】）	－	計83億2332万余円 （3億6963万余円 64億4083万余円）
	番号⑪の発生に伴い、2契約（【14、17】）について変更契約締結	－	計3億2164万円
プロジェクト関連契約の増大額合計			205億7941万余円

注(1)「番号」欄の丸数字は、図表6における丸数字と対応している。
注(2)「追加業務等の内容」欄の【 】内は、図表4における契約番号を示す。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

機構は、現行システムの運用において、現行データをマスタファイル(注1)だけではなくVテープ(注2)領域にも保存している。しかし、機構は、現行データの仕様を調査していなかったことから、同領域にはバックアップデータのみが保存されていると認識して、同領域に格納されているデータを移行対象として記載しないまま、令和3年9月に要件定義書を策定していた。また、アクセンチュア社においても、要件定義書の作成に当たり機構と同様に認識していた。

その後、6年3月に、設計開発以外のプロジェクト関連契約に係る契約手続のために、機構が現行システムの保守事業者を通じて現行データ仕様の調査を実施したところ、同領域にしか格納されていないデータもあることが判明した。このため、第6回変更契約において、同領域に格納されているデータ等も移行対象に含めるための業務が追加（追加費用4億6754万余円）され、設計開発以外のプロジェクト関連契約2契約についても変更契約（追加費用計3億2164万円）を締結することになった。

（注1）　マスタファイル　　組織におけるデータ管理の基盤となる重要な情報を蓄積して管理するための主要なデータファイル

（注2）　Vテープ　Virtual Tape（バーチャルテープ）の略称。物理的な磁気テープではなく、ディスク装置等の上にテープのような仮想の保存領域を作って利用する仕組み

イ　情報セキュリティに関する検討が十分でないもの

ガイドライン等を踏まえると、情報セキュリティのような非機能要件については、技術的に検討を要する事項を多分に含むことから、要件定義段階においてＲＦＩ等により広く情報を取得するなどして、その時点で考え得る要件を具体化した上で要件定義書を策定することが重要である。

しかし、機構は、3年7月から8月にかけて実施したＲＦＩにおいて情報セキュリティ対策を依頼事項として明示しないなど、広く情報を取得しないまま検討を行い、要件定義書等を策定していた。

その後、4年6月に、ＩＢＭ社から提示されたシステム構成案について検討した際、データの管理を行うネットワークへの不正侵入が発生するおそれがあるなどの懸念が判明したため、これを解消するための対応等が必要となっていた。

このため、図表9のとおり、設計開発契約に係る情報セキュリティ強化のための追加業務等が生じており、その結果、プロジェクト関連契約に係る契約額が計19億4887万余円増大していた。

図表9　機構が情報セキュリティ対策に関する検討を十分に行っていなかったことにより生じた追加費用等

番号	追加業務等の内容	設計開発契約における変更契約回	追加費用等
④	情報セキュリティ強化のためのネットワーク構成変更業務	第3回	19億1693万余円
設計開発以外のプロジェクト関連契約への影響			
	番号④の発生に伴い、プロジェクト関連契約2契約（【10、12】）について変更契約締結	－	計3193万余円
プロジェクト関連契約の増大額合計			19億4887万余円

注(1)「番号」欄の丸数字は、図表6における丸数字と対応している。
注(2)「追加業務等の内容」欄の【 】内は、図表4における契約番号を示す。

ウ　新業務フローの実現可能性の確認が十分でないもの

1(2)のとおり、機構は、新システムの開発に合わせて、新業務フローを実現することとしている。一方、制度変更によって既存の加入者に不利益が生ずる場合には全加入者の個別同意が必要となることなどから、ガイドライン等を踏まえると、サービス・業務企画段階において不利益の有無等の問題点等を抽出し整理して、新業務フローの実現可能性の確認、経過措置の検討等を行った上で、要件定義書を策定することが重要である。

しかし、機構は、新業務フローの実現可能性を十分に確認しないまま要件定義書を策定していた。

すなわち、機構は、小規模企業共済事業の貸付けについて、加入者と機構の間でオンラインにより借入申請、借入れ、償還等を行う新融資制度へ移行することとしていた。この新たな業務の企画に当たり、現行の加入者から個別同意を得ることなく、一括で新融資制度に移行（以下「一括移行」という。）することを前提に新業務フローを作成していたことから、現行融資制度に係る機能を記載しないまま要件定義書を策定していた。

その後、要件定義書策定後の4年3月に、機構が顧問弁護士に確認したところ、振込手数料の発生等により加入者に不利益が生ずることから、新融資制度への移行には加入者の個別同意が必要であり、一括移行は困難との意見が示された。さらに、機構は、その後の検討等に時間を要したとして、5年3月まで、ＩＢM社に対して新システムに現行融資制度に係る機能も搭載する必要がある旨を連絡していなかった。

このため、図表10のとおり、設計開発契約に係る現行融資制度機能に係る設計開発等の追加業務等が生じており、その結果、プロジェクト関連契約に係る契約額が30億4319万余円増大していた。特に、このうち4億4996万余円は、機構がＩＢM社への連絡に時間を要したことにより、作成済みのアプリ基本設計書等を作成し直すなどの手戻り費用となっていた。

図表10　機構が新業務フローの実現可能性の確認を十分に行っていなかったことにより生じた追加費用等

番号	追加業務等の内容	設計開発契約における変更契約回	追加費用等
⑤	現行融資制度機能追加のための要件整理等業務	第3回	3億9660万余円
⑦	現行融資制度機能追加に係る設計開発業務	第4回	24億5850万円 （うち手戻り費用 4億4996万余円）
設計開発以外のプロジェクト関連契約への影響			
	番号⑦の発生に伴い、発注者支援契約（【6】）について変更契約締結	－	1億8808万余円
プロジェクト関連契約の増大額計			30億4319万余円

注(1)「番号」欄の丸数字は、図表6における丸数字と対応している。
注(2)「追加業務等の内容」欄の【 】内は、図表4における契約番号を示す。

エ　法令等要件を要件定義書に十分に記載しておらず、ＩＢM社への要望等の伝達も十分でないなどのもの

ガイドライン等を踏まえると、システム再構築を円滑に行うためには、新システムで備えるべき要件を要件定義書に記載しておくことが重要であり、要件定義書だけでは読み取れない要望等の内容については、設計開発段階において設計開発事業者に正確に伝達することが重要である。

しかし、機構及びアクセンチュア社（全体計画書及び要件定義書作成事業者）は、ＩＢM社が基本設計を行うに当たっては両共済事業に係る法令等を参照することとしていたことなどから、アクセンチュア社が作成し機構が策定した要件定義書には、新システムで備えるべき両共済事業に係る法令及び運用実態に関する要件（以下「法令等要件」という。）が十分に記載されていなかった。また、機構は、アプリ基本設計工程において、ＩＢM社に対して、法令等要件に係る内容を、発注者の要望等として十分に伝達していなかったため、アプリ基本設計書は、両共済事業に係る法令及び運用実態とは異なる内容で作成されていた。さらに、機構及びアクセンチュア社（発注者支援事業者）は、十分な確認体制を構築しないままアプリ基本設計書のレビューを実施していたため、両共済事業に係る法令及び運用実態とは異なる内容で作成されていたことを検知できないまま、機構は、アプリ基本設計書を検収していた。

このため、図表11のとおり、設計開発契約に係る法令及び運用実態と異なる内容を修正するための追加業務等が生じており、その結果、リリース時期が9年2月へ再延伸されるとともに、プロジェクト関連契約に係る契約額が51億7109万余円増大していた。特に、このうち18億1488万余円は、開発済みのプログラムを開発し直すなどの手戻り費用となっていた。

図表11　法令等要件を要件定義書に十分に記載していなかったことなどにより生じた追加費用等

番号	追加業務等の内容	設計開発契約における変更契約回	追加費用等
⑫-2	法令及び運用実態と異なる内容を修正するための仕様変更業務 （上記追加業務の発生に伴い、一旦完了したアプリ基本設計を見直す必要が生じたことなどから、リリース時期を令和9年2月へ再延伸）	第7回	49億9644万余円 （うち手戻り費用 18億1488万余円）
設計開発以外のプロジェクト関連契約への影響			
	番号⑫-2の発生及びリリース時期の再延伸に伴い、2契約（【4、18】）について変更契約締結 （上記のうち主要契約への影響 ・プロジェクト管理契約（【4】））	―	計1億7465万余円 （1億6904万余円）
プロジェクト関連契約の増大額合計			51億7109万余円

注(1)「番号」欄の丸数字は、図表6における丸数字と対応している。
注(2)「追加業務等の内容」欄の【 】内は、図表4における契約番号を示す。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例3＞

両共済事業に係る法令によれば、加入者が掛金納付額を変更する場合の効力発生時点は申込書の受理日の属する月とすることとされている。

しかし、機構及びアクセンチュア社（全体計画書及び要件定義書作成事業者）は、ＩＢＭ社が基本設計を行うに当たっては両共済事業に係る法令等を参照することとしていたことなどから、アクセンチュア社が作成し機構が策定した要件定義書には、上記の効力発生時点が記載されていなかった。また、機構は、上記の効力発生時点について、機構の職員にとって周知の事実であったことなどから、ＩＢＭ社に対し十分に伝達していなかった。その結果、ＩＢＭ社が作成したアプリ基本設計書は機構の承認日の属する月をもって効力が発生する仕様となっていた。

さらに、機構及びアクセンチュア社（発注者支援事業者）は、ダブルチェック等を行うなどの十分な確認体制を構築しないまま、アプリ基本設計書のレビューを実施していた。特に、機構においては、人事異動等により両共済事業の業務に詳しくない者がレビューに参加することになる中で、レビュー時の確認項目及びマニュアルが整備されていなかった。このため、機構は、効力発生時点が法令と異なっていることを検知できないまま令和5年10月にレビューを終了して、アプリ基本設計書を検収していた。

その後、6年3月の機構担当課からの問合せを契機として上記の差異が判明し、影響調査の結果、開発済みのプログラムの広範囲に影響が生ずることが判明した。このため、第7回変更契約において、仕様変更業務が追加（追加費用32億8894万余円）され、このうち13億2756万余円は、開発済みのプログラムを開発し直すなどの手戻り費用となっていた。

このように、機構は、1(2)のとおりガイドライン等に準拠して再構築プロジェクトを実施することとしているが、アからエまでのとおり、機構の再構築プロジェクトの実施方法は、ガイドライン等を十分に踏まえたものとはなっていなかったと認められる。

アからエまでの事態のほか、これらによる追加業務発生、工程遅延等により開発規模が拡大する中で、開発工程とテスト工程を並行で実施することに対応するために、第7回変更契約においてテスト環境の追加業務（追加費用2億1120万円）が発生し、これに伴い、設計開発以外のプロジェクト関連契約2契約にも変更契約（追加費用計11億4112万余円）が生じていた。

また、(1)のとおり当初想定していたウォーターフォール型の開発方式とは異なり複数の工程が同時並行で実施されることにより、工程管理が複雑化していること、(2)エのとおりアプリ基本設計書のレビューに当たり十分な確認体制を構築していなかったことなどを踏まえると、現在検知できていない不具合等が開発中の新システムに潜在しているおそれがあると考えられる。

（是正及び改善を必要とする事態）

機構において、当初の予定時期を過ぎても新システムがリリースできておらず、再構築プロジェクトの事業効果が発現していない事態は適切ではなく、是正を図る要があると認められる。また、機構において、サービス・業務企画段階及び要件定義段階における業務内容、現行システム仕様等の把握、情報取得、検討等が十分でないなど、再構築プロジェクトの実施方法が適切でないことにより累次にわたり業務が追加され、再構築プロジェクトに要する費用が増大している事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、アクセンチュア社において、要件定義書作成に当たり当時の現行システム仕様の把握状況及び現行システム資産の活用により当初のスケジュールどおりの再構築が可能であると認識していたこと、アプリ基本設計書のレビューに当たり十分な確認体制を構築していなかったこと、PwC社において、現行システム仕様の調査に関してアクセンチュア社の見解に異論等を示していなかったことなどにもよるが、中小企業庁及び機構において、次のことなどによると認められる。

ア　機構において、サービス・業務企画段階及び要件定義段階において、現行システム下で行っていた業務内容等を十分に整理するとともに現行システム及び現行データの仕様を十分に把握すること、非機能要件の定義に当たり広く情報取得を行うこと、一括移行のような新たな業務の企画に当たり問題点等を抽出した上で必要な検討を行うこと、設計開発段階において、法令等要件に係る要望等を設計開発事業者に正確に伝達することなどの重要性についての理解が十分でないこと

イ　中小企業庁において、アに係る機構に対する指導が十分でないこと

3　本院が要求する是正の処置及び表示する意見

機構は、両共済事業加入者の利便性向上等に資することなどから、引き続き再構築プロジェクトを実施して、新システムのリリースを目指すこととしている。

ついては、現在進行中の再構築プロジェクト及び機構における今後の他のシステム再構築等について、次のとおり、是正の処置を要求し及び意見を表示する。

ア　機構において、再構築プロジェクトについて、両共済事業の実施に必要な品質が確保されていることを十分に確認した上で新システムをリリースすること、また、上記の確認過程等において品質に関する懸念が生じた場合には必要な対応を執ること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの）

イ　機構において、今後、機構の他のシステム再構築等に当たり、サービス・業務企画段階及び要件定義段階において、既存のシステム下で行っていた業務内容等を十分に整理するとともに既存のシステム及びデータの仕様を十分に把握するなどすること、非機能要件の定義に当たり広く情報取得を行うこと、新たな業務の企画に当たり問題点等を抽出した上で必要な検討を行うこと、設計開発段階において、法令及び事業の運用実態に基づく要望等を設計開発事業者に対して正確に伝達することなど、ガイドライン等を踏まえた情報システムの整備運用を行うための体制を整備すること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

ウ　中小企業庁において、ア及びイの措置が確実に行われるよう、機構に対して指導、助言等を行うこと（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構

地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）融資事業等により造成されたファンドの規模の見直し状況、同事業等の事業効果の検証状況等について（中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て）

・道県が自ら定めた見直し基準に長期間継続して該当しているにもかかわらずファンド元本の圧縮又は用途未確定繰越額の一部償還に向けた具体的な協議が行われていなかったファンドに係る同機構の貸付残高　１６０億円 ・ファンド融資事業全体の事業効果を検証し公表していないファンドに係る同機構の貸付残高 （背景金額）１３８９億２０００万円

1　ファンド融資事業等の概要

(1) ファンド融資事業及びファンド助成事業の概要

中小企業庁は、地域資源等を活用した地域における中小企業者等の新事業展開の支援及び地域の中小企業者等と農林漁業者との連携による創業や中小企業者等の経営の革新の支援のために、政府出資金を主な財源とする独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の高度化融資制度を活用して、平成19、20両年度に、それぞれ、地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）融資事業（以下「地域ファンド融資事業」という。）、農商工連携型地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）融資事業（以下「農商工ファンド融資事業」といい、地域ファンド融資事業と合わせて「ファンド融資事業」という。）を創設している。

地域ファンド融資事業は、都道府県を原則とする一定の地域内において創業又は経営の革新を支援する助成事業（以下「地域ファンド助成事業」という。）の財源となる基金（以下「ファンド」という。）を造成する都道府県に対して、機構が、その資金の一部（ファンド造成額の80%以内）について償還期限を10年以内として無利子で貸し付けるものである。

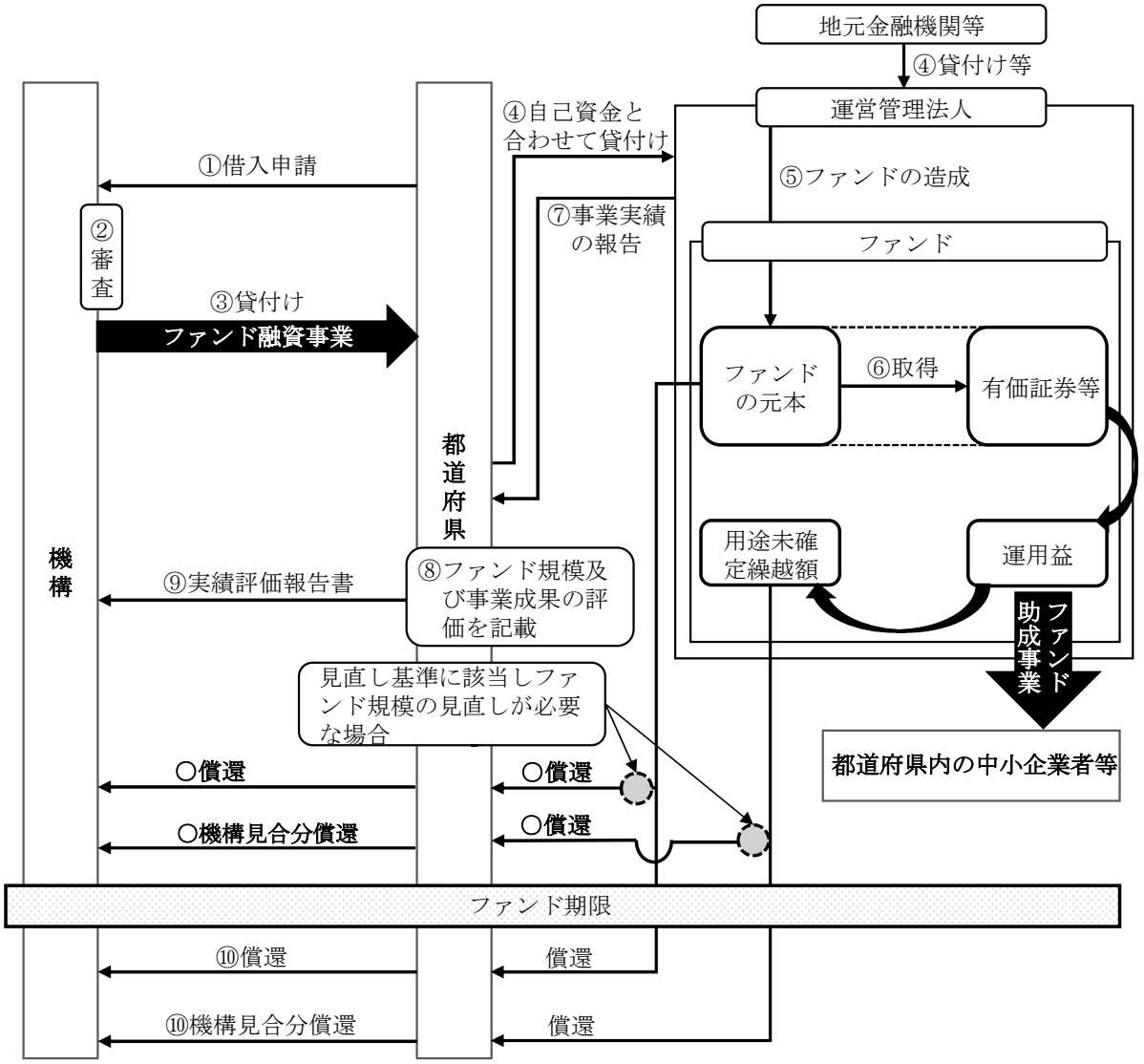
また、農商工ファンド融資事業は、地域ファンド融資事業に準じて、地域の中小企業者等と農林漁業者との連携による創業や中小企業者等の経営の革新を支援する助成事業（以下「農商工ファンド助成事業」といい、地域ファンド助成事業と合わせて「ファンド助成事業」という。）の財源となるファンドを造成する都道府県に対して、機構が、その資金の一部を貸し付けるものである。

ファンドの設置期間は1期10年間となっており、令和7年度末時点で、ファンド融資事業は2期目となっていて、23道県(注1)35ファンドが造成されている。機構の23道県に対する7年度末時点の貸付残高は、地域ファンド助成事業を実施している22道県28ファンドに対する計1253億2000万円、農商工ファンド助成事業を実施している7県7ファンドに対する計136億円、合計1389億2000万円となっている。

（注1）　23道県　　北海道、岩手、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、愛知、兵庫、和歌山、鳥取、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、大分各県

ファンド融資事業の全体像を示すと、図表1のとおりである。

図表1　ファンド融資事業の全体像



（注）用途未確定繰越額、機構見合分及びファンド期限については、後述1(2)参照。見直し基準については、後述1(4)参照。

「地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」（平成19年規程18第88号）及び「農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」（平成20年規程19第66号）並びに「地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則」（平成19年要領18第57号）及び「農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則」（平成20年要領19第81号。以下、これらを合わせて「細則」という。）によれば、都道府県は、機構への借入申請の際、ファンドの運用方法及び運用計画、ファンド助成事業の内容等を定めた実施要領を機構に提出することとされており、機構は、提出された内容がファンド融資事業の趣旨に反するものではないかなどを審査して資金の貸付けを実施している。

ファンド助成事業は、都道府県から公益財団法人等（以下「運営管理法人」という。）への貸付金及び地元金融機関等から運営管理法人への貸付金等により造成されたファンドの元本から生じた運用益により行われている。また、細則によれば、運営管理法人は、ファンドの元本の全額について、国債、地方債等の長期にわたり有利で確実な運用が確保される有価証券等を取得して運用することとされている。

(2) ファンド規模の見直し

細則において、ファンド助成事業を実施する都道府県は、一定事業年度ごとに事業実績を踏まえて、ファンド規模を見直すこととなっている。また、都道府県は、ファンドの設置期間の終期（以下「ファンド期限」という。）が到来した場合には、ファンド期限到来時の用途未確定繰越額(注2)について、機構からの借入金に係る分に相当する額（以下「機構見合分」という。）を機構に償還することとなっている。

（注2） 用途未確定繰越額 ファンドの運用益のうち、次年度への繰越額から、次年度以降に支払が見込まれる助成金の額を除いたもの

(3) 補助金等の交付により造成した基金等に関する基準等

中小企業庁は、都道府県に対して、本件ファンドは「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月閣議決定。以下「基金基準」という。）における基金には該当しないが、その趣旨を踏まえて制度の設計、運用等を行うよう求めている。

基金基準によれば、補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人は、保有割合（基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合。以下同じ。）に基づき、5年に1回は定期的に基金の見直しを行うこととされている。また、効率的、効果的に基金事業が実施されているかどうかについて的確に検証し、基金事業の目標達成度を評価することとされており、所管府省等は、当該評価結果を公表する必要があることとされている。

(4) ファンド融資事業に関する過去の検査の状況等

本院は、機構において、ファンド助成事業の収支状況を適切に把握しておらず、都道府県がファンド助成事業の実績を踏まえてファンド規模を見直していないなどの事態が見受けられたことから、平成25年10月に、機構理事長に対して、会計検査院法第36条の規定により、改善の処置を要求している（以下「25年処置要求」という。）。

機構は、25年処置要求の趣旨に沿い、同年11月に44都道府県に対して通知（以下「25年通知」という。）を発して、細則で規定しているファンド規模の見直し、運営管理法人に対する指導、貸付金の一部繰上償還によるファンド規模の圧縮及び中小企業者等への情報提供の強化等の必要な措置を執ることについて周知徹底を図るとともに、ファンド造成から5年を目途に規模の見直しを行うよう助言した。さらに、26年4月に都道府県に対して通知を発して、収支割合（運用益等の累計額を助成金の累計額等で除した割合。以下同じ。）を新たな指標として設定して、毎年度報告させることとしたほか、25年通知に基づき、ファンドの規模を見直すべきかを判断するための参考となる情報として、全ファンドの応募倍率（当該年度の応募件数を事業計画における当該年度の応募計画件数で除したもの。以下同じ。）、繰越比率（当該年度末時点における用途未確定繰越額を当該年度の運用益で除したもの。以下同じ。）等の情報を提示するなどした。

上記のほか、機構は、25年通知において、都道府県に対して、ファンド規模の見直し基準（以下「見直し基準」という。）を自ら定める必要があることなどを通知している。

(5) 中小企業庁及び機構によるファンド規模の見直し状況等の把握方法

都道府県は、25年通知以降、見直し基準に基づくファンド規模の評価等を記載した実績評価報告書を機構に提出している。機構が定めた実績評価報告書の様式には、図表2のとおり、繰越比率及び応募倍率を基に機構が定めた九つの区分が設定されており、⑥から⑨までの区分に該当する場合、今後の対応方針等を記載することとなっている（以下、機構が定めた上記の区分を「機構の判断基準」という。）。

図表2　ファンド規模の見直しに関する機構の判断基準（九つの区分）

繰越比率 / 応募倍率	1倍未満	1倍以上 2倍未満	2倍以上
2倍以上	①問題ない	④要注意	⑦特に要注意
1倍以上 2倍未満	②問題ない	⑤要注意	⑧特に要注意
1倍未満	③要注意	⑥特に要注意	⑨特に要注意

機構は、都道府県から提出された実績評価報告書によりファンド規模を把握することとしている。そして、自ら定めた見直し基準に該当している一部の県に対して、個別にファンド規模の見直しに関する注意喚起を行ってきたものの、改善が見られないなどのことから、令和6年度以降、「特に要注意」とされているもののうち、⑧又は⑨の区分に2年度連続で該当するファンドについて、今後の対応方針等の詳細を各道県等から個別に聴取して注意喚起を強化することとしている。また、中小企業庁は、機構からファンド規模の見直し状況等の報告を受けて、必要に応じて、今後の対応方針等を各道県等から直接聴取している。

(6) 2期目のファンド融資事業の開始に向けた周知の内容

機構は、平成29年以降に1期目のファンド期限が順次到来することを踏まえて、同年4月に、ファンドの運用方法、ファンド規模の見直し方法等の詳細を記載した「後継ファンドの造成に関するＱ＆Ａ集」（以下「Ｑ＆Ａ集」という。）を都道府県に周知している。Ｑ＆Ａ集においては、ファンド規模の見直し方法として、機構からの借入金の一部繰上償還（以下「ファンド元本の圧縮」という。）又は用途未確定繰越額の一部償還の二つが示されている。また、1期目のファンド期限到来時における用途未確定繰越額のうち機構見合分以外の額（以下「期限到来時残額」という。）について、2期目のファンドに繰り入れて運用する方法又は2期目のファンドの運用益と合算してファンド助成事業の支払に充てる方法により、2期目のファンド助成事業に使用することができるとされている。

(7) 中小企業者等向けの補助事業の拡充

中小企業庁は、令和元年度以降に、事業再構築、省力化投資、新市場進出等のための各補助事業を相次いで創設しており、ファンド融資事業の2期目が開始された平成29年度と比較して、規模や成長段階に応じた中小企業者等向けの補助事業が拡充されている。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

2期目開始以降、中小企業者等向けの補助事業が拡充されていることなどを踏まえると、ファンド助成事業の需要が縮小することも考えられ、ファンド規模を適時適切に見直すことがより重要になる。また、2期目のファンド期限は、令和9年度以降、順次到来することから、中小企業庁及び機構において、3期目の制度設計に向けた検討が行われている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、25年処置要求、2期目開始以降の環境の変化及び基金基準の趣旨を踏まえて、道県によるファンド規模の見直しは適時適切に行われているか、ファンド融資事業の事業効果は適時適切に検証され、公表されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、2期目のファンドを造成している23道県35ファンド（7年度末時点における機構の貸付残高計1389億2000万円）を対象として、機構から提出を受けた実績評価報告書によって収支状況等を確認して検査するとともに、中小企業庁及び機構本部において制度設計や事業運営の考え方を聴取するなどして会計実地検査を行った。このうち、上記の実績評価報告書における繰越比率が高くなっているなどの11道県(注3)等において、見直し基準の内容、ファンド規模の見直

しの実施状況等について聴取するなどして調査するとともに、3県(注4)等についてウェブ会議システムを活用してファンド規模の把握状況を聴取するなどして調査した。

（注3）　11道県　北海道、岩手、秋田、茨城、栃木、千葉、石川、岐阜、愛知、兵庫、鳥取各県
（注4）　3県　新潟、和歌山、大分各県

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 適時適切なファンド規模の見直しが困難となっており、見直し基準に継続して該当しているにもかかわらず、道県において適時適切な見直しが行われていない事態

ア　適時適切なファンド規模の見直しが困難となっているもの

(ｱ) 見直し基準について機構が必要と考える基準を示していないもの

機構は、25年通知において、見直し基準については、都道府県自らが定める必要があるとして、機構としてファンド規模の見直しが必要と考える基準を示さずに、四つの見直し基準を例として示すにとどめていた。

そこで、2期目のファンドを造成している23道県の見直し基準についてみたところ、「繰越比率が1倍以上となっていないか」など、ファンド規模に係る数値化された基準（以下「数値化された基準」という。）によるものが14道県(注5)21ファンド、「直近の年度事業計画と実績を比較し、実績が著しく乖離していないか」など数値化された基準を設けずに事業計画と実績との比較等により判断する基準によるものが5県(注6)6ファンド、両方の基準が混在しているものが6県(注7)8ファンドとなっていて、道県又はファンドによって区々となっていた。

（注5）　14道県　北海道、宮城、秋田、福島、栃木、新潟、石川、岐阜、兵庫、和歌山、鳥取、徳島、長崎、大分各県
（注6）　5県　岩手、秋田、茨城、高知、長崎各県
（注7）　6県　千葉、福井、山梨、愛知、香川、愛媛各県

しかし、数値化された基準に基づかない見直し基準では見直しの要否の客観的な判断が困難となる。

また、数値化された基準であってもファンドごとにその数値が異なっており、例えば、繰越比率でみた場合に、最大で2倍の格差が生じていた。このため、ある県ではファンドの繰越比率が高いとして見直しの必要があるとされている一方で、他の県ではそれよりも繰越比率が高いにもかかわらず見直しが不要とされていた。

(ｲ) 実績評価報告書における1期目の期限到来時残額の記載の要否が明確にされておらず、ファンド規模が的確に把握できないもの

1(5)のとおり、機構は、都道府県から実績評価報告書を提出させることにより、ファンド規模を把握することとしている。一方、1期目の期限到来時残額について、継続して2期目のファンド助成事業に使用可能としていたものの、実績評価報告書にどのように記載するかについて明確にしていなかった。

そこで、23道県35ファンドの1期目の期限到来時残額の取扱いについて確認したところ、11道県(注8)14ファンドにおいては、1期目の期限到来時残額をファンド元本の一部を貸し付けるなどした県又は地元金融機関等に全額償還するなどしていた。一方、13道県(注9)21ファンドにおいては、1期目の期限到来時残額の全部又は一部を2期目のファンドの運用益と合わせてファンド助成事業の支払に充てることとしていた。しかし、これらのうち、5道県(注10)8ファンドにおいては、1期目の期限到来時残額を実績評価報告書に記載していなかったため、機構及び5道県において、ファンド規模を的確に把握できていなかった。特に、3道県(注11)4ファンドにおいては、1期目の期限到来時残額を2期目の用途未確定繰越額と合算するなどすると、繰越比率が増加し、2年度連続で機構の判断基準の⑧又は⑨の区分に該当することになるが、機構は、その場合に行うこととしているファンド規模の見直しに関する注意喚起等を行っていなかった。

このように、見直し基準について機構が必要と考える基準が示されておらず、また、1期目の期限到来時残額の実績評価報告書への記載の要否が明確になっていないため、適時適切なファンド規模の見直しが困難となっていた。

（注8）　11道県　北海道、岩手、宮城、福島、栃木、新潟、福井、愛知、兵庫、鳥取、香川各県
（注9）　13道県　北海道、秋田、茨城、千葉、石川、山梨、岐阜、和歌山、徳島、愛媛、高知、長崎、大分各県
（注10）　5道県　北海道、秋田、岐阜、和歌山、大分各県
（注11）　3道県　北海道、秋田、和歌山両県

イ　ファンド規模の見直しが適時適切に行われていないもの

(ｱ) 機構の判断基準の該当状況

ア(ｲ)の5道県8ファンドにおける1期目の期限到来時残額を2期目の用途未確定繰越額と合算するなどした上で5年度から7年度における機構の判断基準の該当状況を確認したところ、23道県35ファンドのうち12道県(注12)16ファンドが、機構が「特に要注意」としている⑥から⑨までの区分に1回以上該当していた。

また、これらのうち、7道県(注13)10ファンドについては、2年度連続で⑧又は⑨の区分に該当しており、機構は、5、6両年度に連続して当該区分に該当している6道県(注14)のうち、ア(ｲ)の事態により機構の判断基準の該当状況を正確に認識できていなかった3道県を除く3県(注15)から今後の対応方針の詳細を個別に聴取し、ファンド規模の見直しに関する注意喚起を行うなどしていた（図表3参照）。

（注12）　12道県　北海道、岩手、秋田、栃木、千葉、福井、岐阜、和歌山、鳥取、徳島、高知、長崎各県
（注13）　7道県　北海道、岩手、秋田、栃木、岐阜、和歌山、鳥取各県
（注14）　6道県　北海道、岩手、秋田、岐阜、和歌山、鳥取各県
（注15）　3県　岩手、岐阜、鳥取各県

図表3　2期目における23道県35ファンドの令和5年度から7年度までの間における繰越比率、応募倍率及び区分

道県名	ファンド名	令和5年度			6年度			7年度		
		繰越比率	応募倍率	区分	繰越比率	応募倍率	区分	繰越比率	応募倍率	区分
北海道	北海道中小企業新応援ファンド(1号)	0.67	2.19	①	0.77	2.68	①	0.36	2.49	①
北海道	北海道中小企業新応援ファンド(2号)	10.36	1.00	⑧	6.89	1.50	⑧	6.75	1.00	⑧
岩手県	いわて希望応援ファンド	0.17	3.00	①	0.12	4.15	①	0.24	3.23	①
岩手県	**いわて希望応援ファンド（農商工連携型）**	2.40	0.40	⑨	2.55	0.40	⑨	2.52	0.40	⑨
宮城県	みやぎ中小企業チャレンジ応援基金	0.42	1.17	②	0.65	1.59	②	1.10	1.06	⑤
秋田県	あきた中小企業みらい応援ファンド	2.83	0.88	⑨	2.78	1.00	⑧	3.34	1.00	⑧
秋田県	あきた農商工応援ファンド	4.93	0.67	⑨	4.90	0.67	⑨	4.62	0.75	⑨
福島県	ふくしま産業応援ファンド	1.01	2.13	④	0.87	1.03	②	1.02	1.04	⑤
茨城県	いばらきチャレンジ基金	1.56	1.75	⑤	1.89	1.50	⑤	1.78	3.25	④
栃木県	とちぎ未来チャレンジファンド	1.93	0.30	⑥	2.02	0.48	⑨	2.01	0.85	⑨
栃木県	フードバレーとちぎ農商工連携ファンド	0.42	1.11	②	0.23	1.30	②	0.44	1.00	②
千葉県	ちば中小企業元気づくり基金	1.35	2.00	④	1.41	1.30	⑤	1.23	1.70	⑤
千葉県	ちば農商工連携事業支援基金	4.13	1.00	⑧	2.78	2.00	⑦	1.61	2.50	④
新潟県	にいがた創業応援基金	1.47	1.40	⑤	1.36	1.67	⑤	1.58	3.00	④
石川県	成長戦略ファンド	0.82	1.65	②	0.76	0.99	③	0.61	0.95	③
福井県	ふくいの逸品創造ファンド	0.74	1.36	②	1.21	0.82	⑥	0.78	1.36	②
山梨県	山梨みらいファンド	0.31	1.25	②	0.37	1.50	②	0.33	1.75	②
岐阜県	**岐阜県地域活性化ファンド(第1ファンド)**	8.62	0.88	⑨	8.31	1.14	⑧	8.77	1.13	⑧
岐阜県	**岐阜県地域活性化ファンド(第2ファンド)**	6.64	1.00	⑧	6.56	1.00	⑧	7.56	1.33	⑧
愛知県	あいち中小企業応援ファンド(運用型)	1.53	1.50	⑤	1.64	1.26	⑤	1.72	1.50	⑤
兵庫県	ひょうご農商工連携ファンド	1.38	1.29	⑤	1.64	1.83	⑤	1.39	1.57	⑤
和歌山県	わかやま中小企業元気ファンド	1.97	1.63	⑤	1.39	1.80	⑤	2.24	1.70	⑧
和歌山県	わかやま農商工連携ファンド	4.88	1.00	⑧	5.51	1.00	⑧	3.73	1.00	⑧
鳥取県	**とっとり起業化促進ファンド（1号）**	2.99	1.00	⑧	3.01	0.80	⑨	3.47	0.40	⑨
鳥取県	**とっとり起業化促進ファンド（2号）**	2.48	0.67	⑨	2.61	0.50	⑨	1.93	0.80	⑥
徳島県	「ＬＥＤ×藍」産業応援ファンド事業1号	1.08	1.00	⑤	0.46	2.50	①	0.58	1.00	②
徳島県	「ＬＥＤ×藍」産業応援ファンド事業2号	1.78	0.83	⑥	0.88	1.67	②	0.58	1.00	②
徳島県	とくしま経済飛躍ファンド2号	0.61	1.05	②	0.56	1.71	②	0.63	2.00	①
香川県	新かがわ中小企業応援ファンド	1.36	1.50	⑤	1.13	2.33	④	0.89	1.69	②
愛媛県	えひめ中小企業応援ファンド1号	0.19	1.09	②	0.28	1.83	②	0.22	1.71	②
愛媛県	えひめ中小企業応援ファンド2号	0.54	1.27	②	0.15	2.33	①	0.10	2.55	①
高知県	こうち産業振興基金	0.33	0.86	③	0.85	0.86	③	1.80	0.66	⑥
長崎県	ナガサキ地域未来投資促進ファンド	0.62	1.36	②	0.37	1.95	②	0.22	1.84	②
長崎県	長崎県農商工連携ファンド	1.58	0.92	⑥	1.97	0.64	⑥	2.18	0.82	⑨
大分県	おおいた中小企業活力創出基金	0.42	2.86	①	0.57	3.00	①	0.38	2.55	①
各年度における機構の判断基準上の区分の集計		①～⑤の数		22	①～⑤の数		22	①～⑤の数		22
		⑥、⑦の数		3	⑥、⑦の数		3	⑥、⑦の数		2
		⑧、⑨の数		10	⑧、⑨の数		10	⑧、⑨の数		11

注(1)　「繰越比率」欄には、1期目の期限到来時残額を2期目の用途未確定繰越額と合算した上での繰越比率を記載している。

注(2)　2(1)イ(ｱ)において、令和5年度から7年度までの間で⑥から⑨までの区分に1回以上該当していた12道県16ファンドの道県名、ファンド名及び区分を太枠で囲んでいる。また、機構によるファンド規模の見直しに関する注意喚起が行われた3県のファンド名を太字にしている。

注(3)　網掛けの道県及びファンドは、後述2(1)イ(ｲ)における5道県6ファンドを表している。

(ｲ) 見直し基準の該当状況

機構の判断基準の⑧又は⑨の区分に2年度連続で該当していた(ｱ)の7道県10ファンドについて、見直し基準に基づく見直しの状況を確認したところ、5道県(注16)6ファンド（機構貸付残高計160億円）については、7年度末時点で4年間から6年間継続して見直し基準にも該当していた。しかし、いずれの道県においてもファンド規模の見直しが行われていなかった。

これに対して、機構は、上記5道県のうち、ア(ｲ)の事態により見直し基準への該当状況を認識できていなかった北海道と、7年度末時点で新たに対応方針の詳細の聴取対象となった栃木県を除く3県から今後の対応方針の詳細を聴取していたものの、制度上、見直しの主体が都道府県となっていることから、ファンド助成事業の対象となる中小企業者等への情報提供の強化により助成金交付額が増加する可能性があるなどとする県の説明を踏まえてその推移を見守るにとどめるなどしていた。

しかし、細則において、都道府県は、事業実績を踏まえてファンド規模を見直し、必要があるときは一部繰上償還により適正なファンド規模に圧縮するなどとされている。このため、機構は、見直し基準に長期間継続して該当しているにもかかわらず自主的に見直しを行っていない5道県と、ファンド元本の圧縮又は用途未確定繰越額の一部償還に向けた具体的な協議を行う必要があると認められる。

(注16)　5道県　北海道、岩手、栃木、岐阜、鳥取各県

(ｳ) ファンド規模の見直しの可否

(ｲ)の5道県6ファンドにおけるファンド元本の圧縮又は用途未確定繰越額の一部償還によるファンド規模の見直しの可否についてみたところ、次のような状況となっていた。

5道県6ファンドは、ファンド元本をファンドの設置期間と同じ10年間等を償還期間とする債券により運用しており、金利の上昇に伴う債券価格の下落により、償還期限前に運用債券を売却すると多額の売却損が発生することから、ファンド元本の圧縮が困難となっていた。

しかし、用途未確定繰越額については、上記6ファンドの運営管理法人において、ファンド元本とは別に現預金として保管されており損失を生じさせずにファンド規模の見直しが可能であることから、Ｑ＆Ａ集において定められている用途未確定繰越額の償還について検討する必要があると認められる。

そこで、5道県6ファンドについて、2期目開始時から7年度末までにおける1事業年度の助成金交付額等の最高額がファンド期限まで続くと仮定するなどの保守的な方法により試算したところ、ファンド期限の到来時に生ずる用途未確定繰越額は、計2億0916万余円（うち機構見合分計1億3419万余円）となっていた。

イの事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

岐阜県は、岐阜県地域活性化ファンド（第1ファンド）（ファンド総額50億1000万円、うち令和7年度末時点の機構貸付残高40億円）及び岐阜県地域活性化ファンド（第2ファンド）（同33億6111万余円、同20億円）の見直し基準について、いずれも「繰越比率が2倍以上となっていないか」としている。

そこで、両ファンドの繰越比率をみたところ、2年度末から見直し基準に該当する状態が継続しており、7年度末には繰越比率がそれぞれ8.77、7.56となっており、いずれのファンドについても、見直し基準に該当するとともに、機構の判断基準の⑧又は⑨の区分に3年度連続で該当していた。

しかし、機構は、ファンド助成事業の応募申請時の手続簡素化により応募件数の向上が見込まれるとの同県の説明を踏まえてその推移を見守るにとどめるなどしていて、ファンド規模の見直しに向けた具体的な協議を実施していなかった。

また、両ファンドは、ファンド元本がファンドの設置期間と同じ10年間を償還期間とする債券により運用されており、金利の上昇に伴う債券価格の下落により、繰上償還のために運用債券を売却すると多額の売却損（同県の試算によると、第1ファンド、第2ファンドとも数千万円程度）が発生することなどから、ファンド元本の圧縮が困難となっていた。

一方、両ファンドについては、7年度末において、それぞれ、ファンド元本とは別に用途未確定繰越額が現預金として保管されており、用途未確定繰越額の償還によるファンド規模の見直しが可能となっていた。

そこで、2期目開始時から7年度末までの1事業年度における助成金交付額の最高額（第1ファンド916万余円、第2ファンド262万余円）によるなどして、ファンド期限の到来時における用途未確定繰越額を試算したところ、それぞれ、6989万余円（うち機構見合分5316万余円）、3539万余円（同1751万余円）、計1億0528万余円（同計7067万余円）となっていた。

したがって、同県は、用途未確定繰越額のうち機構見合分である計7067万余円の償還について検討する必要がある。

(2) ファンド融資事業全体の事業効果を検証し公表していない事態

ファンド融資事業は、政府出資金を主な財源とする多額の資金により実施されていることから、その全体としての事業効果を適時適切に検証し公表することが重要である。また、ファンド融資事業を全体として検証するためには、個々のファンド助成事業の効果を個別に評価するにとどまらず、ファンド助成事業の統一的な成果目標が必要となる。

そこで、各道県における各ファンド助成事業における成果目標を確認したところ、各道県は、「売上の計上」「3年以内の商品化」等、独自に成果目標を設定しており、統一が図られていなかった。

しかし、中小企業庁及び機構は、ファンド助成事業の成果目標の達成度合いは各道県において評価されるものであるなどとして、ファンド助成事業の統一的な成果目標を設定していなかった。

このため、中小企業庁及び機構において、各道県のファンド助成事業の事業効果を統一的に評価して、ファンド融資事業全体の事業効果を検証することができない状況となっており、事業効果が検証されておらず、公表もされていなかった。

（改善を必要とする事態）

5道県6ファンドにおいて、見直し基準に継続して該当しているにもかかわらず、ファンド規模の見直しが適時適切に行われていない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。また、適時適切なファンド規模の見直しが困難となっている事態並びに中小企業庁及び機構においてファンド融資事業全体の事業効果を検証し公表していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、5道県においてファンド規模を適時適切に見直す重要性についての理解が十分でないことにもよるが、中小企業庁及び機構において、次のことなどによると認められる。

ア　機構において、長期間、見直し基準に継続して該当しているファンドの存在を認識していたにもかかわらず、今後の対応方針等を聴取し推移を見守るにとどめるなど、ファンド元本の圧縮又は用途未確定繰越額の一部償還に向けた具体的な協議を実施する必要性についての理解が十分でないこと

イ　中小企業庁及び機構において、見直し基準の内容、1期目の期限到来時残額の取扱いなどのファンド規模の適時適切な見直しが困難となっている要因に対する検討が十分でないこと

ウ　中小企業庁及び機構において、ファンド融資事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表することの重要性についての理解が十分でないこと

3　本院が要求する改善の処置及び表示する意見

機構は、経済産業省が定めた機構の第5期中期目標において、事業貸付金を含む保有資産の規模やその使途について適切に管理することを求められている。

ついては、中小企業庁及び機構において、適時適切にファンド規模を見直すこと及びファンド融資事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表することが可能となるよう、次のとおり、改善の処置を要求し、及び意見を表示する。

ア　機構において、見直し基準に継続して該当している5道県6ファンドについて、5道県に確認するなどしてファンド期限到来時に生ずる用途未確定繰越額を算出させた上で機構見合分の償還を行うよう求めるなど、ファンド規模の見直しに向けた具体的な協議を行うこと（会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

イ　中小企業庁及び機構において、3期目のファンド融資事業を継続する場合には、都道府県がファンド規模の見直しを確実に行うこととなるように、ファンド規模に係る数値化された適切な

見直し基準の内容を検討した上でこれを示すとともに、2期目の期限到来時残額の取扱いを明確にすることなどにより、ファンド元本の圧縮を含めてファンド規模を適時適切に見直すことができる制度設計とすること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

ウ　中小企業庁及び機構において、3期目のファンド融資事業を継続する場合には、ファンド助成事業を統一的に評価することが可能な成果目標を設定の上、ファンド融資事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表できる体制を整備すること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

独立行政法人住宅金融支援機構

証券化支援事業におけるフラット35の債権に係る融資審査等について（独立行政法人住宅金融支援機構理事長宛て）

・自ら居住するなどの住宅に係るものであることの要件に適合していない買取債権の買取額
３０億４０７４万円

1　証券化支援事業の概要等

(1) 証券化支援事業の概要

貴機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に基づき、民間の金融機関が長期固定金利の住宅ローンを国民に提供することを支援するために、フラット35等の商品名で民間の金融機関が販売する長期固定金利の住宅ローン（以下「フラット35」といい、フラット35を販売する民間の金融機関を「金融機関」という。）の債権を買い取るなどの証券化支援事業を実施している。貴機構が証券化支援事業により買い取ったフラット35の債権の件数及び買取額は、令和5年度が29,246件9398億余円、6年度が24,975件7862億余円となっている。

ア　買取債権の要件及びフラット35における借入金の使途等

独立行政法人住宅金融支援機構業務方法書（平成19年住機規程第1号）によると、貴機構が金融機関から買い取るフラット35の債権（以下「買取債権」という。）は、自ら居住するなどの住宅を建設し又は購入する債務者に対する貸付けに係るものであることとする要件等に適合しなければならないとされている。貴機構は、金融機関との間で、住宅ローン債権売買基本契約を締結し、同契約中に規定されている譲渡債権適格基準を満たす債権を買い取ることとしている。同基準には、フラット35の融資を受けて建設され又は購入される住宅（以下「融資対象住宅」という。）について、上記の業務方法書に定める要件に適合して貸付けの対象となる住宅に関する基準等が定められている。

金融機関は、債務者との間で金銭消費貸借契約証書（以下「証書」という。）を作成し、証書には、借入金の使途は債務者が自ら居住するなどの住宅の取得資金であることなどのほか、融資対象住宅の所在地等を表示することなどとなっている。

また、証書には、債務者が次の①から③までのいずれかの事項に該当して、貸主(注)が債務者に対して書面による返済請求を行ったときは、債務者は債務の全部又は一部につき期限の利益を失い、直ちにその債務の返済（以下「繰上償還」という。）をする旨が規定されている（以下、①から③までのいずれかの事項に該当する融資対象住宅の利用を「不適正利用」という。）。

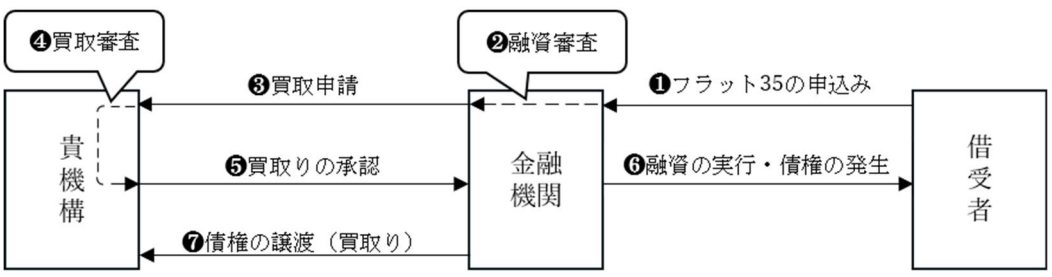
①　借入金を証書に表示されている使途以外の使途に使用したとき
②　貸主に届け出ないで融資対象住宅に自ら又は親族が居住しなかったとき
③　貸主の承諾を得ないで融資対象住宅を住宅以外の用途に使用したとき

（注）　貸主　　証書において、金融機関から貴機構への債権譲渡前は金融機関、債権譲渡後は貴機構が貸主とされている。

イ　証券化支援事業に係る事務

証券化支援事業に係る主な事務の流れは、図表1のとおりとなっている。

図表1　証券化支援事業に係る主な事務の流れ



① 金融機関は、フラット35による融資を希望する者から申込みを受けたとき（図表1❶）は、住宅ローン債権売買基本契約の定めに基づき、当該申込みを行った者（以下、フラット35による融資を受けた債務者と合わせて「借受者」という。）から借入申込書等の資料の提出を受け、借受者に対してヒアリングをするなどして、返済能力及び融資対象住宅の用途が譲渡債権適格基準に適合することなどを確認する審査（以下「融資審査」という。図表1❷）を行う。融資審査の結果、融資を行うことが適当と判断した場合、借入申込書等を貴機構に示して債権の買取りを貴機構に申請（以下「買取申請」という。図表1❸）する。

② 貴機構は、買取申請の内容が譲渡債権適格基準に適合していることなどを確認する審査（以下「買取審査」という。図表1❹）を行う。買取審査の結果、債権を買い取ることが適当と判断した場合、金融機関に対して債権の買取りの承認を行う（図表1❺）。

③ 金融機関は、借受者との間で金銭消費貸借契約を締結して融資を実行する（図表1❻）。そして、貴機構は、金融機関から借受者への貸付金の交付と同時に、当該貸付金の金額（以下「融資額」という。）と同額で、当該金銭消費貸借契約に係る債権を金融機関から買い取る（図表1❼）。

ウ 要件の確認に係る金融機関の融資審査

貴機構は、譲渡債権適格基準の詳細及び金融機関が貴機構に債権を譲渡するまでに必要な手続を定めた「証券化支援事業（買取型）業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）を作成して、金融機関に配布している。業務マニュアルには、金融機関が融資審査において借受者に対して居住の意思等を確認する際の項目が記載された「フラット35融資審査シート」（以下「融資審査シート」という。）等が示されていて、金融機関は、融資審査シートを使用するなどして借受者の申込内容等を確認することになっている。また、住宅部分と店舗又は事務所部分を併せ持つ住宅については、譲渡債権適格基準によると、住宅以外の部分はフラット35の融資対象とならないこととなっている。

さらに、貴機構は、金融機関に対する説明会を定期的に開催するなどして、要件の確認に係る融資審査の観点、確認方法等について、最近の不適正利用の事例を用いるなどして説明している。

エ 不適正利用に係る借受者への説明

貴機構は、業務マニュアルにおいて、不適正利用に該当する事項等を記載した「長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）【フラット35】の特徴及び注意事項について」（以下「顧客説明資料」という。）を示し、金融機関から借受者に対して説明する必要があるとしている。金融機関は、顧客説明資料を使用するなどして、不適正利用が判明した場合は全額繰上償還の義務が発生することなどについて、原則として借受者に対面で説明し、署名させて了承を得ることになっている。

(2) 近年の住宅利用の多様化

近年、急増する訪日外国人観光客の多様な宿泊ニーズへの対応、空き家の有効活用等の観点から、住宅を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊制度が広く普及するなど、個人が居住する住宅の利用方法が多様化している。

民泊制度には、図表2のとおり、住宅宿泊事業（いわゆる民泊）、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（いわゆる特区民泊）又は旅館業として宿泊施設を営むもの（以下、これらを合わせて「民泊等」という。）がある。

図表2　民泊等の種類

種類	住宅宿泊事業 （いわゆる民泊）	国家戦略特別区域 外国人滞在施設経営事業 （いわゆる特区民泊）	旅館業
根拠法	住宅宿泊事業法 （平成29年法律第65号）	国家戦略特別区域法 （平成25年法律第107号）	旅館業法 （昭和23年法律第138号）
事業の内容等	・旅館業の営業許可を受けた者以外の者が、宿泊料を受けて人を宿泊させる事業 ・営業は年間180日以内 ・事業を営むためには都道府県知事等への届出が必要	・国家戦略特別区域として指定された地域において、旅館業法の特例として、宿泊料を受けて外国人旅客の滞在に適した施設で人を宿泊させる事業 ・年間営業日数の上限なし ・事業を営むためには都道府県知事等の認定が必要	・旅館業法に基づく営業許可の下で、宿泊料を受けて人を宿泊させる事業 ・事業を営むためには都道府県知事等の許可が必要

貴機構は、借受者が貴機構に届け出ないで融資対象住宅に居住することなく民泊若しくは特区民泊の施設として利用する場合又は借受者が貴機構の承諾を得ないで融資対象住宅を旅館業の施設として利用する場合は、不適正利用に該当するとしている。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

貴機構における買取債権の買取額は多額に上っている。また、住宅を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する民泊制度の普及といった近年の住宅利用の多様化の状況を踏まえると、当該状況に対応した融資審査等が行われることが重要となっている。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、フラット35について、自ら居住するなどの住宅に係るものであることの要件に買取債権が適合しないものとなっていないか、金融機関の融資審査及び借受者に対する説明が近年の住宅利用の多様化等を踏まえて不適正利用を未然に防止するために十分なものとなっているか、貴機構は融資審査等が不適正利用の未然防止に有効なものとなるための方策を講じているかなどに着眼して、貴機構本店において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、5、6両年度の買取債権54,221件の多くを占め、住宅以外の用途に利用されている状況が外観上比較的明らかな戸建て住宅に係るもの42,622件の中から、人口が集中し、また、観光客数が多く、店舗、事務所又は民泊等に対する需要が高いと考えられる都市部に所在するものなど10,925件（融資額4078億6639万円）を抽出した。そして、当該10,925件の全件を対象に、貴機構から提供を受けたフラット35に係る融資実行データ、インターネット上の情報等を用いて、住宅以外の用途に利用されていないかを在庁により確認し、そのうち、融資対象住宅を店舗、事務所又は民泊等の施設として利用している兆候が見受けられた209件（同89億1074万円）について、その利用状況を実地に確認するなどして検査した。その結果、不適正利用が疑われる135件（同59億4098万円）について、貴機構に調査を求めて、貴機構を通じて、金融機関が融資審査において確認した関係書類の提出を受けるなどして検査した。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 自ら居住するなどの住宅に係るものであることの要件に買取債権が適合していない事態

ア　借受者が融資対象住宅を店舗又は事務所として利用していた事態

融資対象住宅の利用状況を実地に確認するなどしたところ、借受者が融資対象住宅を、貴機構の承諾を得ないで店舗又は事務所（以下「店舗等」という。）として利用していた事態（以下「店舗等利用」という。）が39件（融資額16億6395万円）見受けられた。

店舗等利用39件のうち、融資対象住宅に店舗用又は事務所用と居住用とみられる2か所の出入口が設置されているものが32件（同14億5092万円）となっていた。そこで、これら32件につ

いて、融資審査において金融機関が借受者から提出を受けた書類を確認したところ、図表3のとおり、融資対象住宅の間取りなどが示された資料の提出を受けていなかったものが6件（同2億4359万円）見受けられた。また、融資対象住宅の間取りなどが示された資料の提出を受けていた残りの26件の中には、当該資料において2か所の出入口に加えて業務用の設備と思われる記載があるものもあった。

図表3　店舗等利用における出入口の設置状況等

区分	全体	左のうち2か所の出入口が設置されているもの	うち融資対象住宅の間取りなどが示された資料の提出を受けていなかったもの
件数	39件	32件	6件
融資額	16億6395万円	14億5092万円	2億4359万円

なお、店舗等利用39件のうち、美容業（美容室、エステサロン及びネイルサロン）の店舗が16件（融資額7億7559万円）、飲食業（飲食店及び食品販売店）の店舗が9件（同2億9686万円）となっていた。

店舗等利用について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

借受者Ａは、2階建ての新築戸建て住宅の全てを住宅として利用するとして、令和5年5月にフラット35の融資54,900,000円を受けて、福岡市において、融資対象住宅を取得している。

しかし、当該融資対象住宅の利用状況を実地に確認したところ、1階に店舗（ラーメン店）として営業している部分があり、店舗用と居住用とみられる2か所の出入口が設置されていて、店舗等利用に係る不適正利用が疑われた。このため、貴機構に調査を求めるなどしたところ、借受者Ａは、貴機構の承諾を得ないで当該融資対象住宅の一部を店舗として実際に利用していた。

また、金融機関が借受者から提出を受けた当該融資対象住宅の間取りなどが示された資料には、2か所の出入口に加えて、「オーダーカウンター」という飲食店用の設備と思われる記載があった。

イ　借受者が融資対象住宅を民泊等の施設として利用していた事態

民泊等を運営するに当たっては、地方公共団体への届出等が必要であるため、所在地、施設名等の情報が地方公共団体のウェブサイト等において公表されていることがある。そこで、公表されている民泊等の所在地と融資対象住宅の所在地とが一致しているものについて、融資対象住宅の利用状況を実地に確認するなどしたところ、図表4のとおり、借受者が融資対象住宅を、貴機構に届け出ず又は承諾を得ないで、自ら居住することなく民泊若しくは特区民泊の施設として利用し、又は旅館業の施設として利用していた事態（以下「民泊等利用」という。）が25件（融資額13億7679万円）見受けられた。

図表4　民泊等利用の件数等

区分	全体	民泊	特区民泊	旅館業
件数	25件	7件	2件	16件
融資額	13億7679万円	3億9600万円	7472万円	9億0607万円

民泊等利用25件について、地方公共団体のウェブサイト等の情報と金融機関が借受者から提出を受けた書類とを照合して確認したところ、図表5のとおり、融資審査の時点において把握できた情報から、融資対象住宅の取得後に民泊等利用となるリスクを認識して融資審査を行うことができたと考えられるものが見受けられた（①から③までの純計12件、融資額純計6億7226万円）。

図表5　融資対象住宅の取得後に民泊等利用となるリスクを認識して融資審査を行うことができたと考えられるもの

（上段）融資審査の時点での状況 （下段）融資対象住宅の取得後に民泊等利用となるリスク	件数及び 融資額
①フラット35の申込時点で、既に、購入対象の住宅について民泊等の施設の届出等がなされていたもの　＜事例2＞	2件 1億1727万円
借受者が当該融資対象住宅を民泊等の施設として継続して利用するリスク	
②フラット35の申込時点で、既に、借受者が購入対象とは別の住宅において民泊等の施設を運営していたもの	2件 7318万円
借受者が購入対象の融資対象住宅も民泊等の施設として利用するリスク	
③借受者の勤務先等が民泊等を運営する会社であったもの　＜事例3＞	9件 5億1529万円
借受者の勤務先等が融資対象住宅を民泊等の施設として運営するリスク	
計（注）	12件 6億7226万円

（注）②及び③に重複して計上しているものがあるため、各欄の件数及び融資額を集計しても一致しない。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

借受者Ｂは、3階建ての中古戸建て住宅の全てを住宅として利用するとして、令和6年12月にフラット35を申し込み、7年1月に融資52,920,000円を受けて、東京都墨田区において、融資対象住宅を取得している。

しかし、当該融資対象住宅の利用状況を実地に確認したところ、1階の玄関扉に旅館業の施設名が記載された貼り紙が掲げられていて、民泊等利用に係る不適正利用が疑われた。このため、貴機構に調査を求めるなどしたところ、借受者Ｂは、貴機構の承諾を得ないで当該融資対象住宅を旅館業の施設として実際に利用していた。

また、購入対象の住宅について同区のウェブサイトから確認できた情報をみると、フラット35の申込時点から1年以上前に旅館業の許可がなされていた。

＜事例3＞

借受者Ｃは、3階建ての新築戸建て住宅の全てを住宅として利用するとして、令和7年2月にフラット35の融資80,000,000円を受けて、東京都豊島区において、融資対象住宅を取得している。

しかし、当該融資対象住宅の利用状況を実地に確認したところ、1階の玄関扉には、民泊として届出済みである旨及び住宅宿泊管理業者の情報が記載された貼り紙が掲げられていて、民泊等利用に係る不適正利用が疑われた。このため、貴機構に調査を求めるなどしたところ、借受者Ｃは、貴機構の承諾を得ないで当該融資対象住宅を旅館業の施設として実際に利用していた。

また、借入申込書に記載されていた借受者Ｃの勤務先は、上記の貼り紙に記載されていた住宅宿泊管理業者と一致している上、他に複数の旅館業の施設を運営する会社であった。

以上のように、店舗等利用39件（融資額16億6395万円）、民泊等利用25件（同13億7679万円）、計64件（同計30億4074万円）は不適正利用に該当すると認められた。

(2) 要件の確認に係る融資審査シートの記載内容

融資対象住宅の間取り、民泊等の所在地等の情報は、融資審査の時点で、借受者から提出される資料、地方公共団体のウェブサイト等により金融機関が把握することが可能な場合がある。そこで、店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用を未然に防止するために、借受者から提出される資料、ウェブサイト等を融資審査で活用することについて、融資審査シートにおいてどのように示されているか確認したところ、次のようになっていた。

融資審査シートでは、融資対象住宅について「賃貸用や事業用の取得の懸念はないか」という確認項目はあるものの、具体的に借受者から融資対象住宅の間取りなどが分かる資料の提出を受けることにはなっていなかった。また、確認項目として具体的に民泊等を明示してはいなかった。しかし、現に、融資対象住宅に居住用とは別の出入口が設置されるなどした上で店舗等又は民泊等の施設として利用されている事態を踏まえると、金融機関が融資審査を行うに当たり、不適正利用のリスクが高いと考えられる申込みについて、借受者から融資対象住宅の間取りなどが分かる資料の提出を受けて確認すること、地方公共団体のウェブサイト等から民泊等の施設の所在地を確認することなどは重要であると考えられる。

このような状況について、貴機構は、金融機関を対象にした説明会において、要件の確認に係る融資審査の観点、確認方法等について、最近の不適正利用の事例を用いるなどして説明しているものの、融資対象住宅が店舗等又は民泊等の施設として利用されることがないかを具体的に確

認するための審査項目を融資審査シートに明記するまでには至っていない。そのため、金融機関が融資審査シートを使用するなどして行う融資審査が、店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用の未然防止にとって十分なものとはなっていなかった。

(3) 不適正利用に係る顧客説明資料の記載内容

金融機関と借受者との間で作成する証書の内容のうち、不適正利用に該当する事項等の重要なものについては、金融機関が融資の実行前に特に借受者へ説明を行い了承を得る事項として、貴機構は顧客説明資料に記載して金融機関に対して示している。

そこで、顧客説明資料の記載内容について確認したところ、民泊等利用に係る不適正利用に該当する事項として、店舗等として利用すること及び借受者が融資対象住宅に居住することなく第三者に賃貸することは示されているものの、借受者が融資対象住宅に居住することなく民泊若しくは特区民泊の施設として利用し、又は融資対象住宅を旅館業の施設として利用することについては具体的に示されていなかった。

このように、貴機構において、住宅を民泊等の施設として利用するといった近年の住宅利用の多様化を踏まえた具体的な内容を顧客説明資料に明記するまでには至らず、金融機関が借受者に対して行う説明が、民泊等利用に係る不適正利用の未然防止にとって十分なものとはなっていなかった。

（是正及び改善を必要とする事態）

フラット35に関して、借受者が融資対象住宅を店舗等又は民泊等の施設として利用していて買取債権が要件に適合していない事態は適切ではなく、是正を図る要があると認められる。また、貴機構において、要件の確認に関して融資審査で具体的に確認する内容を融資審査シートに明記していないこと、及び近年の住宅利用の多様化を踏まえて金融機関が借受者に対して説明する具体的な内容を顧客説明資料に明記していないことから、金融機関による融資審査及び借受者への説明が、店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用の未然防止にとって十分なものとなっていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、証書の規定を遵守することについての認識が欠けている借受者がいる中で、貴機構において、店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用を未然に防止するために、要件の確認に関して金融機関が融資審査を行うに当たり具体的に確認する内容を融資審査シートに明記すること、近年の住宅利用の多様化を踏まえて金融機関が借受者に対して説明する具体的な内容を顧客説明資料に明記することについての検討が十分でないことなどによると認められる。

3　本院が要求する是正の処置及び表示する意見

貴機構は、証券化支援事業を今後も引き続き実施していくこととしている。

ついては、貴機構において、買取債権が要件に適合していない事態について要件に適合するよう、また、金融機関による融資審査及び借受者への説明が適切に実施され、店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用を可能な限り未然に防止できるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び意見を表示する。

ア　要件に適合していない買取債権64件が要件に適合するよう借受者に対して必要な対応を執らせて、借受者が必要な対応を執ることができない場合には全額繰上償還の請求等の必要な措置を講ずること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの）

イ　融資審査シートにおいて、金融機関が融資審査を行うに当たり、過去に判明した不適正利用と類似点があるなど融資対象住宅の取得後の不適正利用のリスクが高いと考えられる申込みについて、融資対象住宅の間取りなどが分かる資料の提出を受けて確認すること、地方公共団体が公表する民泊等の所在地等に係る情報を確認することなど、店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用の未然防止に資する具体的な内容を明記すること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

ウ　顧客説明資料において、借受者が融資対象住宅に居住することなく民泊若しくは特区民泊の施設として利用し、又は融資対象住宅を旅館業の施設として利用することが民泊等利用に係る不適正利用に該当することなど、近年の住宅利用の多様化を踏まえた具体的な説明内容を明記すること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

エ　イの内容を明記した融資審査シート及びウの内容を明記した顧客説明資料を金融機関に周知して、融資審査及び借受者への説明を適切に実施することを金融機関に求めること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）